

「通貨と銀行の将来を考える研究会」 (第3.5フェーズ取纏め：資料編)

<事務局>

野村総合研究所 金融イノベーション研究部
井上哲也、石川純子

2025年4月



1. 第1章関連

(資料編 1-1)

- 専門的な知見を有するメンバーによる研究会で議論し、その成果を報告書に集約
 - ー 海外と日本、制度と技術、民間サービスと中央銀行の役割等の多様な視点から議論
 - ー 重要な論点に関するメンバーの異なる意見を併記し、浮かび上がったメッセージを記載
- 民間事業者と政策当局との意見交換プロセスに貢献

第1フェーズ (2020年6月～)

- 中央銀行デジタル通貨 (CBDC) の展望と課題を議論
→「中間報告」を公表 (2021年5月)



第2フェーズ (2021年7月～)

- 日本におけるCBDCの設計・枠組みに関する案を議論
→「進捗報告」を公表 (2021年12月)
→「統合報告」を公表 (2022年4月)



第3フェーズ (2022年7月～)

- CBDCを含むデジタル通貨のエコシステムのイメージを議論
→「最終取り纏め」を公表 (2023年5月)

- 「通貨と銀行の将来を考える研究会」は、約1年の休会を経て、再開しうる運びとなった。本年度に残された期間は約半年であり、この期間だけで一定の成果を挙げる必要がある。
- この間にも、国内でのデジタル手段による支払・決済は、利用者、取扱事業者、提供者、関係当局のいずれの面においても様々な変化や発展をみせている。
- そこで、今年度の下半期（第3.5フェーズ）では、当研究会によるこれまでの議論を通じて示したデジタル支払・決済の展望と実際に生じた変化や発展を対比しつつ、以下の点を明らかにしたい。
 - 1) 当研究会が示した展望はどの程度実現しているか
 - 2) どのような点が想定外であったのか、それらはどのような理由によるのか
 - 3) 足元の変化や発展を踏まえると、将来展望はどのように変えるべきか
- これらの点について理解を共有すれば、デジタル支払・決済を望ましい形で実現するために利用者、取り扱い事業者、提供者、関係当局には、今後各々どのような対応が必要かを明らかにすることが期待される。各会合では上記のような主要なステークホルダーごとの視点から議論し、年度末にはその成果を報告書として公表するとともに、フォーラム等の形で対外的に幅広く共有する。

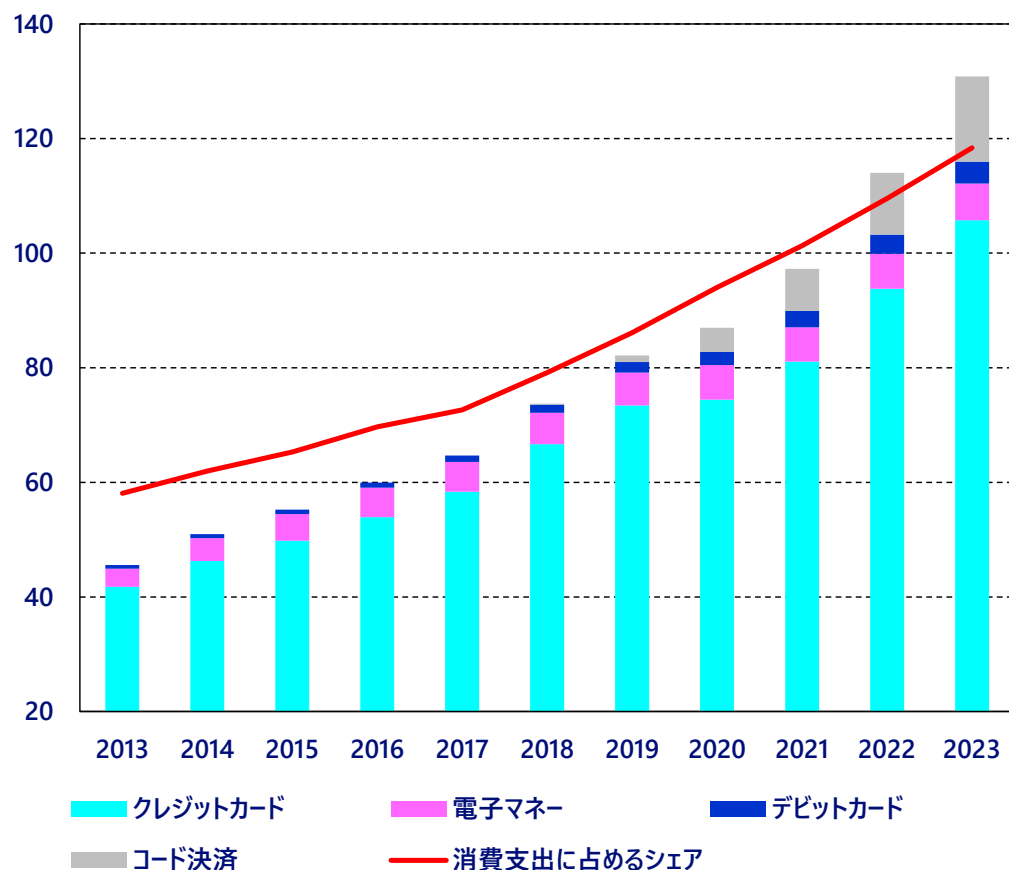
1. 第2章関連

(資料編 2-1)

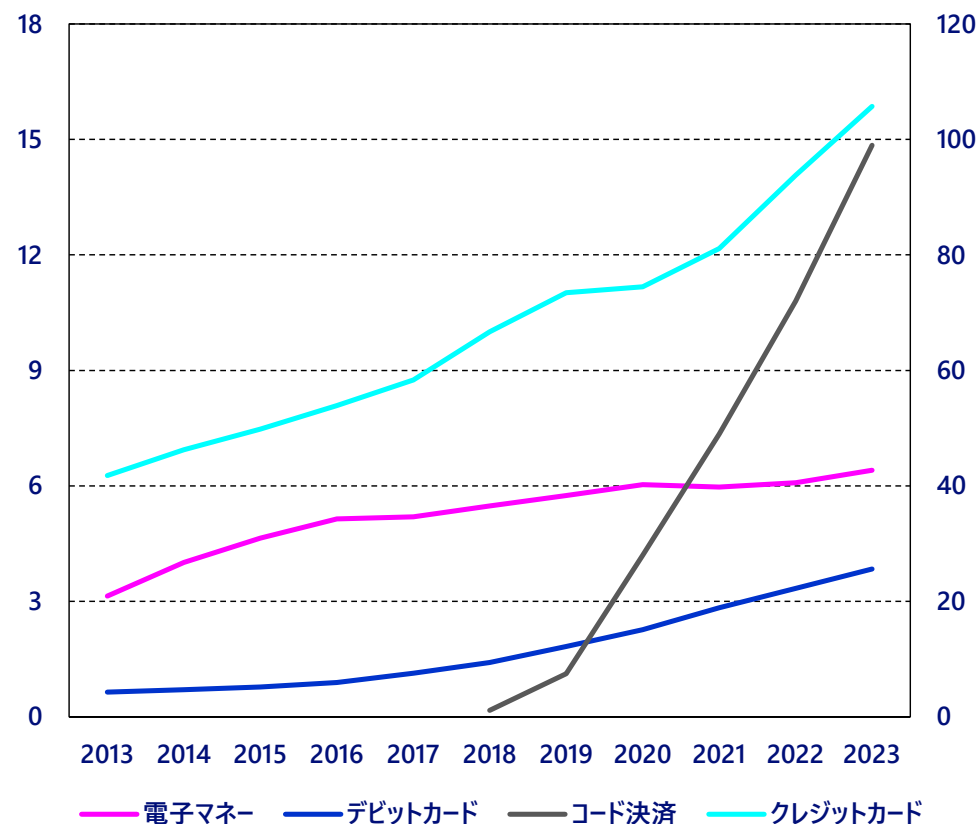
資料：日本銀行「決済統計」、日本クレジット協会「クレジット関連統計」、キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

- キャッシュレス支払・決済の利用額は近年に増勢を強めており、2025年までに消費支出の約4割という「政策目標」をすでに達成した。手段別には、クレジットカードのプレゼンスの高さに変化はないが、コード決済の急増と電子マネーの停滞が目立つ。

手段別の利用金額（兆円）と
消費支出に占めるシェア（％・右軸）



手段別の利用金額（兆円）
(クレジットカードは右軸)

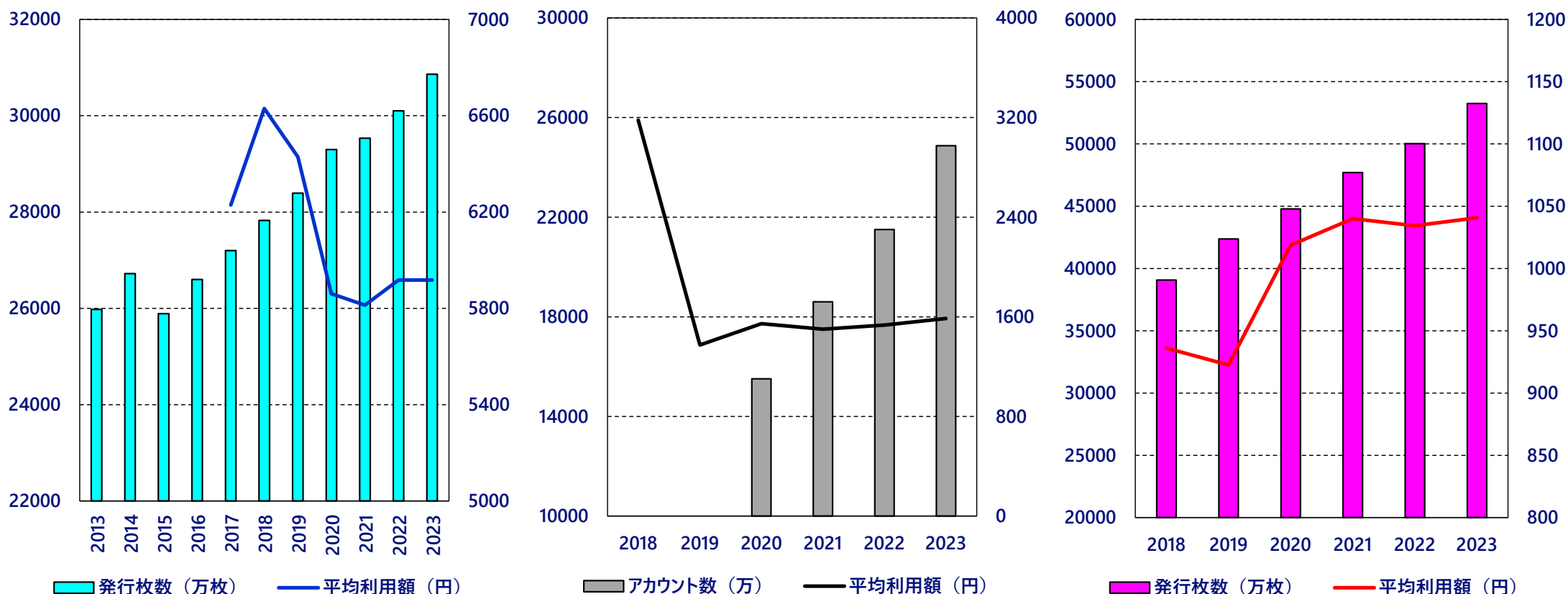


(資料編 2-2)

資料：日本銀行「決済統計」、日本クレジット協会「クレジット関連統計」、
キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

- いずれの手段も発行枚数ないしアカウント数が増加を続けている。平均利用額は、クレジットカードでは低下に歯止めがかかり、6000円程度で横ばいとなっている。これに対し、コード決済と電子マネーはともに1000円台にあり、コード決済がやや高いが競合していることが窺われる。

手段別の発行枚数ないしアカウント数（左軸）と平均利用額（右軸）
＜左：クレジットカード、中央：コード決済、右：電子マネー＞

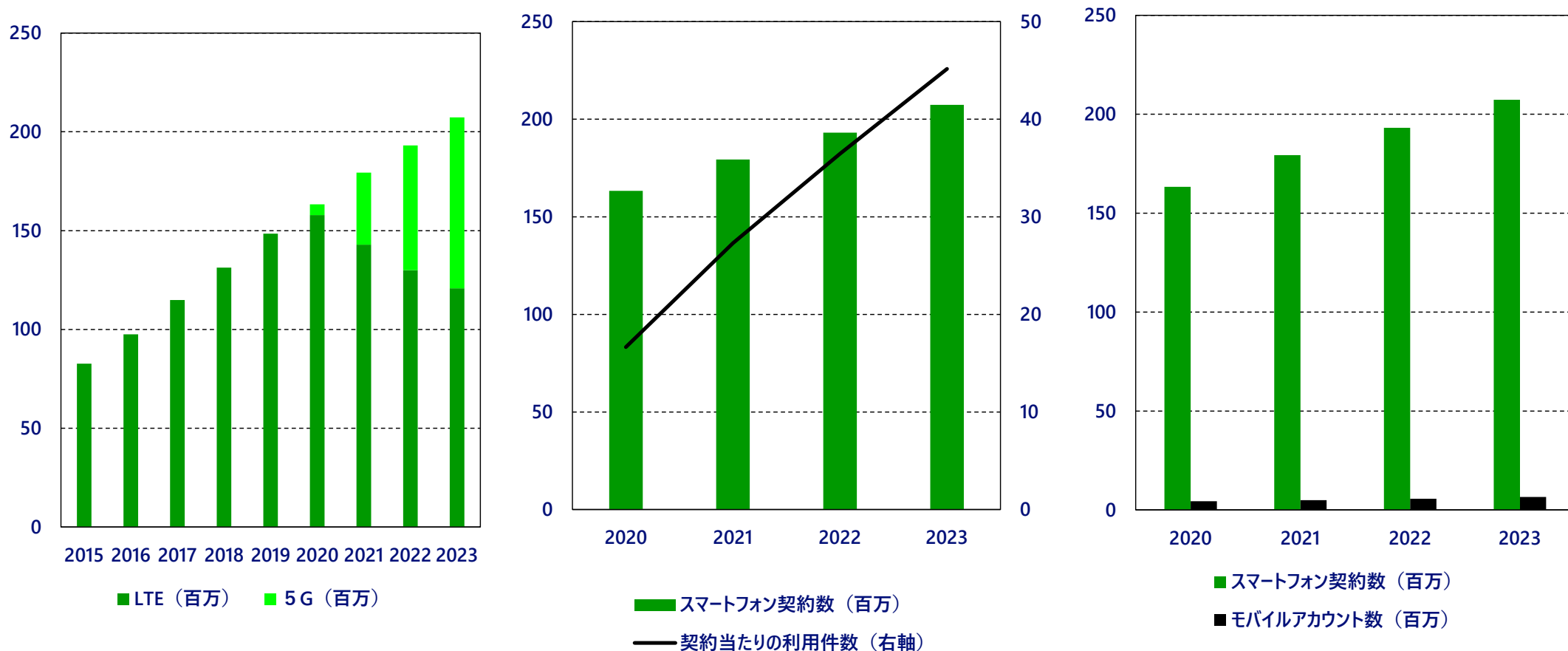


(資料編 2-3)

資料：総務省「電気通信サービスの契約数」、日本銀行「決済統計」、
キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

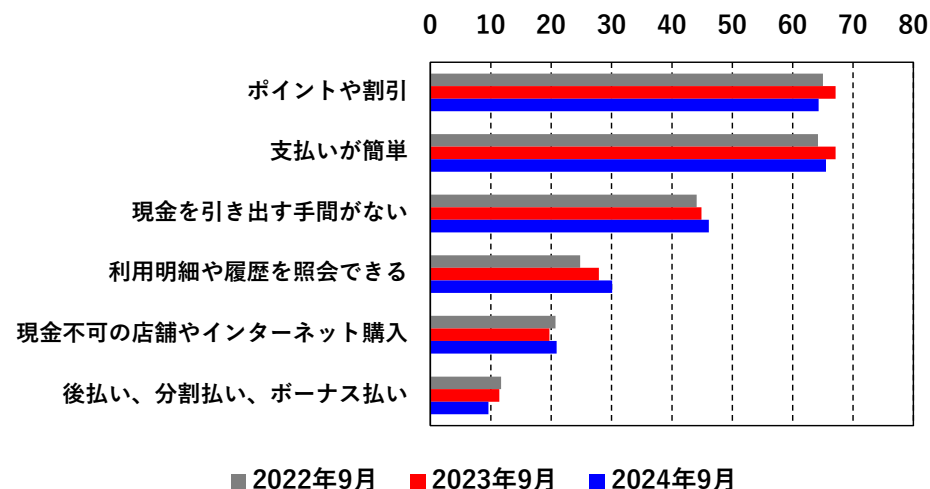
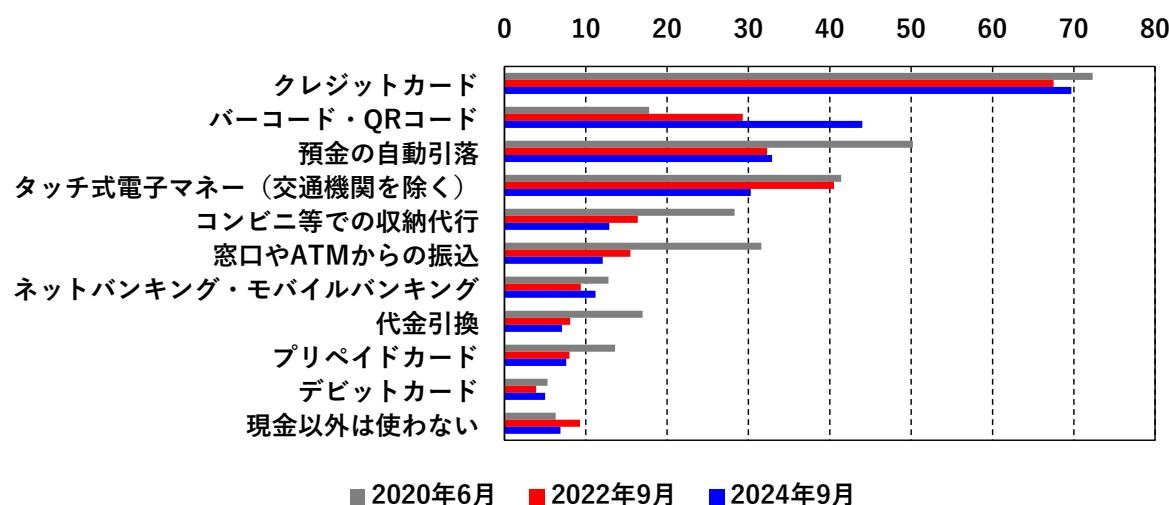
- スマートフォン契約の代理変数としてLTE回線と5G回線の合計をみると、件数は着実に増加しており、昨年末で2億件を超えている。
- コード決済については、既に複数のアプリが活用されている姿が窺われるほか、1契約当たりの利用件数も着実に増加している。これに対し、電子マネーについては、スマートフォン契約数と比べてモバイルアカウント数が低位であり、依然としてカード媒体が指向されている姿が窺われる。

< 左：携帯電話契約件数、中央：コード決済の利用数：右：電子マネーの契約数 >

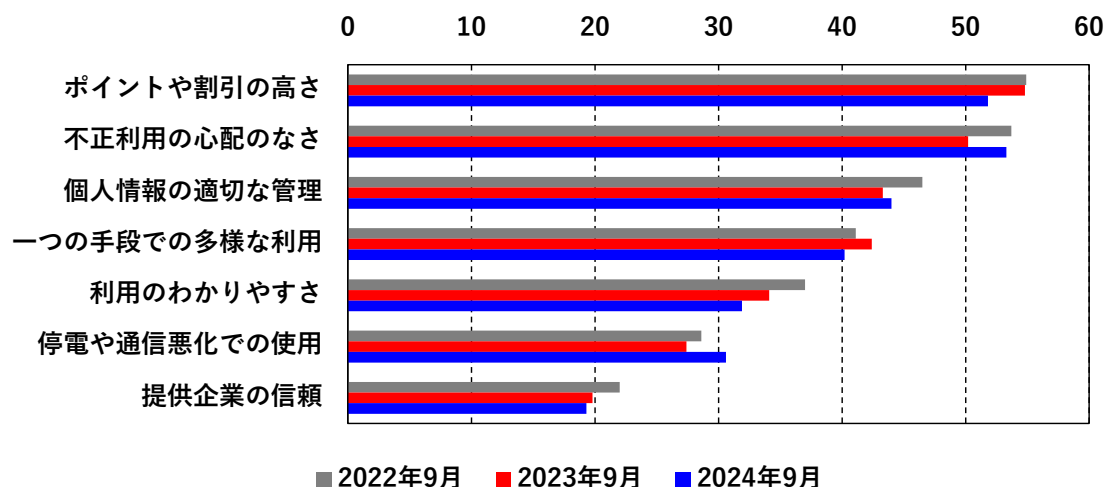


- 日銀の「生活意識に関するアンケート調査」の結果を時間の推移とともに比較すると、クレジットカードの利用には大きな変化が見られない一方、QRコード（含むバーコード）の利用が増加したことがわかる。この間、預金引落としや振込（銀行窓口またはATM）、コンビニ等での収納代行、代金引換は減少した。

< 左：各手段の利用状況、右：キャッシュレス支払・決済を利用する理由（％） >



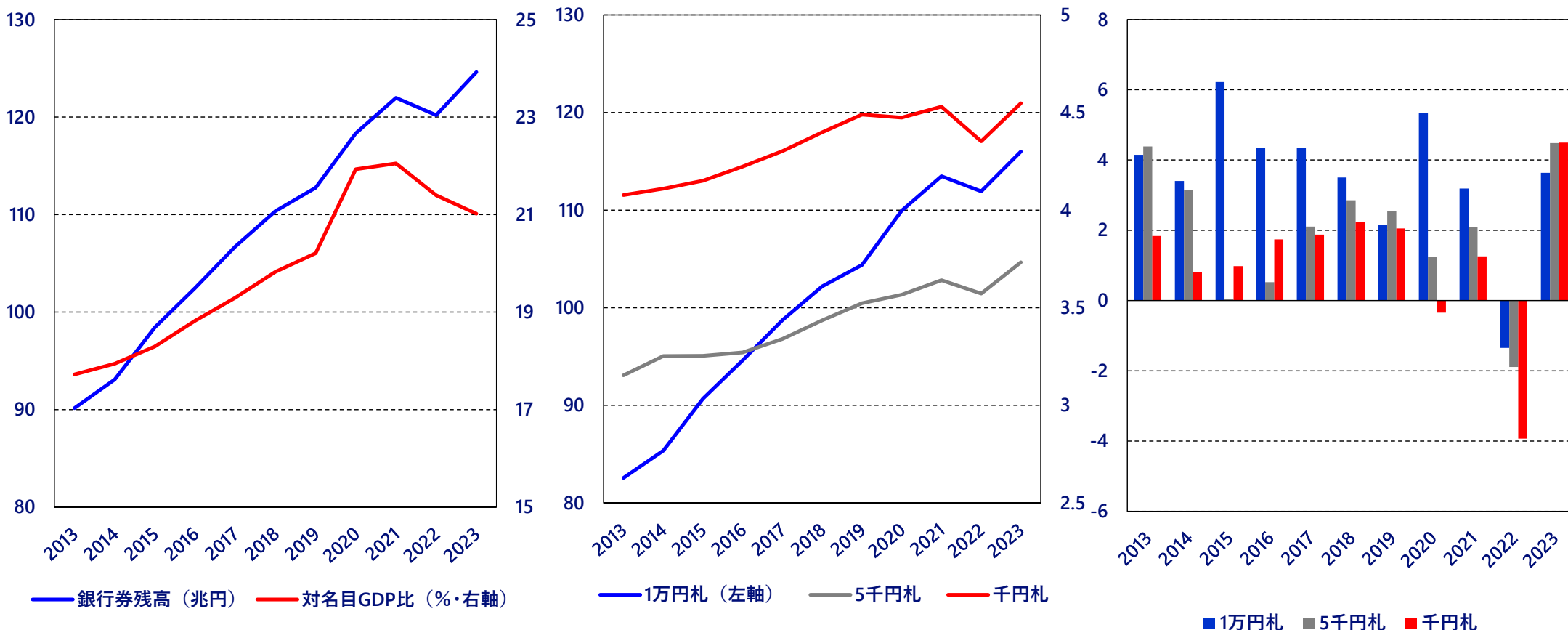
< キャッシュレス支払・決済の課題（％） >



- 銀行券の発行残高は、2022年に減少した後、昨年は大きく増加した。この間にインフレによる名目GDPの増加を背景に、対名目GDP比は頭打ちとなった。券種別には、ここ数年に1万円券の伸びが頭打ちとなった一方、千円券は横這いを続けている。券種別の伸び率をみても、過去10年間は概ね1万円の伸びが突出していたが、足元では収斂している。

日本銀行券の流通状況

< 左：総残高、中央：券種別の残高（兆円）、右：券種別の伸び率（％） >



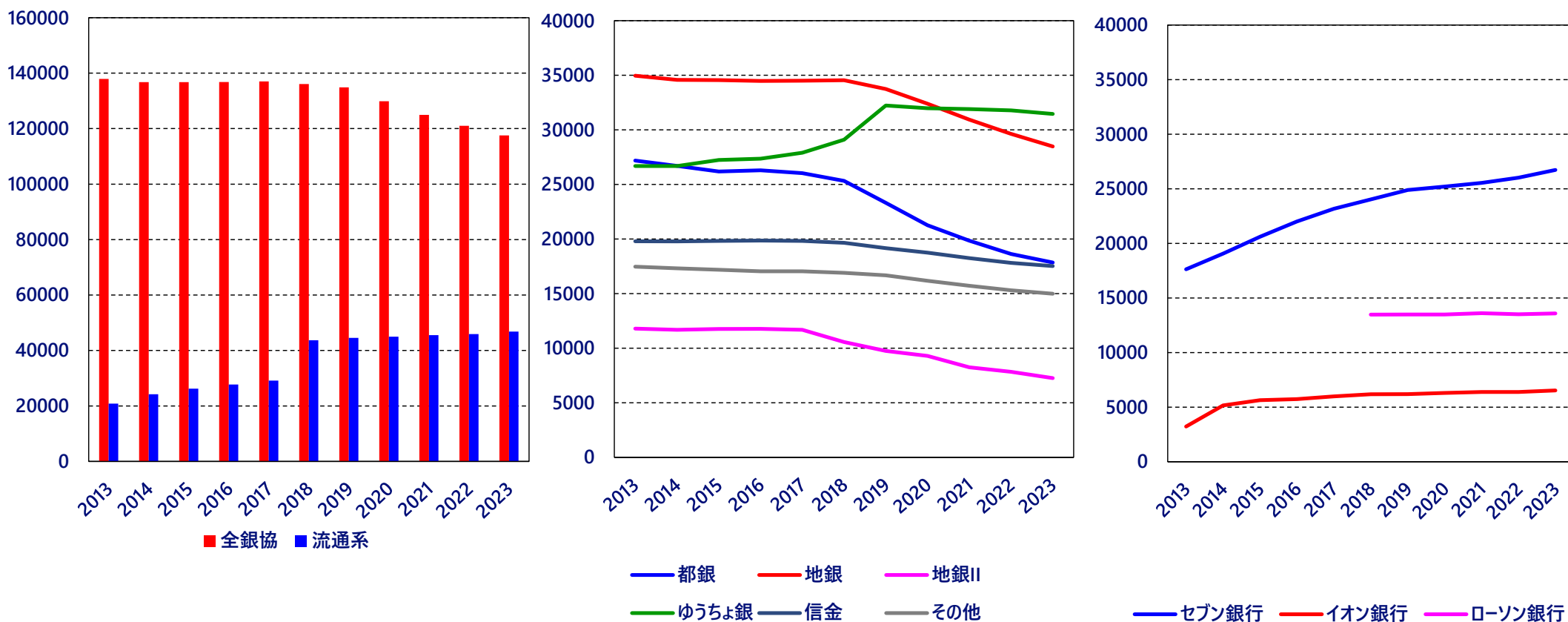
(資料編 2-6)

資料：全国銀行協会「決済統計年報」、各社財務資料

- ATMの設置台数は、全銀協ベースで見ると2019年から減少トレンドを辿り、2023年末には10年前に比べて約2万台減少した。この間、流通系銀行によるATMの設置台数は増加し、主要3社の合計で4万台を超えている。
- 全銀協ベースで主な業態別にみると、都銀の減少が目立つほか、地銀や地銀IIも減少傾向を辿っている。これに対して信金の減少は緩やかに止まっているほか、ゆうちょ銀は横這い圏内で推移している。また、流通系銀行では特定の事業者による増勢が目立つ。

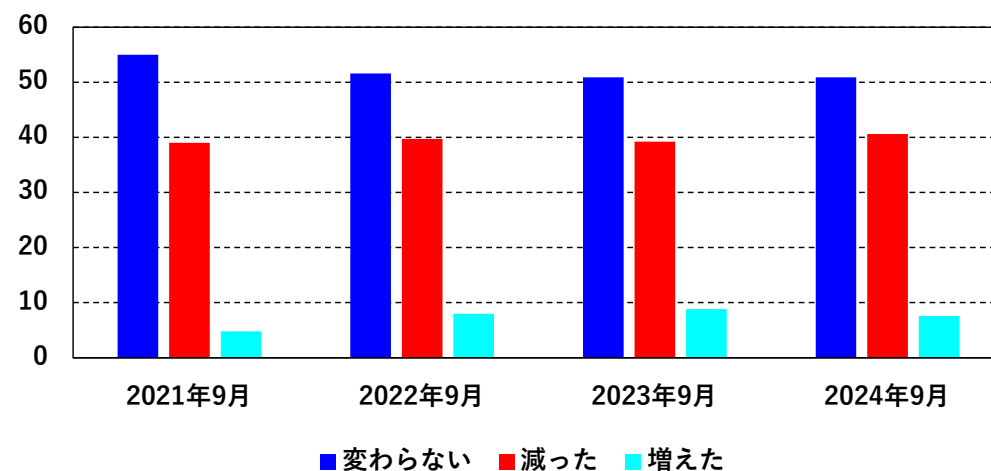
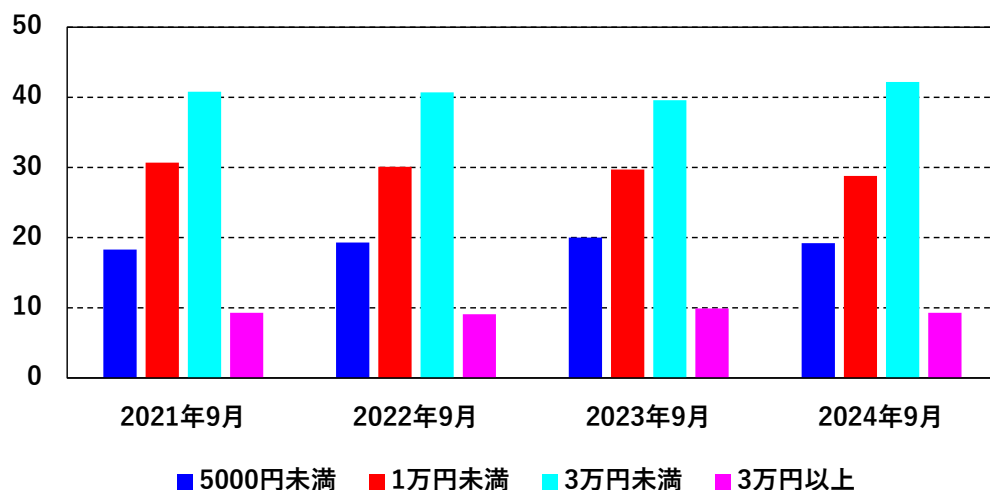
ATMの設置状況

<左：合計台数、中央：主要業態別、右：流通系各社別>

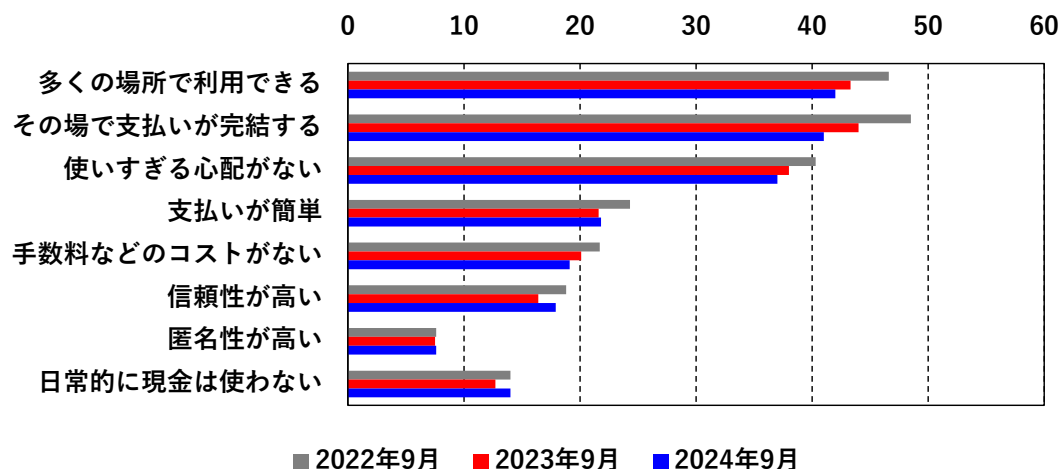


- 日銀の「生活意識に関するアンケート調査」の結果を時間の推移とともに比較すると、現金の持ち歩き金額や現金の利用頻度に関しては近年に大きな変化は見られない。また、現金を利用する理由として、「多くの場所で利用できる」、「その場で支払が完結する」、「使いすぎる心配がない」との回答が上位を占める点も同様である。

< 左：現金の平均所持額、右：半年前に比した現金の利用頻度（％） >

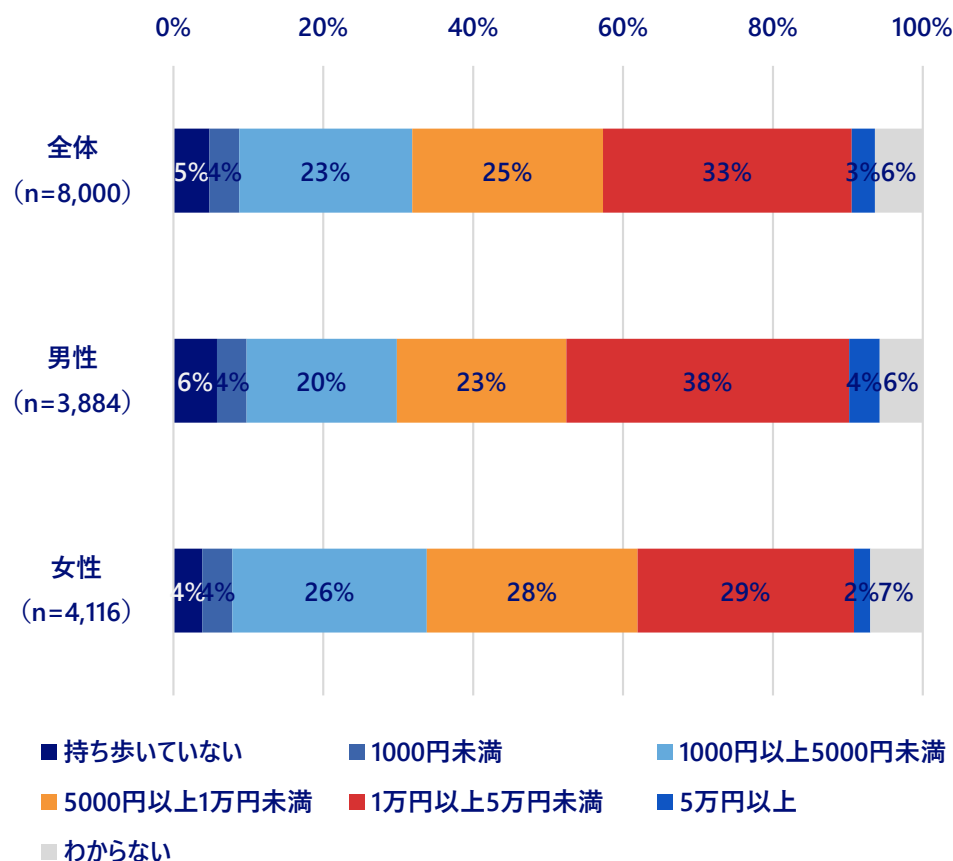


< 現金を利用する理由（％） >



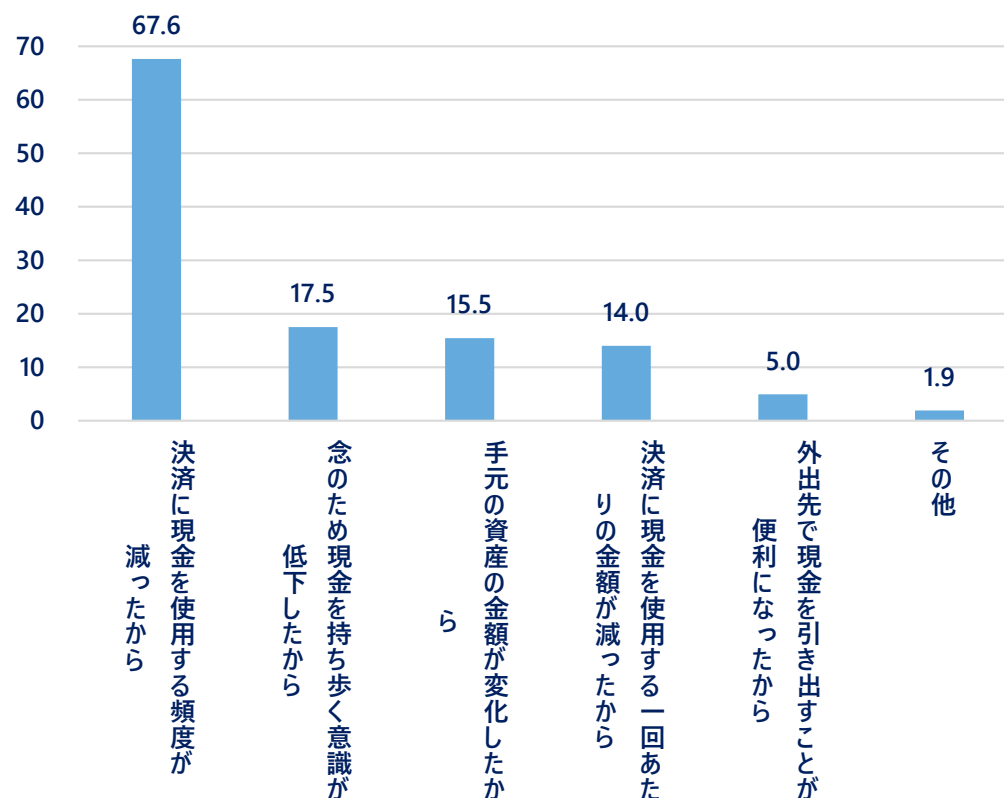
■ 事務局が2024年3月に実施したアンケート調査（インターネット）の結果によれば、普段持ち歩いている現金の額が10000円未満とした回答が57%に達し、持ち歩く現金が減った理由の大半（68%）が決済に現金を使用する頻度が減った点を挙げた。

普段持ち歩いている現金の額



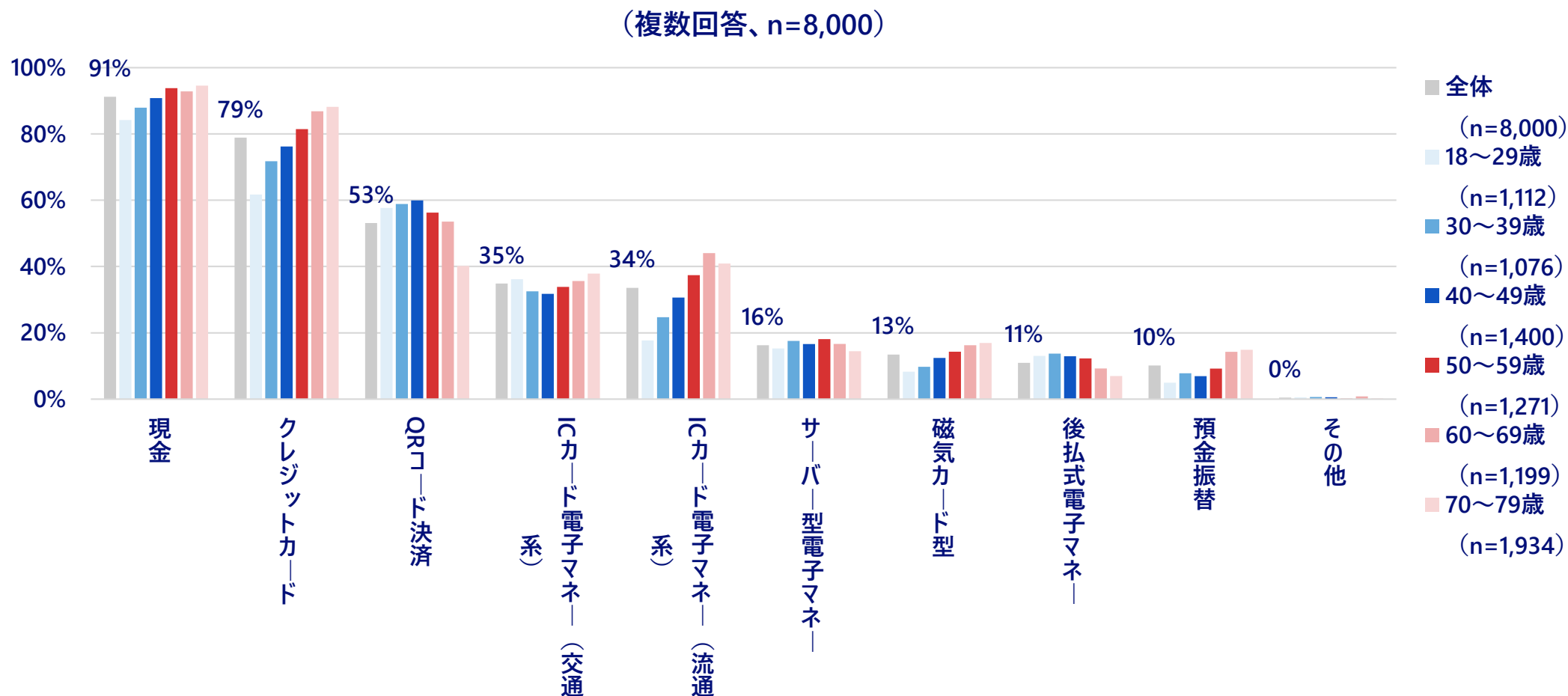
持ち歩く現金が減った理由

(複数回答、%、n=828)



(資料編 2-9)

■ 同調査の結果によれば、支払・決済手段別には現金、クレジットカード、QRコード、電子マネーの順で利用実績が多いことが確認されたが、回答者の年齢層別には、クレジットカードや電子マネー（特に流通企業の発行によるもの）では高齢層が、QRコードでは若年層が相対的に利用実績が多いという特徴も示された。



(注) 80～89歳はサンプル数が少ないため非表示。図の縦軸は、それぞれの年代別の回答に占めるシェア。

(資料編 2-10)

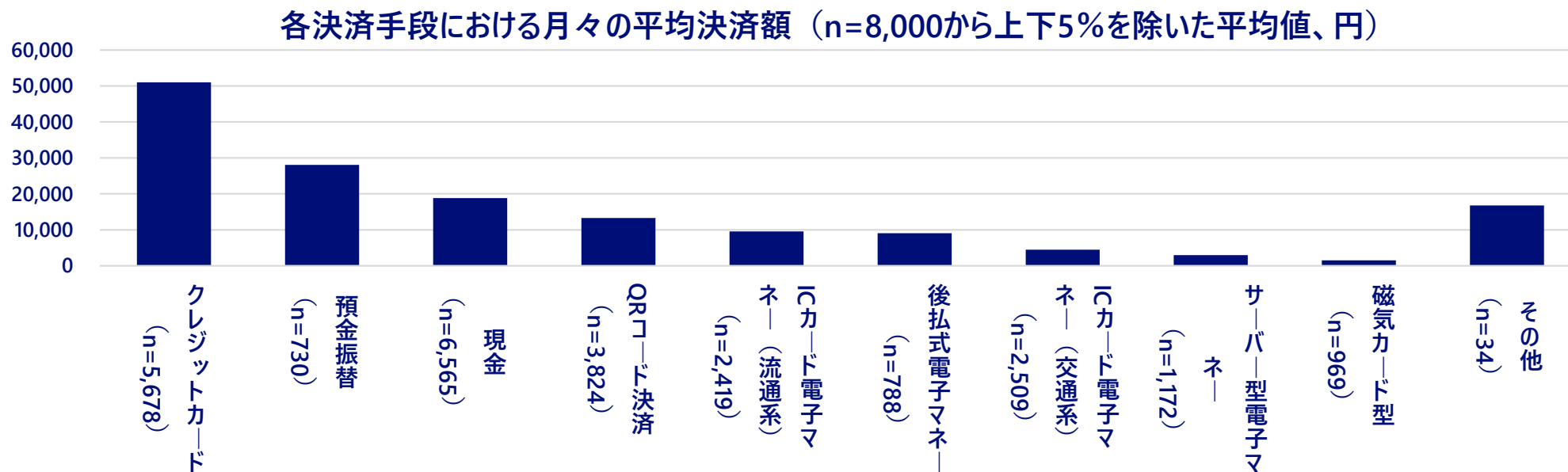
資料：野村総合研究所「家計の決済手段の選択に関するアンケート」

- 同調査の結果によれば、支出項目別には殆どの項目で現金が1位、クレジットカードが2位となっているが、高額品や光熱水道費ではクレジットカードが1位で、日常の買い物でも現金とクレジットカードが拮抗している。QRコードは日常の買い物や個人間の決済（割り勘など）で3位となっているほか、預金振替が国税や地方税の納付で3位となっている。

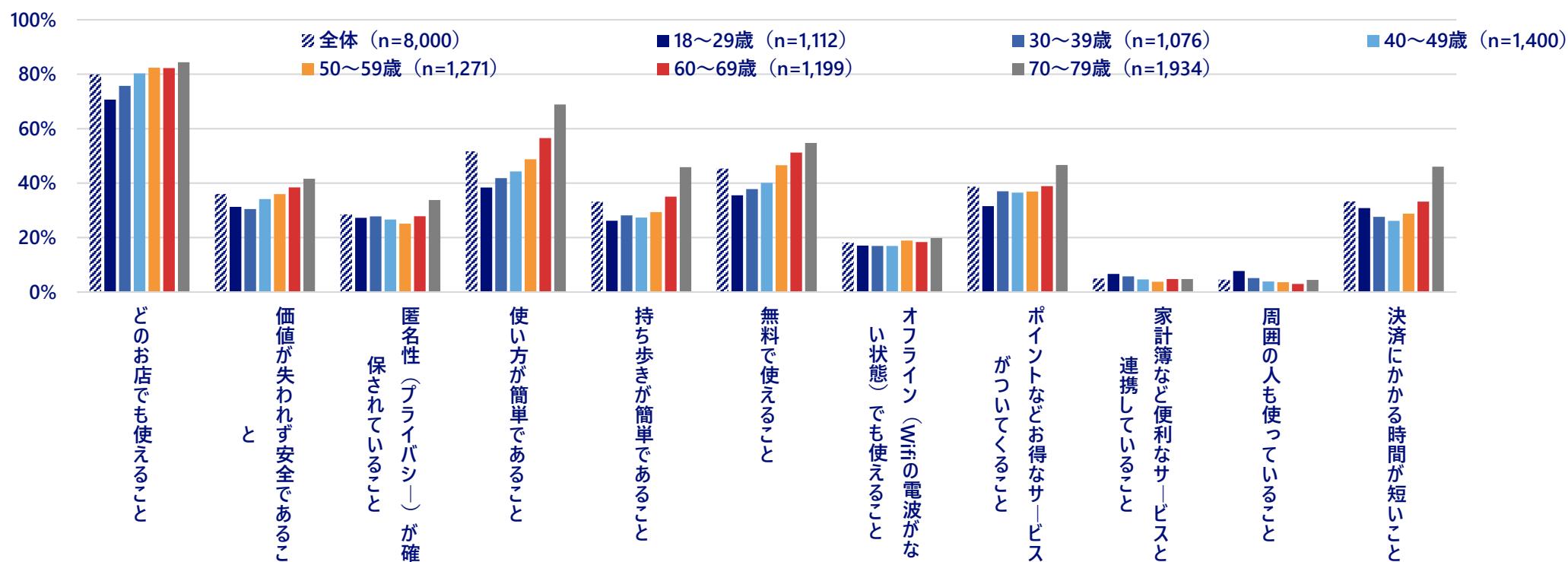
決済において最もよく使う 決済手段 (n=8,000)	不定期・ 日常の買 い物	不定期・ 高額品	医療費・ 介護費	住居費	光熱・水 道費	教育費	交際費	個人間の 決済	国税	地方税
N	7,299	4,242	4,880	4,086	6,007	1,414	4,356	2,676	3,911	3,930
現金	①37%	②21%	①64%	①46%	②32%	①54%	①68%	①69%	①55%	①55%
クレジットカード	②36%	①67%	②29%	②41%	①56%	②34%	②23%	②17%	②29%	②28%
ICカード電子マネー（交通系）	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
ICカード電子マネー（流通系）	6%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
サーバー型電子マネー	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
磁気カード型	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
後払式電子マネー	1%	1%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%	0%
QRコード決済	③17%	③8%	③4%	3%	3%	4%	③6%	③9%	6%	6%
預金振替	0%	0%	1%	③7%	③6%	③4%	1%	1%	③7%	③9%
その他	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

(注) 各支出項目ごとの決済手段 1 位～ 3 位に①～③を記している。

- 同調査の結果によれば、各手段別の毎月の支払額は、クレジットカードが約5万円で最も大きく、次いで、預金振替が3万円弱、現金が2万円弱、QRコード決済が1万円強、電子マネー（流通企業の発行によるもの）が1万円弱と続いている。



■ 同調査の結果によれば、利用者が支払手段の選択において最も重視するのは「どのお店でも使えること」であり、「使い方が簡単であること」と合わせて利便性を優先していることが示唆された。これらに続いて、「無料で使えること」や「ポイントなどのサービスがついてくること」といった金銭的なメリットを重視する意見が多かった。



- 同調査の結果によれば、利用者が支払手段を選択する理由としては、クレジットカードやQRコードでは「ポイント還元率」や「普段使っている」といった重要である一方、現金や預金振替では「（受け手に）指定された」とか「支払が簡単である」といった点が大い。

現金	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	住居費	光熱・水道費	教育費	交際費	個人間の決済	国税	地方税
各シーンにおける現金の選択順位（位）	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
その決済手段しか持っていなかったから	30%	32%	31%	33%	36%	35%	33%	36%	36%	36%
その決済手段しか選べなかったから/指定されたから	7%	7%	27%	23%	13%	25%	19%	14%	21%	20%
使いすぎの心配がないから	15%	13%	5%	6%	7%	3%	5%	5%	5%	5%

クレジットカード	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	住居費	光熱・水道費	教育費	交際費	個人間の決済	国税	地方税
各シーンにおける現金の選択順位（位）	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2
決済時に必ず貯まるポイントの還元率が他よりも高いから	37%	34%	34%	30%	31%	33%	36%	31%	27%	26%
その決済手段しか持っていなかったから	9%	9%	10%	12%	11%	13%	10%	11%	13%	13%
普段よく利用している決済手段を利用したかったから	11%	12%	10%	9%	10%	6%	10%	6%	8%	9%

QRコード	不定期・日常の買い物	不定期・高額品	医療費・介護費	交際費	個人間の決済
選択した人数（人）	1237	337	181	249	252
決済時に必ず貯まるポイントの還元率が他よりも高いから	40%	38%	33%	39%	27%
簡単に支払いができるから	12%	11%	8%	10%	12%

預金振替	住居費	光熱・水道費	教育費	国税	地方税
選択した人数（人）	295	376	61	292	335
その決済手段しか選べなかったから/指定されたから	38%	22%	36%	25%	25%
その決済手段しか持っていなかったから	11%	13%	11%	16%	16%
簡単に支払いができるから	10%	13%	8%	16%	15%

(資料編 2-14) 資料：野村総合研究所「家計の決済手段の選択に関するアンケート」

ICカードでは相対的にチャージ
プロセスでの不満が指摘された

QRコードでは使用時の各プロ
セスにおいて他の決済手段より
不満に感じている人が多い

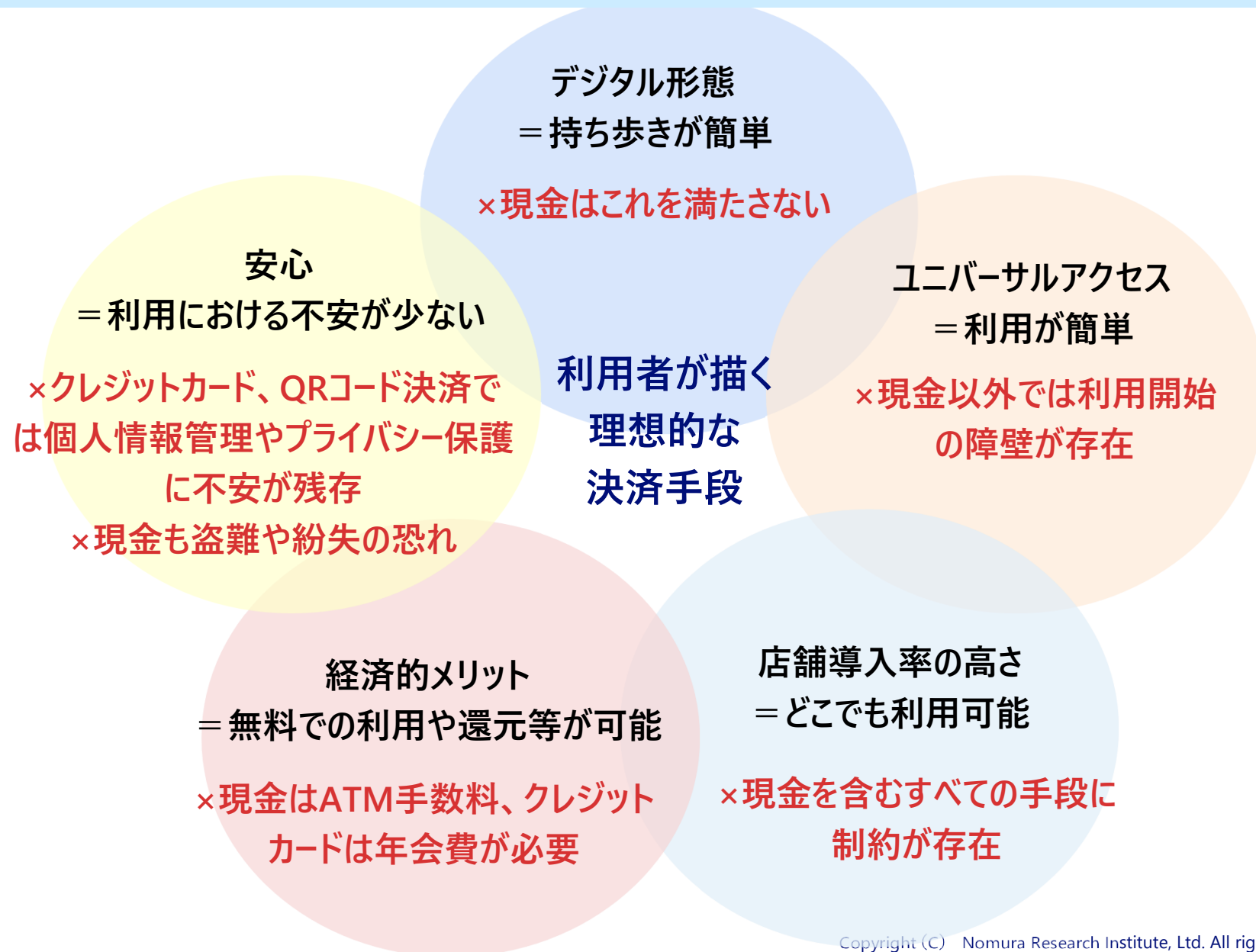
決済手段に対する不満 (複数回答、それぞれの回答者に占めるシェア)	現金	クレジット カード	ICカード 電子マ ネー (交 通系)	ICカード 電子マ ネー (流 通系)	サーバ ー型電子マ ネー	磁気カー ド型	後払式電 子マネー	QRコード 決済	預金振替
N	7295	6310	2787	2687	1302	1077	876	4248	812
困ったことやストレスに感じたことはない	①76%	①67%	①69%	①68%	①72%	①65%	①63%	①62%	①67%
利用し始めるにあたり、登録しなければならない情報が多すぎたこと	-	③7%	③5%	③6%	②6%	4%	③7%	③7%	②7%
本人確認のやり方がわかりづらかったり、うまくできなかったこと	-	2%	2%	2%	2%	2%	4%	5%	1%
銀行口座の登録方法がわかりづらかったり、うまくできなかったこと	-	2%	1%	1%	1%	1%	3%	2%	3%
ATMやレジなどでうまくチャージできなかったこと	-	1%	3%	4%	1%	1%	2%	3%	1%
自分が利用したい方法で残高のチャージができなかったこと	-	1%	2%	3%	1%	1%	1%	3%	1%
アプリのインストールが面倒だったこと	-	1%	1%	2%	1%	1%	2%	4%	0%
本人確認など利用を開始できるようになるまでに時間がかかったこと	-	2%	2%	1%	1%	1%	2%	2%	3%
お店での利用方法（操作方法）がわからなかったこと	-	2%	1%	2%	1%	2%	2%	4%	1%
お店で利用するときに操作に時間がかかったこと	-	2%	2%	2%	1%	3%	3%	7%	1%
お店で利用するときにどの決済手段が良いのか分からなかったこと	-	2%	2%	2%	2%	3%	3%	3%	1%
どこのお店で利用できるかがよくわからなかったこと	-	2%	5%	5%	4%	③9%	6%	6%	1%
利用したかったお店で利用できなかったこと	2%	6%	②5%	②6%	③5%	②9%	②9%	②10%	1%
決済できる金額に上限があること	-	2%	2%	2%	1%	2%	3%	2%	1%
入手や利用にコストがかかること（ATM引き出し手数料、年会費など）	③4%	3%	1%	1%	1%	0%	1%	1%	③5%
個人情報の管理体制やプライバシーが守られているか不安になること	-	②10%	5%	5%	4%	3%	6%	6%	3%
他の決済手段に変更する際に手続きが面倒なこと	1%	2%	2%	2%	2%	1%	3%	2%	5%
取引履歴の確認がしにくいこと	4%	2%	4%	3%	3%	4%	2%	2%	4%
持ち歩きが不便なこと	②15%	3%	2%	2%	1%	4%	2%	2%	4%
その他	2%	2%	2%	3%	2%	2%	2%	2%	2%

(注) 各支出項目ごとの不満 1 位～3 位に①～③を記している。

クレジットカードでは情報管理への懸念点が最も高い

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

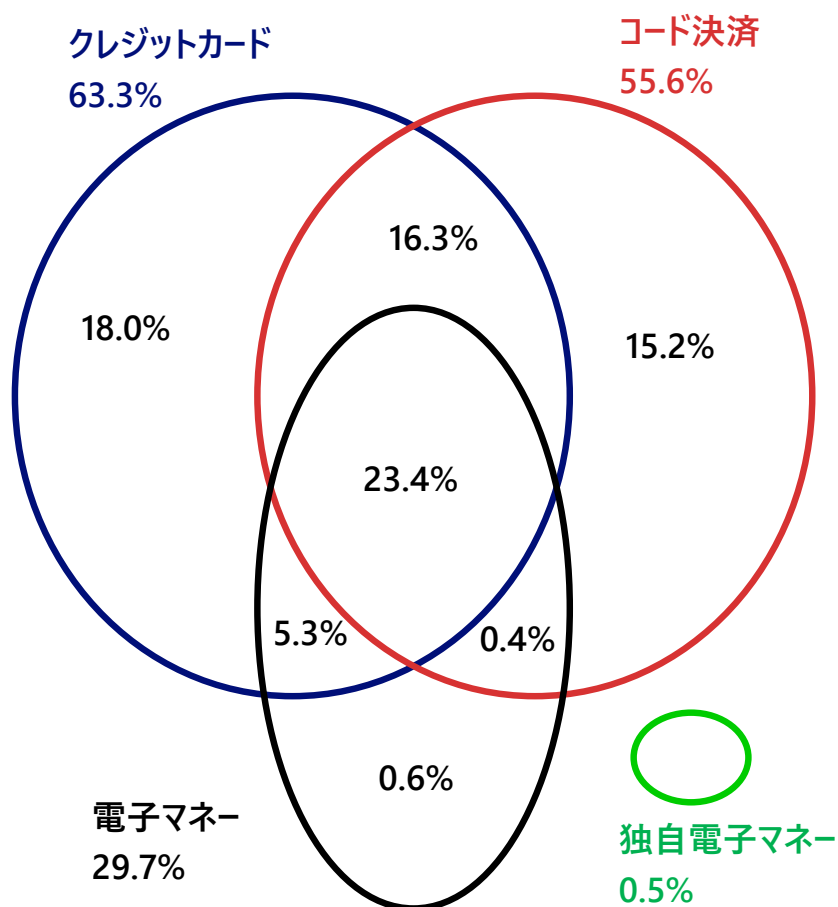
- 利用者からみると、少なくとも既存のキャッシュレス手段は一長一短であり、その意味で当面は併存する可能性が高いとみられる。



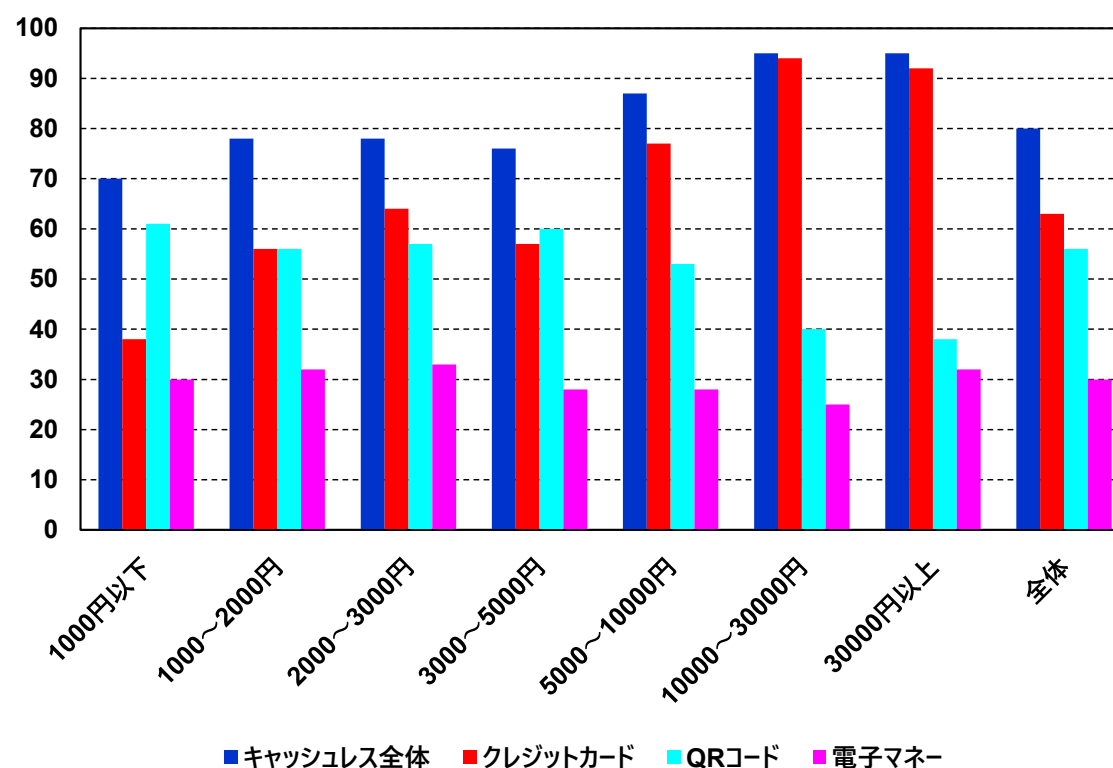
3. 第3章関連

■ 経産省が中小店舗を対象に実施した調査（2021年11月時点）によれば、調査対象の約80%が何らかのデジタル支払・決済手段に対応していた。ただし、平均決済単価によって導入率にはばらつきもみられた。

手段別の受入れ率



平均決済単価別の受入れ率（%）



(資料編 3-2)

資料：経済産業省「キャッシュレスの将来像」、「キャッシュレス決済の
中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」

- 同じ調査の結果によれば、店舗の多くは、売上の増加期待と並んで、機会損失の回避や顧客の要望といった利用者側の要因を主たる受入れ理由に挙げた。もっとも、経産省が実施した別の調査の結果によれば、実際には「レジの時間短縮」や「現金管理の負担軽減」の効果の大きさを挙げる回答が多かった。

受入れの理由

業種	導入率	理由第1位	理由第2位	理由第3位	理由第4位	理由第5位
飲食	82%	売上期待 (37%)	機会損失回避 (32%)	顧客開拓 (24%)	顧客の要望 (21%)	レジ時間短縮 (16%)
生活関連	72%	機会損失回避 (34%)	売上期待 (25%)	低廉手数料 (25%)	顧客の要望 (21%)	業者の要請 (21%)
小売	85%	機会損失回避 (47%)	売上期待 (41%)	顧客開拓 (27%)	単価上昇 (23%)	政策対応 (17%)
娯楽	80%	現金コスト削減 (24%)	機会損失回避 (22%)	売上期待 (22%)	顧客の要望 (20%)	衛生面 (17%)
宿泊	84%	機会損失回避 (46%)	売上期待 (37%)	インバウンド対応 (24%)	レジ時間短縮 (24%)	単価上昇 (20%)

受入後の効果

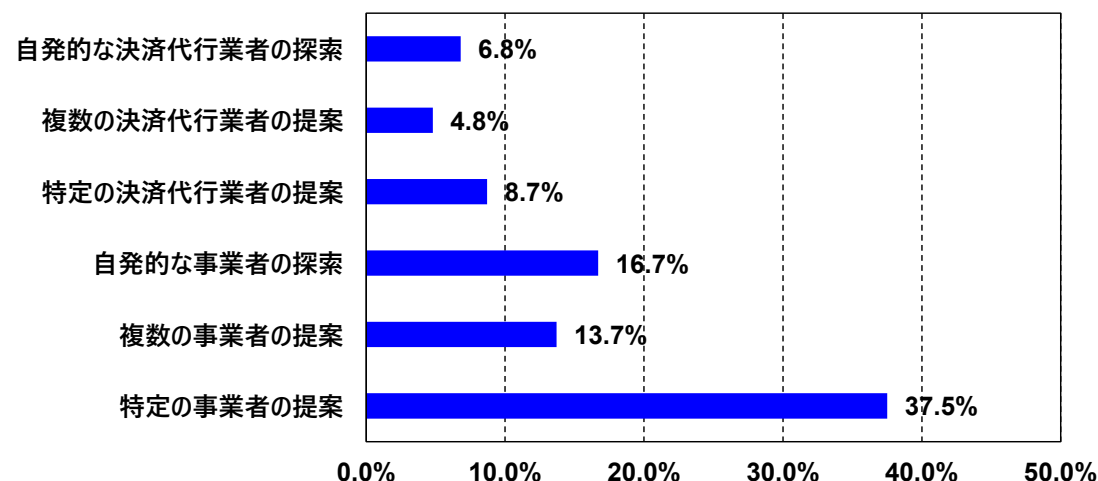
	1～3%程度 (24%)	4～6%程度 (36%)	7～9% (17%)	10%程度 (15%)	15%程度 (6%)	20%以上 (3%)
売上増加						
客数増加	1～3%程度 (33%)	4～6%程度 (37%)	7～9% (11%)	10%程度 (10%)	15%程度 (7%)	20%以上 (3%)
レジ待ち短縮	10%程度 (42%)	20%程度 (27%)	30%程度 (22%)	40%程度 (4%)	50%程度 (5%)	50%以上 (1%)
現金管理軽減	10%程度 (33%)	20%程度 (23%)	30%程度 (22%)	40%程度 (5%)	50%程度 (10%)	50%以上 (6%)

(資料編 3-3)

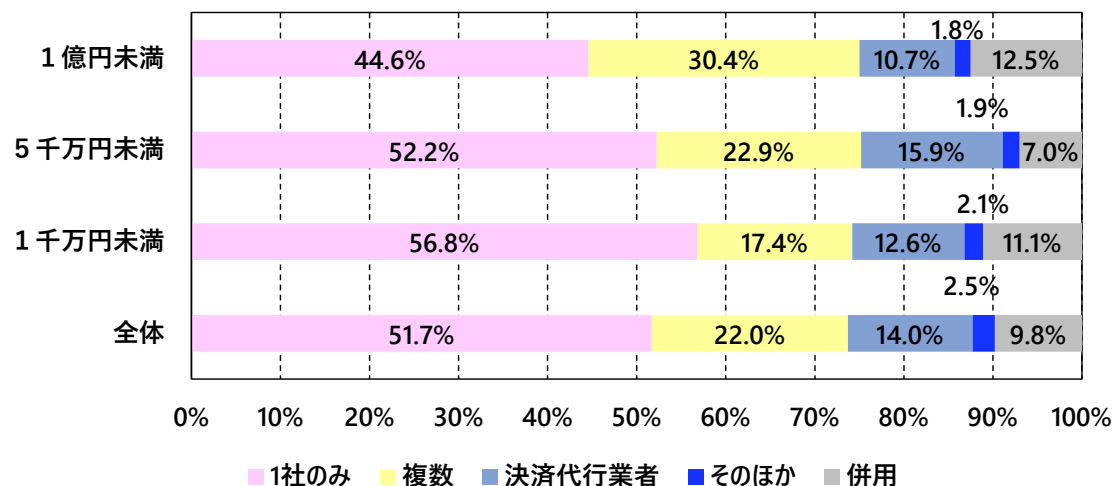
資料：経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」

- 経産省の別な調査の結果によれば、店舗がデジタル支払・決済を受入れる契機としては、事業者（発行会社または加盟店契約会社）の提案による場合が多い。年商別に国際ブランド導入の契機をみても、決済代行業者の利用は少数に止まる。

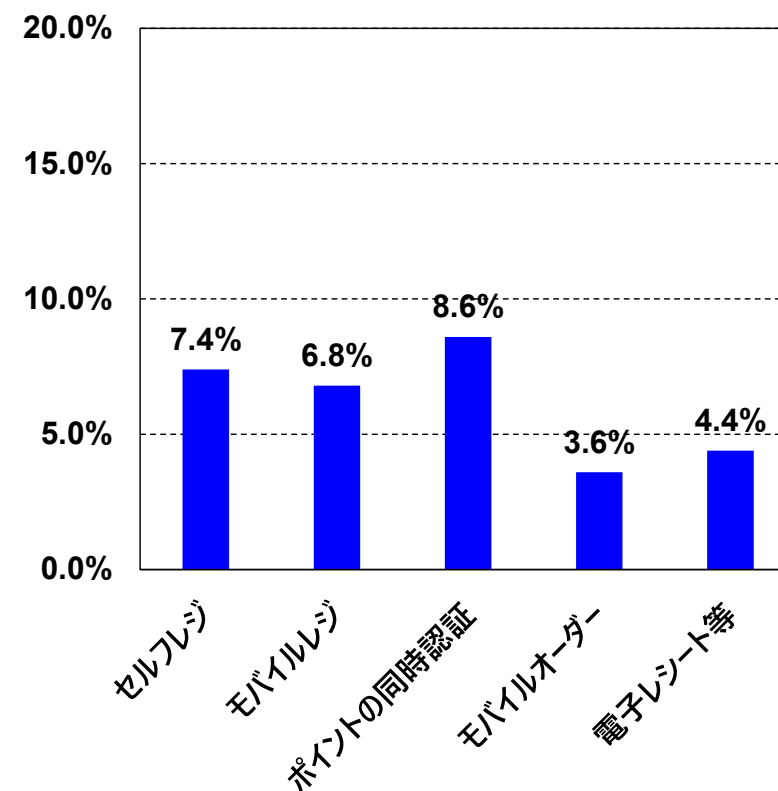
店舗におけるデジタル支払・決済受入れの契機



年商別の国際ブランド導入の契機



デジタル支払・決済の受入れ店舗におけるサービスの導入

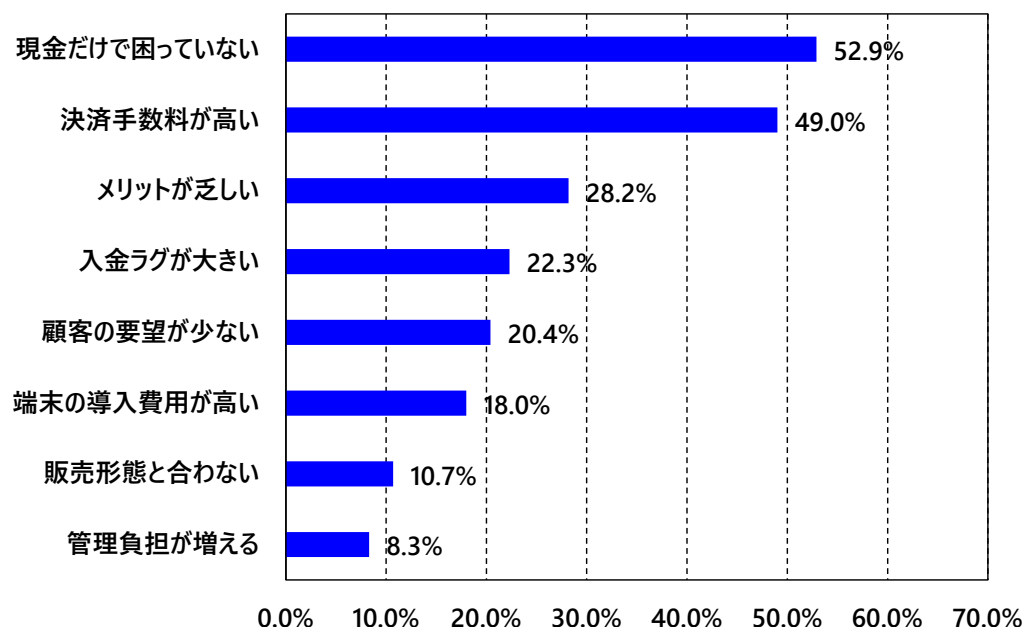


(資料編 3-4)

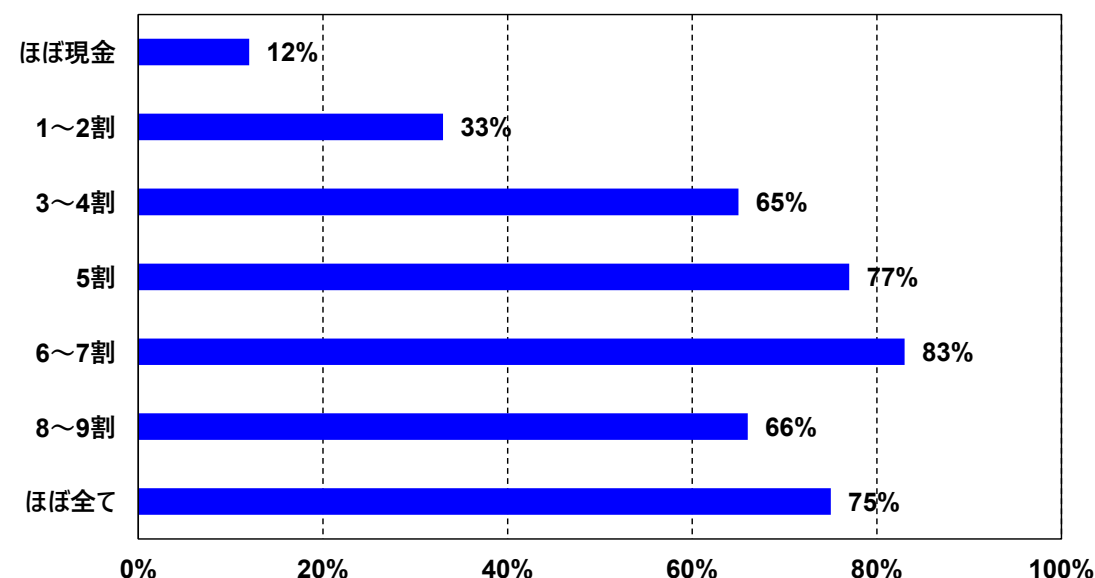
資料：経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」

- 経産省の同調査の結果によれば、店舗がキャッシュレス支払を導入しない理由は、「現金だけで困らない」とか「メリットが乏しい」という主観的な意見と、「決済手数料が高い」、「入金のための時間的ラグが大きい」、「顧客の要望が少ない」、「端末の導入費用が高い」といった具体的な問題の指摘の双方が回答の多数を占める。
- 店舗にとっては、利用者によるキャッシュレス支払の比率が高いほどメリットが生じやすい一方、現金支払が併存する限りは現金管理の負担軽減は限定的に止まる可能性も推測される。

キャッシュレス支払を受け入れない理由



キャッシュレス支払比率別の店舗によるメリット認識

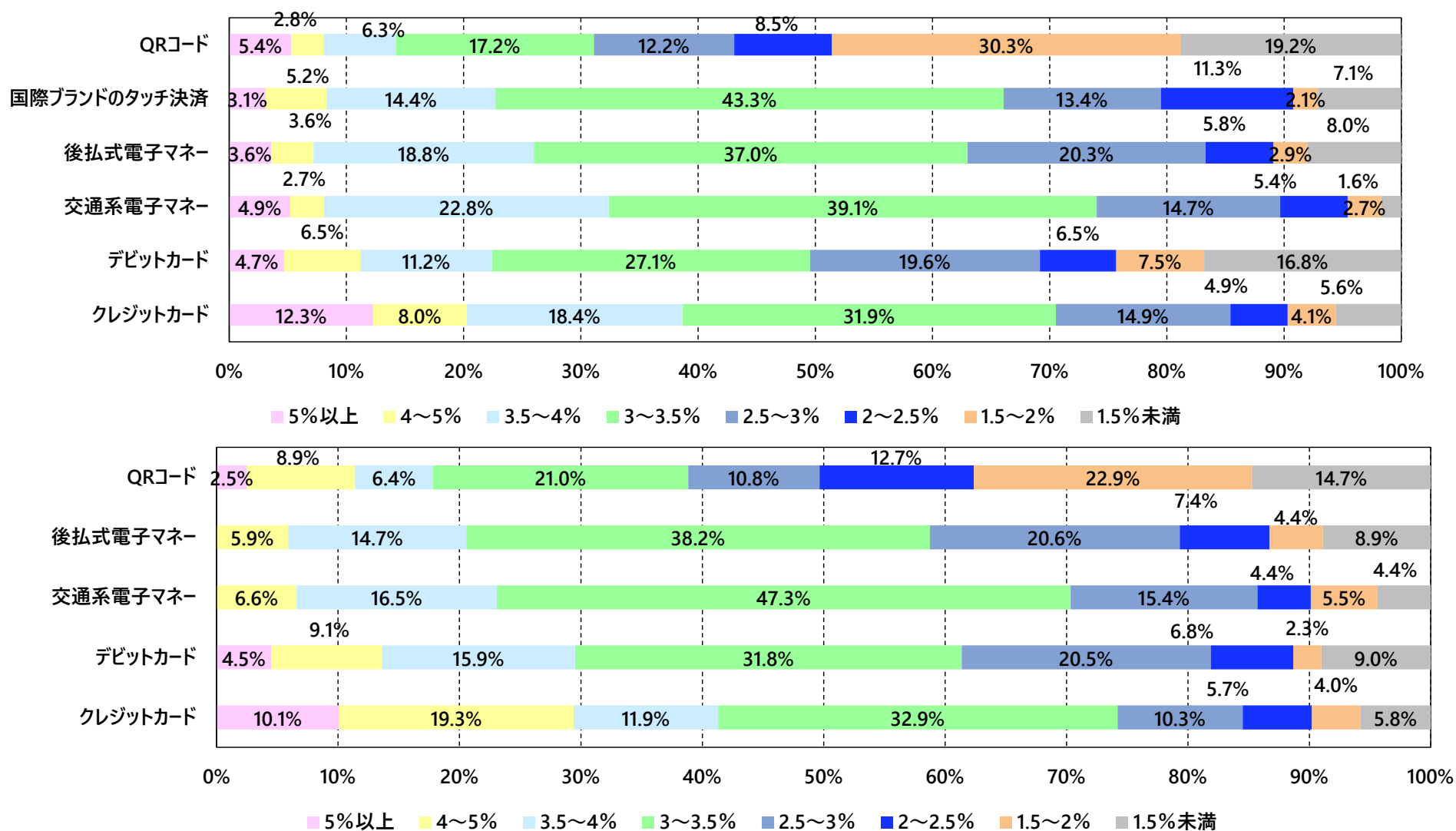


(資料編 3-5)

資料：経済産業省「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会とりまとめ」

■ 同じく経産省の調査の結果によれば、中小店舗が実際に負担している手数料率には、相当なばらつきがあるとみられる。

主な手段別の決済手数料率（上）と加盟店手数料率（下）



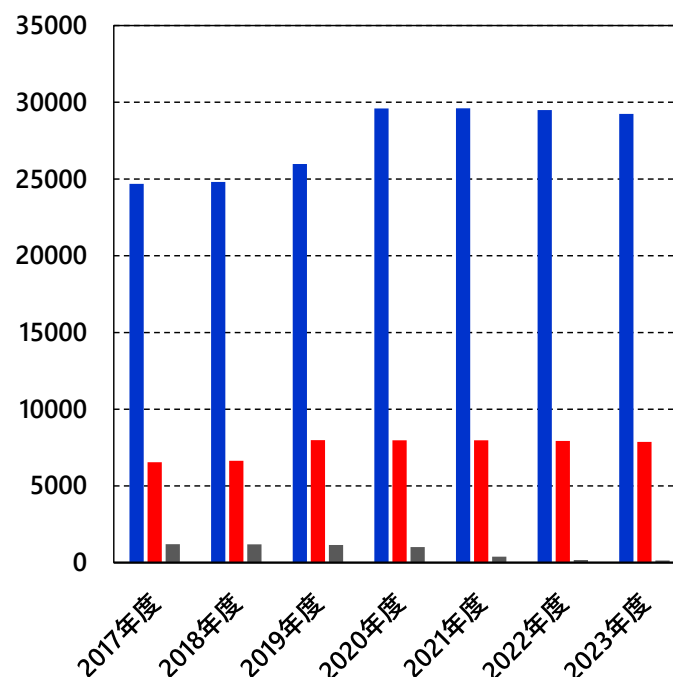
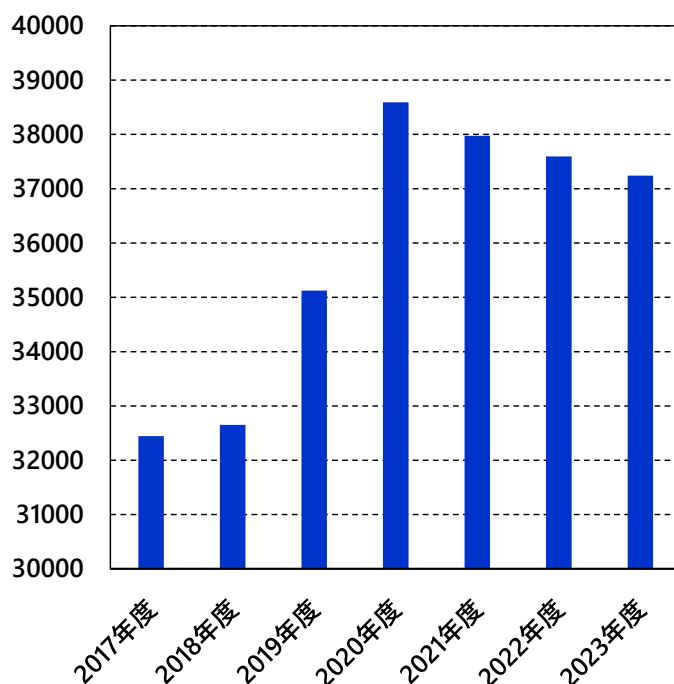
4. 第4章関連

(資料編 4-1)

資料：日本銀行「国庫金事務デジタル化の状況について」

- 日銀の統計によると、国庫金の支払件数は2020年度に急増した後、緩やかな減少傾向を辿っているが、コロナ前よりも高水準となっている。
- 支払情報の処理方式別にみると、オンライン処理や媒体処理は概ね横ばいとなっているが、書面処理は減少を続け、極めて少数（2023年度のシェアは0.4%）となった。

国庫金の支払件数（万件）
（左：合計、右：方式別）



■ オンライン ■ 媒体 ■ 書面

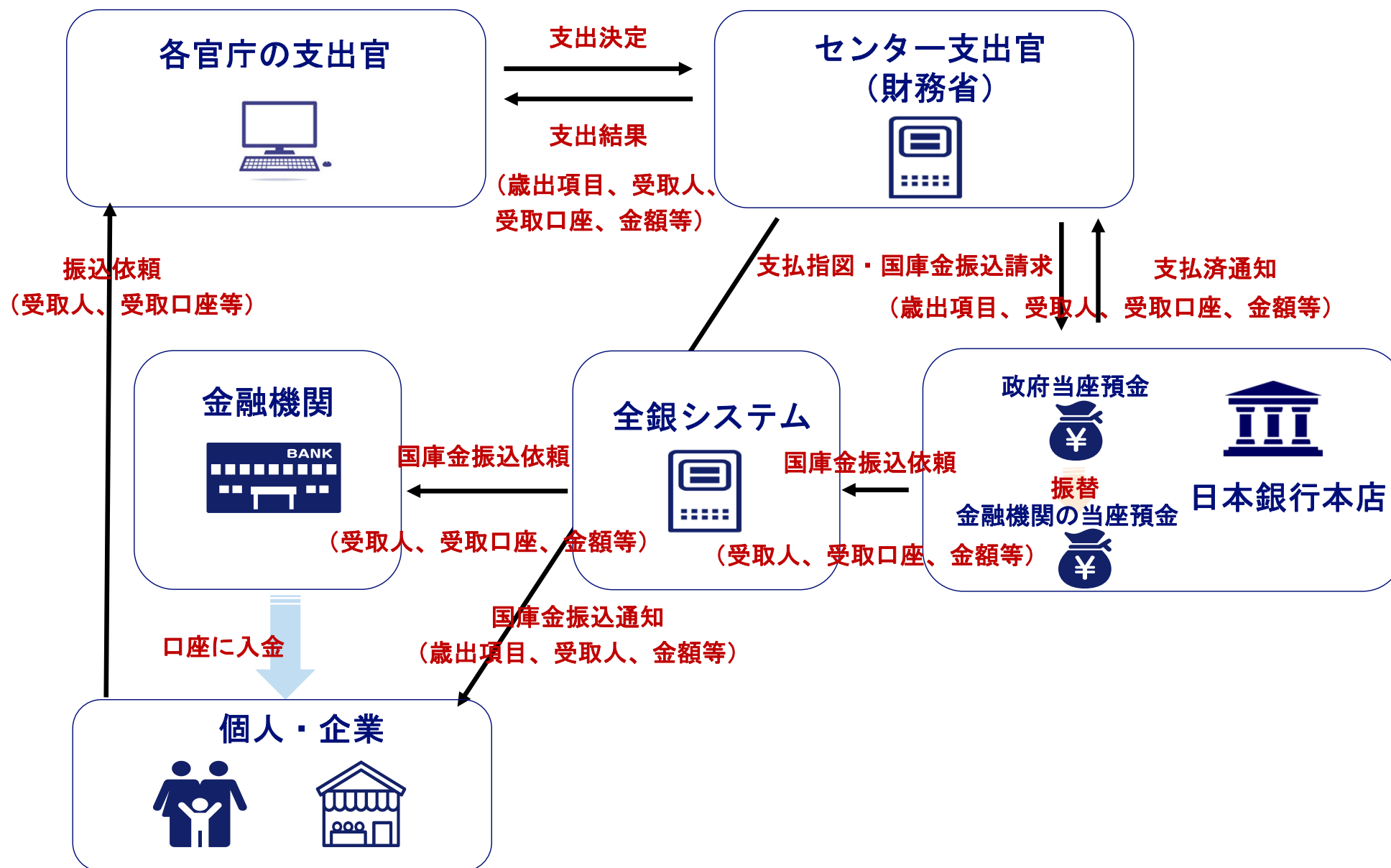
各支払方式の定義

1. オンライン処理
・オンライン接続したシステムを通じて、支払情報を伝達するもの
2. 媒体処理
・電磁的記録媒体（DVD等）を渡すことにより、支払情報を伝達するもの
3. 書面処理
・書面を渡すことにより、支払情報を伝達するもの

■ 日銀は国庫金の受払において重要な位置づけと役割を付与されている

項目	内容
国庫金の管理	・全ての国庫金は日銀に置かれた政府預金を通じて受払を行う（会計法第34条、日本銀行法第35条） ・国庫金の出納事務は日銀に取り扱わせる（会計法第34条） －これらのメリットは政府資金の円滑な循環や資金効率の向上
国庫計理	・日銀は政府預金を管理するだけでなく、計算科目別の計理も実施（財務省の説明によれば、諸外国には例のない制度）
資金計理	・日銀は受払された国庫金を政府預金の受払として集中的に計理 －本支店分は即日、代理店分は翌々営業日に政府預金へ形状
政府預金の種類	・当座預金（日本銀行国庫金取扱規定第6条） －基本的に全ての受払を計上（残高1500億円を目途に運営） ・別口預金（同第7条） －代用納付証券や貨幣を計上 ・指定預金（同第8条、第10条） －資金（財政法第44条）に係る受払を計上（政府短期証券の公募入札利回り＜13週平均＞の加重平均から0.05％を差し引いた水準で付利）

■ 国庫金の支払（オンライン処理方式）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。

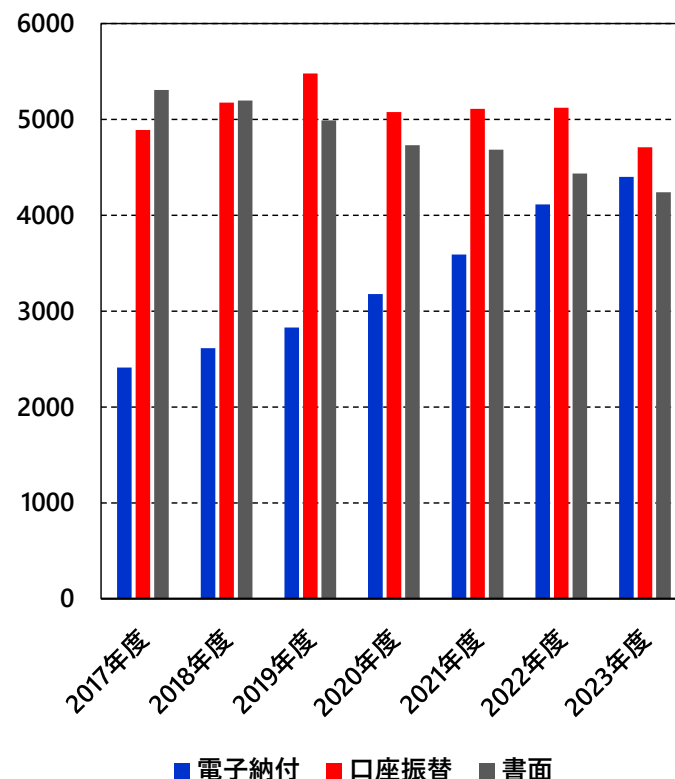
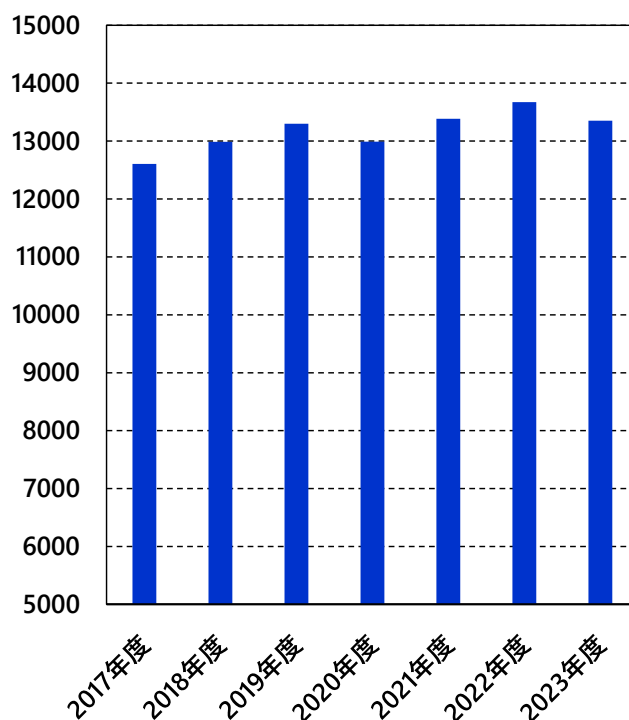


（資料編 4-4）

資料：日本銀行「国庫金事務デジタル化の状況について」

- 日銀の統計によると、国庫金の受入件数は近年では概ね横ばいで推移している。また、支払に比べて、件数の規模は半分以下となっている。
- 支払情報の処理方式別にみると、電子納付が顕著に増加してきたことが目立つ。これに対して、書面処理が減少を続けている一方、口座振替は概ね横ばいで推移している。この結果、2023年度には各方式のシェアが概ね1/3ずつになったが、依然として書面処理の多さが注目される。

国庫金の受入件数（万件）
（左：合計、右：方式別）



各受入方式の定義

1. 電子納付

・利用者によるインターネットバンキング等による預金引落とし、電子納付に対応したATMからの払込み、マルチペイメントネットワーク（MPN）を通じた払込み（銀行等の窓口での支払または預金引落とし）による納付の合計

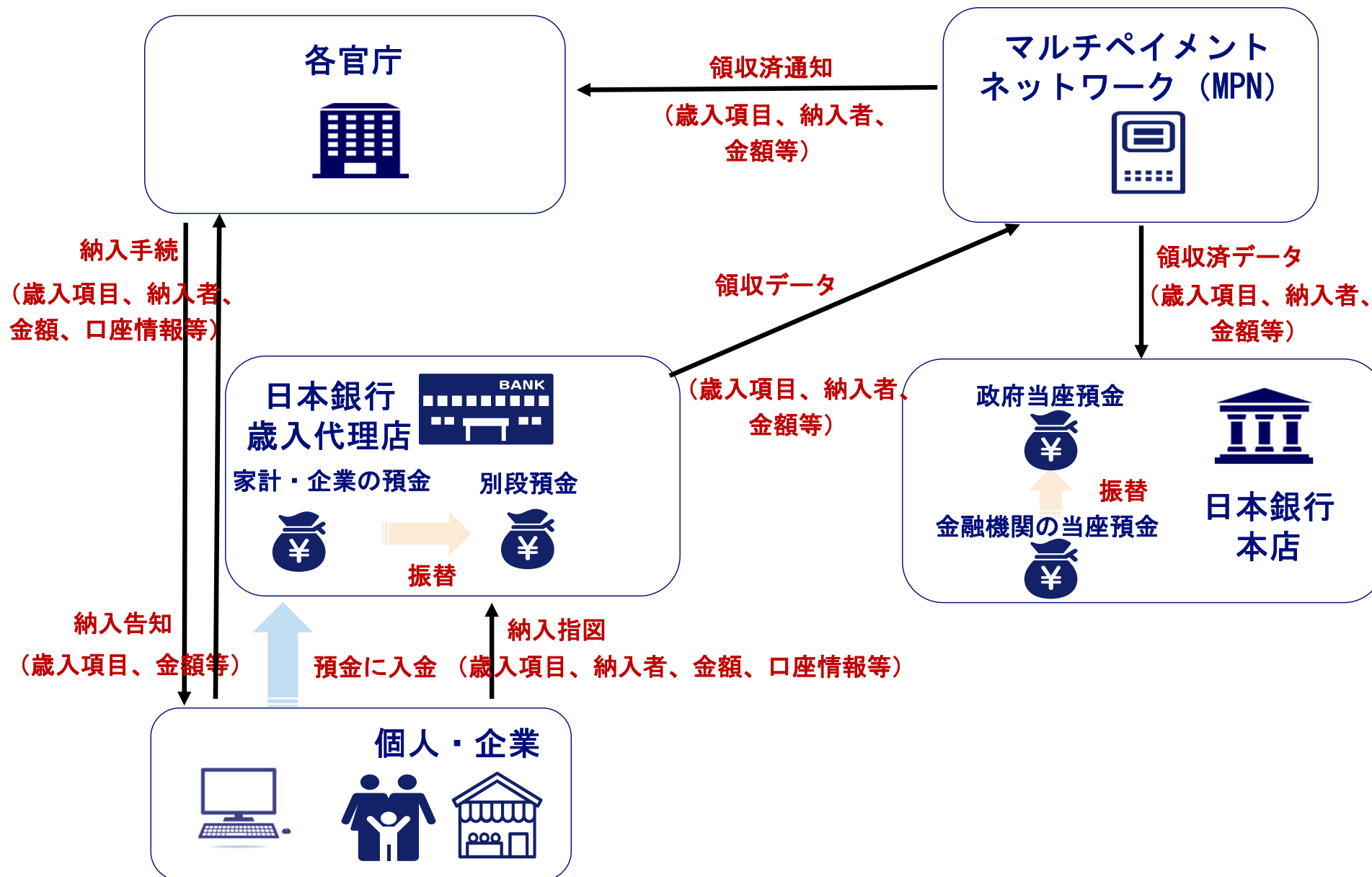
2. 口座振替

・利用者が予め官庁、銀行等と締結した契約に基づく、指定した預金口座の引落としによる納付

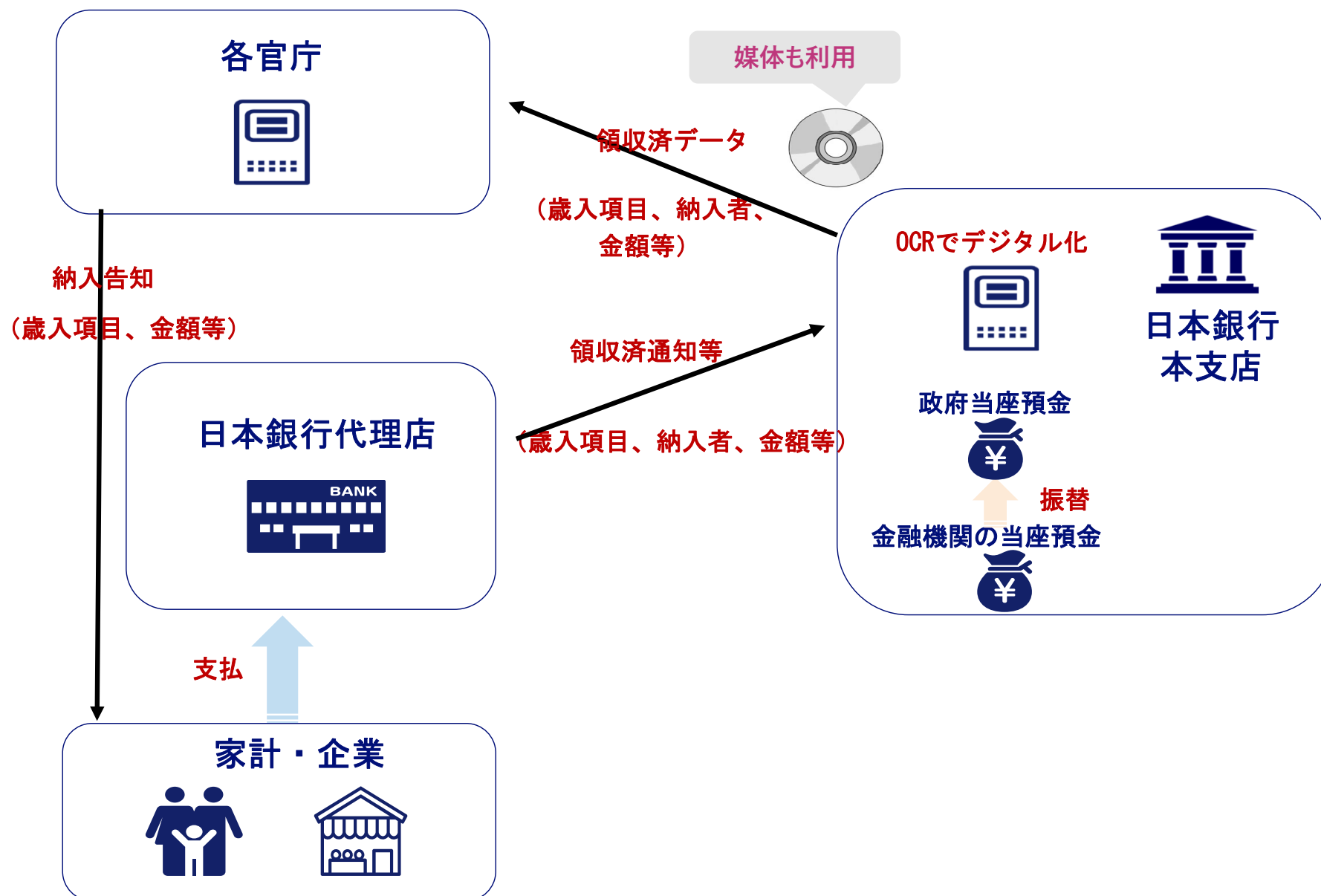
3. 書面処理

・利用者による銀行等の窓口での支払による納付

■ 国庫金の受入（電子納付）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



■ 国庫金の受入（書面処理）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



■ 各関係官庁では以下のような項目について電子納付の利用方法を拡充している。

納付項目	内容
国税	・PCにより国税庁に電子申告ないし納付情報を登録した後、指定した預金口座の引落としにより納付（e-Tax） －所得税、法人税、消費税、相続税、印紙税等の広範な税が対象 －このほか、納付情報の登録ないし税務署からの通知に基づき、クレジットカード、スマホアプリ、QRコード（コンビニ支払）による納付も可能 ・ネットバンキングないしATMによる預金口座の振替により納付（ペイジー）
国民年金保険料	・ネットバンキングないしATMによる預金口座の振替により納付（ペイジー）
労働保険料	・PCにより厚生労働省に納付情報を登録し、指定した預金口座の引落としにより納付 ・事業者による厚生労働省への年度更新申告手続き（資本1億円以上の法人は電子申請が義務化されている）の後に、ネットバンキングによる預金口座の振替により納付（e-Gov） ・同手続き後に、ネットバンキングないしATMによる預金口座の振替によって納付（ペイジー）
自動車重量税	・ネットバンキングないしATMによる預金口座の振替によって納付（ペイジー） ・PCにより保有情報等を登録した後、クレジットカードで納付
関税	・PCにより税関に納付番号等を登録し、指定した預金口座の振替によって納付 －金融機関に予め手続きを行うことで、税関から金融機関への納付情報に基づいて指定した預金口座の振替によって自動的に納付することも可能
特許料	・PCにより特許庁に納付情報を登録し、指定した預金口座の振替によって納付 ・ネットバンキングないしATMによる預金口座の振替によって納付（ペイジー） ・特許庁の窓口ないし出願ソフトでクレジットカードにより納付

- 地方公共団体については、地方自治法等に基づき、公金の収納または支払の事務を取扱わせるために金融機関を指定する制度（指定金融機関制度）が存在する。預金口座を通じた支払では、本制度が幅広く活用されている。

項目	内容
法的根拠	・地方自治法第235条、地方自治法施行令第168条
設置義務	・都道府県については設置を義務付け、市町村においては設置は任意
法的な位置づけ	・地方公共団体が行うべき公金の収納・支払事務を委任により取扱う法人 － 指定金融機関は地方公共団体の定めにより担保を提供
公金の形態	・金融機関は地方公共団体の預金を受入れ ・地方公共団体は預金債権を有する一方、金融機関は当該資金を運用しうる － ただし、国庫制度とは異なり、これらの点に関する特段の規定は存在しない ・また、預金保険上は、決済性預金のみが全額保護される － ただし、公金収納に関して受入れた資金は決済債務として全額保護される
種類	・指定金融機関のほか、指定代理金融機関（代理人として収納と支払を取扱い）、収納代理金融機関（代理人として収納を取扱い）が存在 ・指定金融機関はこれらの事務を総括
現状 (2023年4月)	・指定金融機関（都道府県47先、市町村1703先） ・指定代理金融機関（都道府県48先、市町村1362先） ・収納代理金融機関（都道府県1918先、市町村14802先）

(資料編 4-9)

資料：総務省「地方財政計画」

- 総務省の「地方財政計画」によれば、地方公共団体の公金の受入のうち、国庫からの移転や地方債発行などは大口かつ件数が少ないとみられる。これに対し、地方税・地方贈与税やその他（寄付金等）は小口かつ件数が多く、デジタル化において焦点となる。

2024年度計画

金額（兆円）	項目
地方税・地方譲与税	45.5
地方交付税	18.7
国庫支出金 （義務教育職員給与負担金、 児童手当等交付金等）	15.8
地方特例交付金 （定額減税分等）	1.1
臨時財政対策債	0.5
地方債	5.9
その他 （貸付利子、運用収入、事 業収入、寄付金等）	6.3

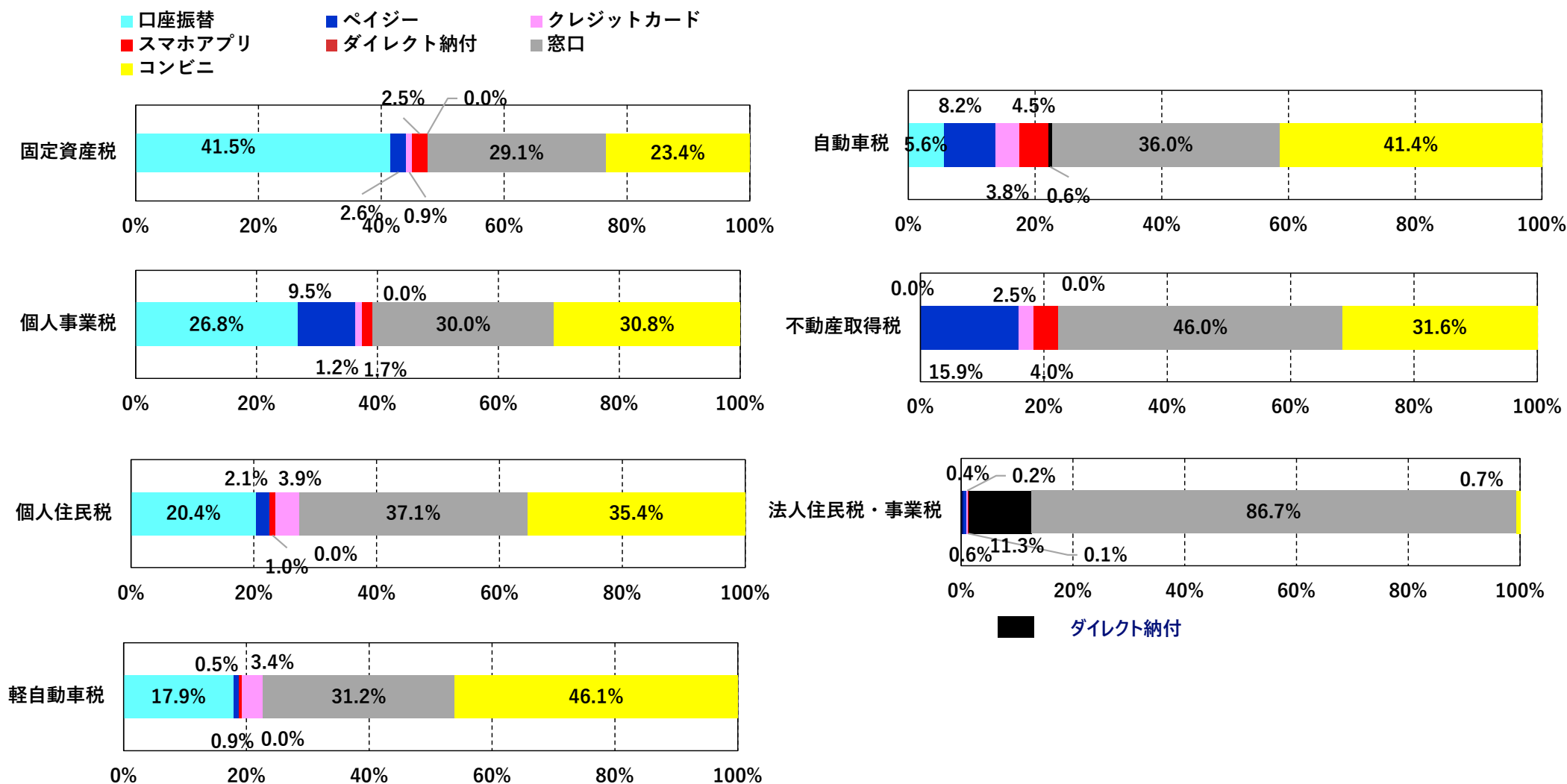
地方税・地方譲与税の内訳（2024年度計画・主なもの）

金額（兆円）	都道府県	市町村
個人地方税	4.3	8.1
法人地方税	0.3	1.7
事業税	5.1	---
地方消費税	6.4	---
自動車税	1.6	---
固定資産税	---	9.9
都市計画税	---	1.4
その他の地方税	1.5	1.6
特別法人事業贈与税	2.1	
自動車重量贈与税	0.3	
地方揮発油贈与税	0.2	

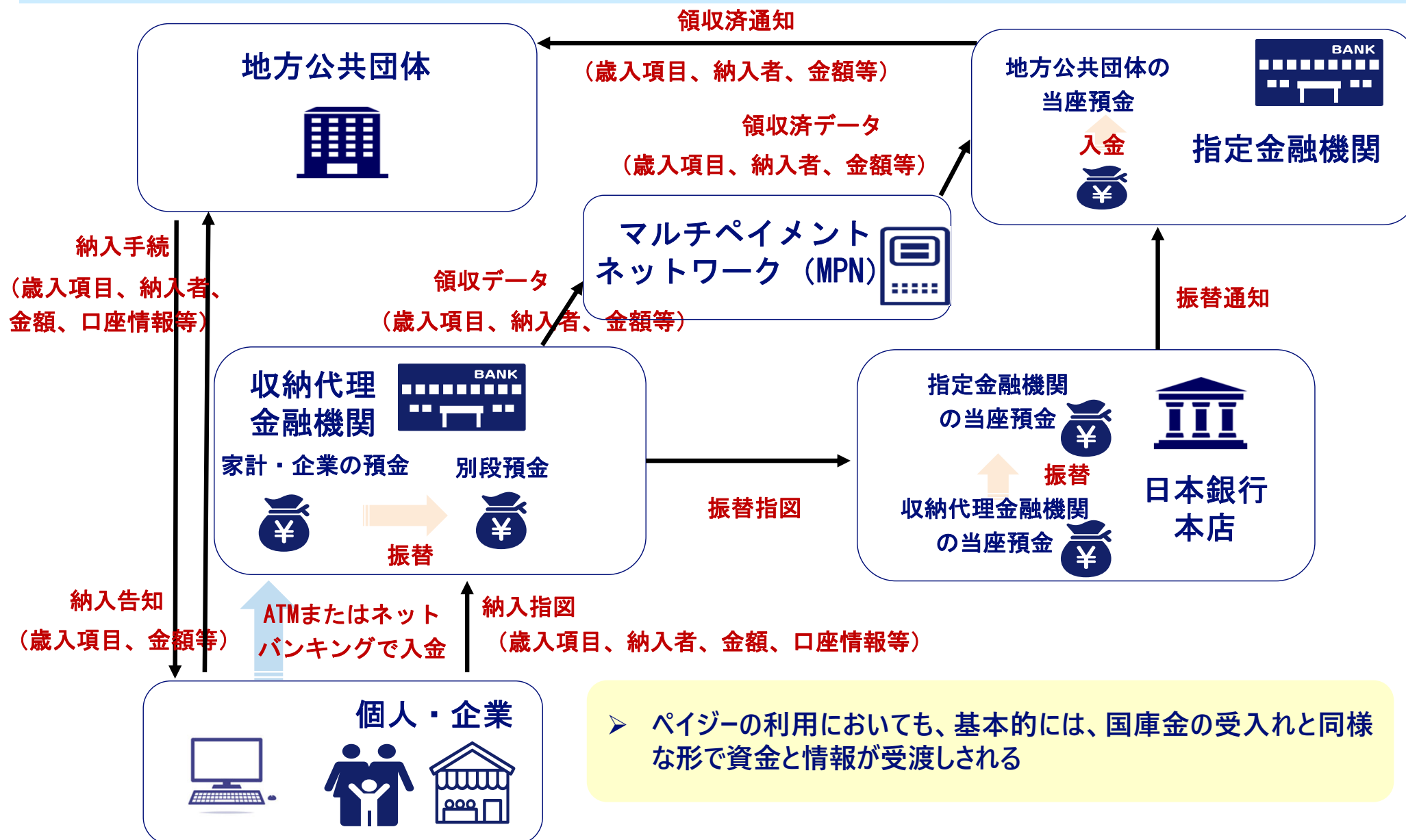
(資料編 4-10)

資料：総務省「地方税の収納・徴税対策にかかる調査」

- 総務省が2022年度（eI-QRの導入前）に実施した調査によれば、主要な税項目別にキャッシュレス納付の手段が大きく異なっていた。例えば、固定資産税や個人事業税で口座振替が利用され、自動車税や軽自動車税ではコンビニ払い、不動産取得税や個人事業税でペイジーの利用が比較的多かった。



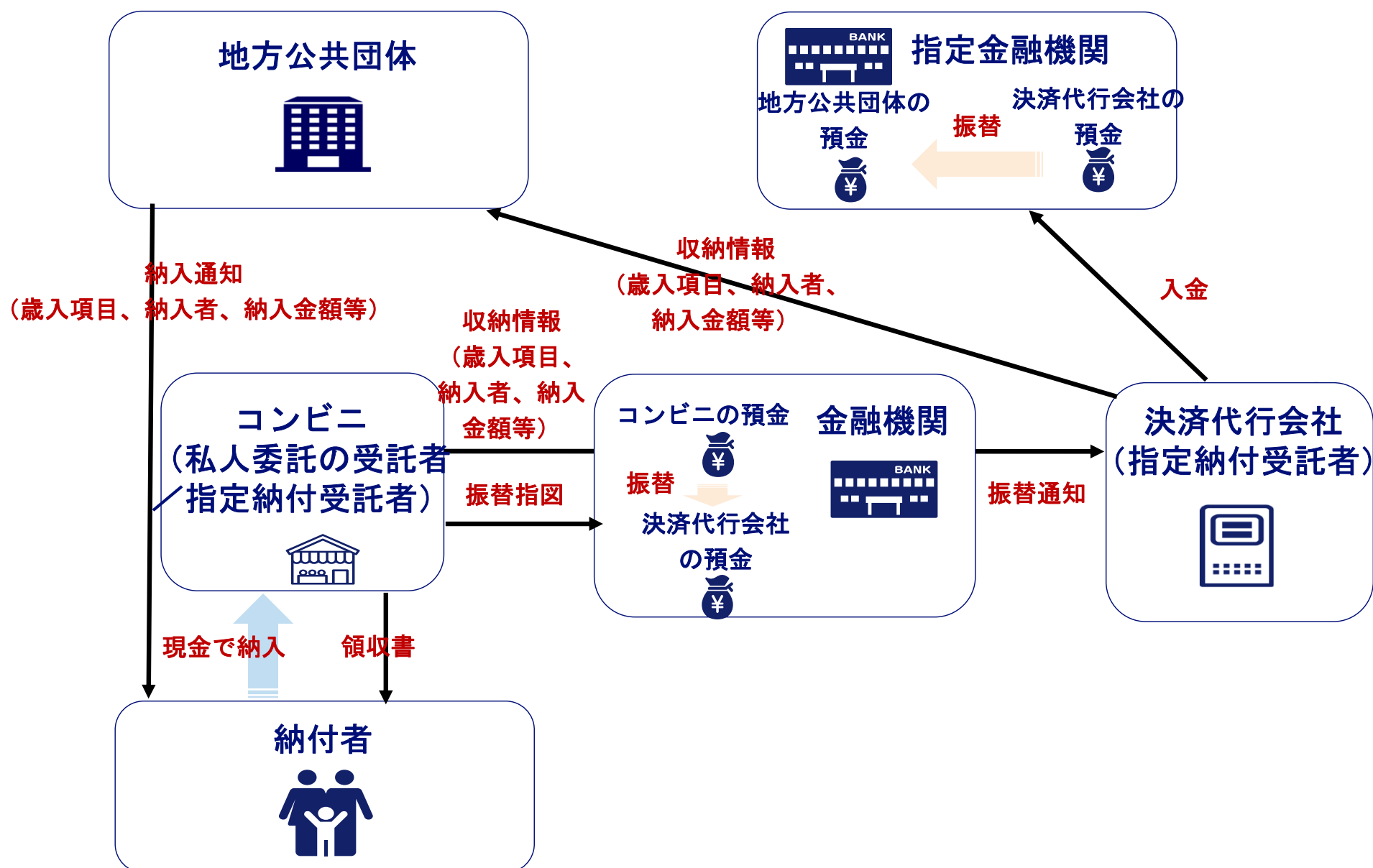
■ 地方公共団体による公金の受入（ペイジー）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



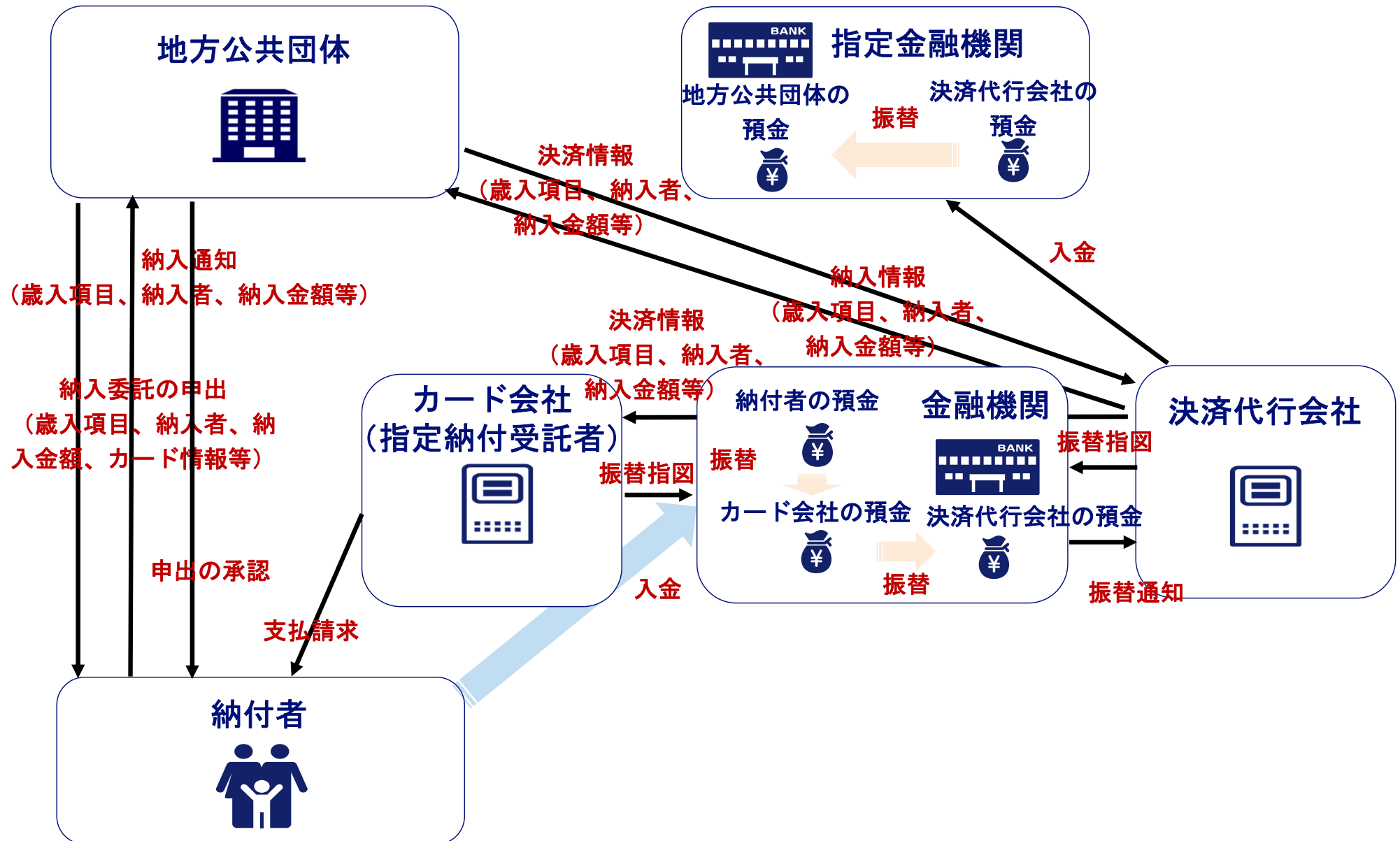
- 地方公共団体においては、公金の徴収ないし収納を第三者に委託する制度が活用されている。

項目	地方公共団体による委託	納入者による委託
法的根拠	・地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条（私人委託契約制度）	・地方自治法第231条、地方自治法施行令第157条（2023年4月以降は指定納付受託者制度）
内容	・地方公共団体が徴収事務ないし収納事務を第三者に委託（納入者が第三者に支払った時点で債務は消滅） －徴収は歳入の決定、納入通知、資金の受入れ －収納は（納入通知に基づく）資金の受入れ	・納入者が地方公共団体の指定した第三者に納入を委託（第三者が地方公共団体に支払った時点で債務は消滅）
対象範囲	・地方税、使用料、手数料、賃貸料、寄付金、元利償還金等	・歳入全般と歳入歳出外現金 －後者は入札や契約の保証金や職員給与に係る所得税など支払資金に充当できない現金を指す
主な支払手段	・公共施設等における窓口支払 ・コンビニ等における現金支払	・クレジットカード支払 ・コンビニにおける現金支払 ・スマホアプリによる支払
要件	・地方税については、事務を確実に遂行しうる経理的および技術的な基礎を要求 ・その他、地方公共団体が基準を設定 ・ただし、担保等は設定されない	・納付事務を確実に遂行しうる者として、財産的基礎、および知識、経験、社会的信用を要求 ・地方公共団体は滞納処分の行使が可能

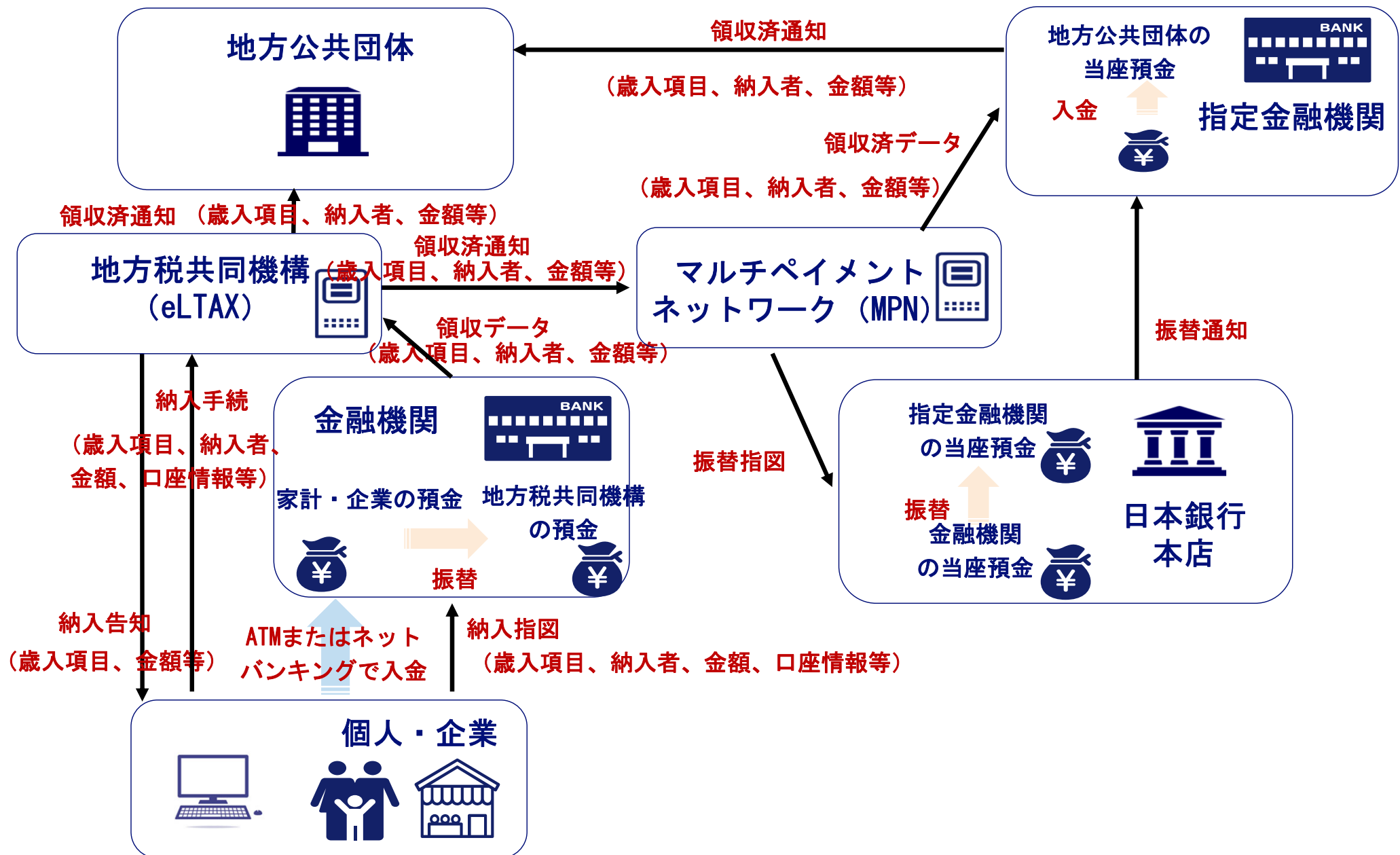
■ 地方公共団体による公金の委託収納（コンビニ払い）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



- 地方公共団体による公金の委託収納（クレジットカード払い）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



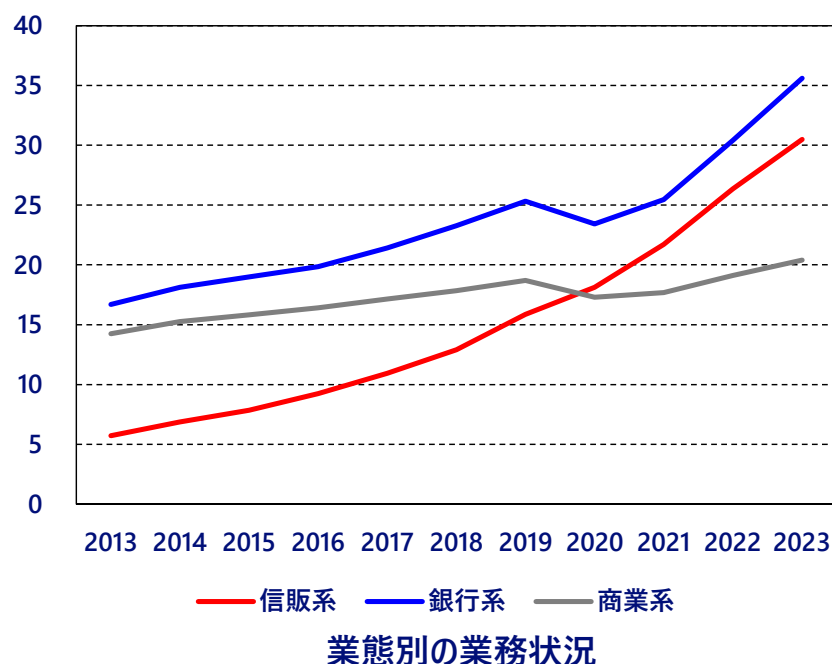
■ 地方公共団体による地方税の受入（eLTAXを利用）では、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



5. 第5章関連

- クレジットカードの発行者のうち、信販系は割賦販売業者や消費者金融業者に起源を有する先が多い。商業系は流通系（百貨店、スーパー、家電量販店、DIYショップ等）とその他の業態（交通機関等）からなる。
- 利用額では銀行系と信販系が大きく、特に後者の伸びが大きい一方、商業系には停滞感がみられる。また、発行枚数では銀行系と流通系が拮抗している一方、発行社数では銀行系が圧倒的に多い。

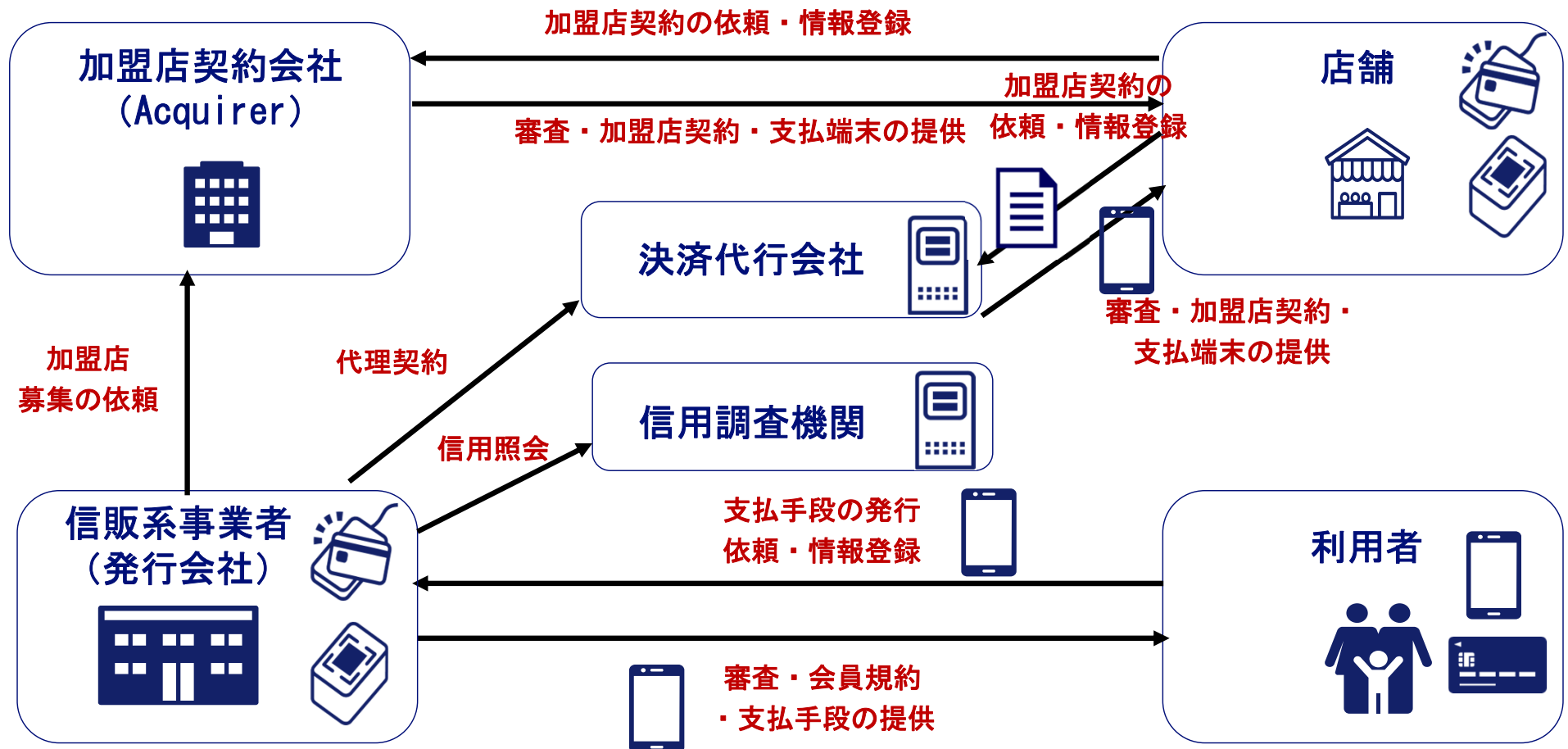
クレジットカードの利用金額（業態別・兆円）



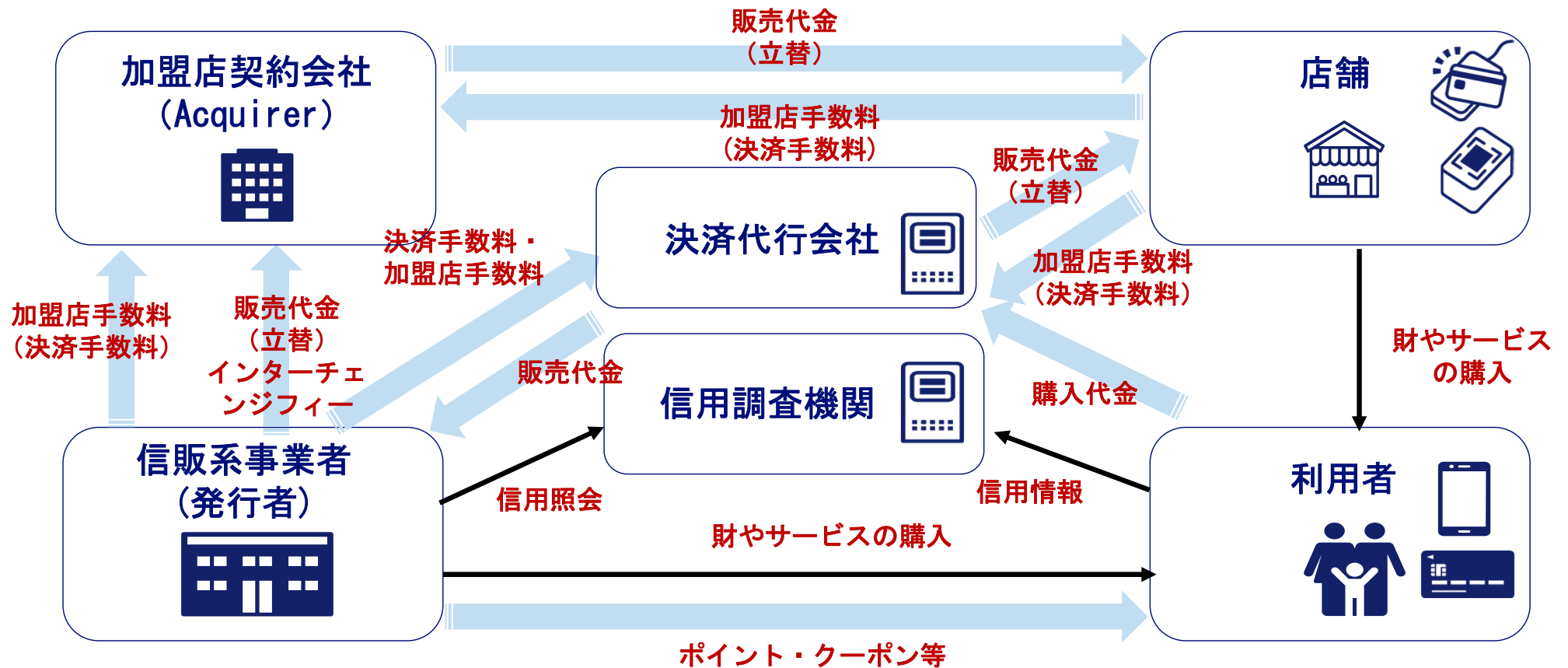
ビジネスモデルの特徴

	銀行系	信販系	商業系
顧客還元	・カード使用全般に対して、ポイント等を還元	・カード使用全般に対して、ポイント等を還元 ・自社サイトでの財やサービスの購入に対してポイント等を優遇	・自社の財・サービスの購入に対して、ポイント等を還元 ・自社の財・サービスの利用の優遇
利用料	・一般的に有料	・無料が多い	・無料が多い
決済手数料	・発行者（Issuer）のルールに準じる	・発行者（Issuer）のルールに準じる	・発行者（Issuer）のルールに準じる
収益	・銀行サービス全体のシナジーに依存	・消費者金融業務に相対的に依存	・自社の財・サービスの販売促進に依存
情報の利活用	・収集と分析のための仕組みが必要	・自社サイトで利用される場合には技術的に可能 ・収集と分析のための仕組みが必要	・自社の店舗等で利用される場合には技術的に可能 ・収集と分析のための仕組みが必要

■ 信販系事業者によるクレジットカードの発行の際には、情報は以下のように受け渡しされる。



■ 信販系事業者によるクレジットカードの利用の際には、資金と情報は以下のように受け渡しされる。



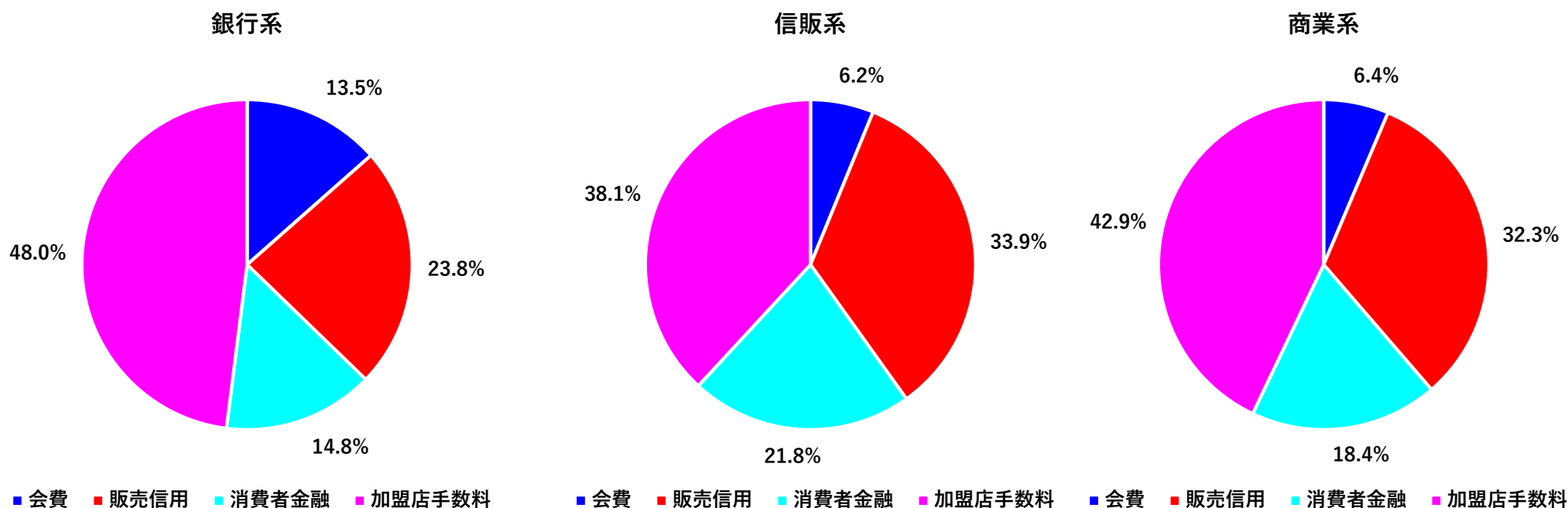
- 信販系事業者が設立した信用情報機関（貸金業法に基づく指定信用情報機関）の概要は以下の通りとなっている。

	日本信用情報機構（JICC）	シーアイシー
設立	1986年 －1972年に消費者金融の情報センターとして設立された「レンダーズエクスチェンジ」が起源	1984年 －割賦販売法に基づく指定信用情報機関でもある
組織	・ノンバンク35社が出資 ・会員制（1268社＜2024年10月＞）	・ノンバンク43社が出資 ・会員制（837社＜2024年3月＞）
業容	・登録件数：4億9193万件（301兆885億円） ・月中の照会件数：1370万件（いずれも2024年10月）	・登録件数：7億9437万件（36兆9624億円） ・月中の照会件数：2533万件（いずれも2024年10月）
会員向け 業務	・個人信用情報提供サービス （個人の借入れ等に関する情報を会員企業の照会に基づいて提供） ・法人情報サービス （法人の借入れ等に関する情報を会員企業の照会に基づいて提供）	・個人信用情報提供サービス （個人の借入れ等に関する情報を会員企業の照会に基づいて提供） ・クレジットガイダンス提供サービス （個人の信用情報のうち、客観的な取引事実に基づいて算出した指標を会員企業の照会に基づいて提供）
消費者向け 業務	・信用情報開示制度 （消費者が自身の信用情報を確認できる制度） ・本人申告制度 （消費者の申告内容を登録し、会員会社の照会時に回答する制度）	・（左と同じ） ・クレジットガイダンス提供サービス （個人の信用情報のうち、客観的な取引事実に基づいて算出した指標を個人の照会に基づいて提供）
その他	・シーアイシーや全国銀行個人信用情報センターとの間で情報交流（CRIN＜1987年＞→IDEA＜2022年＞）を実施	・（左と同じ）

6. 第6章関連

- 経産省の調査（令和元年時点）によれば、クレジットカード業務に関する収入構成には業態による違いが窺われる。銀行系は会費や加盟店手数料が相対的に大きい一方、信販系は消費者金融による収入が相対的に大きい。これに対し、商業系では、会費は信販系と同じく小さい一方、加盟店手数料は信販系より大きい。

クレジットカード業務の収入構成
(業態別)



- 事業者による電子マネーでもポイント等の還元が行われている。ただし、全体としてみればプレミアム率は必ずしも高くなく、ディスカウントとなっているケースも少なくないと思われる。
- 利用者は、ICカードの場合には現金によるチャージのウエイトが大きい一方、サーバー型では銀行口座やクレジットカードのシェアも大きく、特にオンライン型でそうした傾向が強い。

媒体別のプレミアム率（複数回答）

	ICカード	サーバー型 (リアル店舗)	サーバー型 (オンライン)
10%以上	7%	8%	11%
5%以上	10%	21%	7%
0%以上	9%	74%	32%
▲5%以上	0%	1%	3%
▲10%以上	0%	16%	12%
▲10%未満	9%	12%	6%

購入方法（複数回答）

	ICカード	サーバー型 (リアル店舗)	サーバー型 (オンライン)
現金 (含むATM)	57	183	54
銀行口座 振り込み	6	37	40
銀行口座 引落とし	5	23	16
デビットカード	3	13	12
クレジットカード (都度)	16	46	50
クレジットカード (引落とし)	14	18	24
収納代行	0	14	42
ポイント交換	15	18	16

- 前払式支払い手段の発行額を業種別にみると、発行専門会社やクレジット・割販業などの金融系を除くと、スーパーと運輸業のウエイトが大きい。なお、発行者数では、百貨店・スーパーを除く小売や、協同組合・商工会議所等も多い。

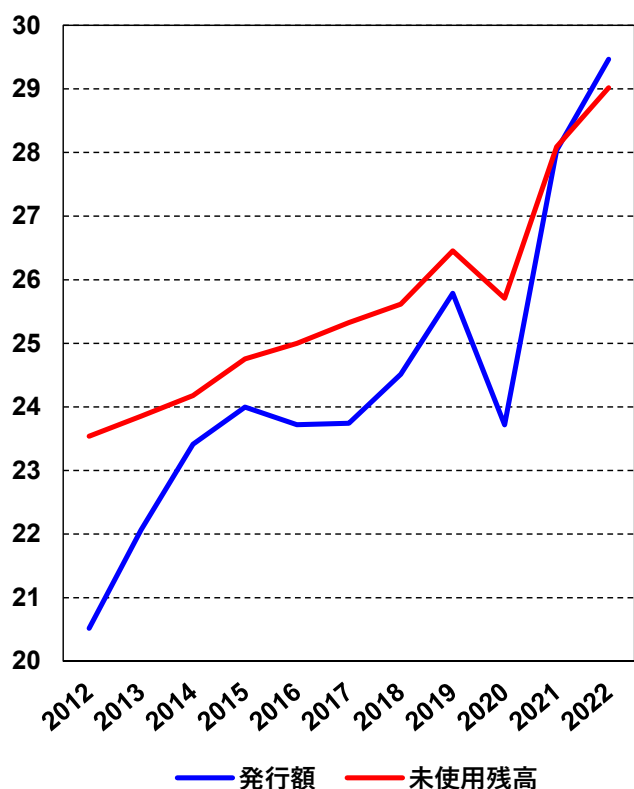
主要業種別の発行者数（左）と発行額（右：億円）

	2020年度	2022年度
発行専門会社	21	27
その他金融	0	15
百貨店	40	29
スーパー	91	99
その他小売	150	139
ホテル・旅館	32	38
運輸	24	18
クレジット・割販	44	40
協同組合等	246	214
その他とも計	868	829

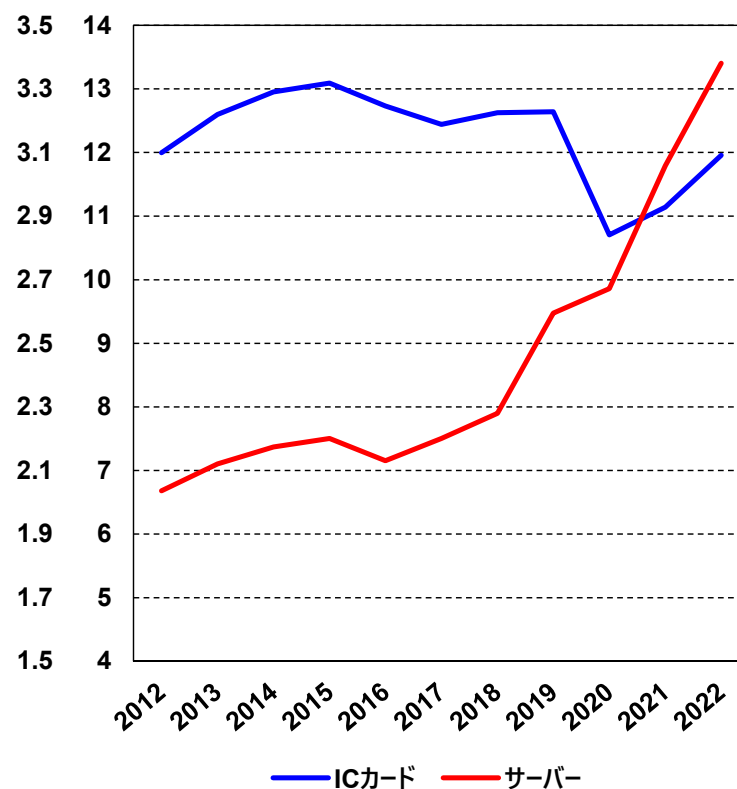
	2020年度	2022年度
発行専門会社	24,281	43,215
その他金融	0	4,118
百貨店	1,175	544
スーパー	17,967	25,321
その他小売	4,198	2,146
ホテル・旅館	40	12
運輸	22,974	25,155
クレジット・割販	41,476	37,386
協同組合等	963	1,821
その他とも計	228,413	263,793

- 事業法人による前払式支払い手段の発行額は、近年に急角度で増加している。これを発行形態別にみると、第三者型の大半を占める2つの形態のうち、ICカードがこれまでは中心を占めていたが、近年にはサーバー型が急増して逆転している。
- また、統計のカバレッジには注意する必要があるが、第三者型の発行体数が長年にわたって減少傾向にあることも注目される。

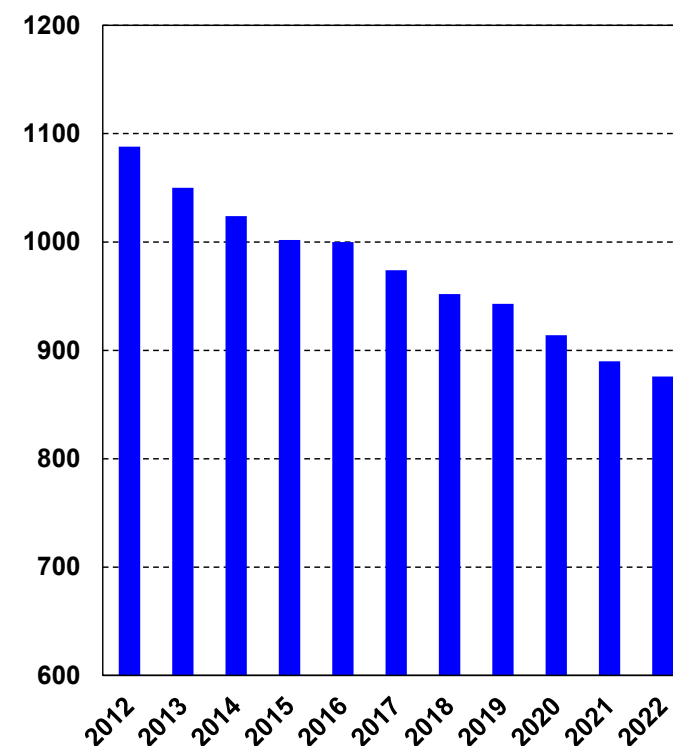
発行額と未使用残高（合計：兆円）



主な形態の発行額（兆円）

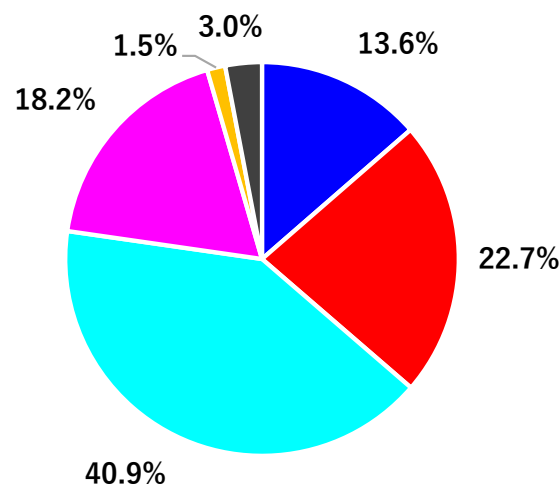


第三者型の発行体数



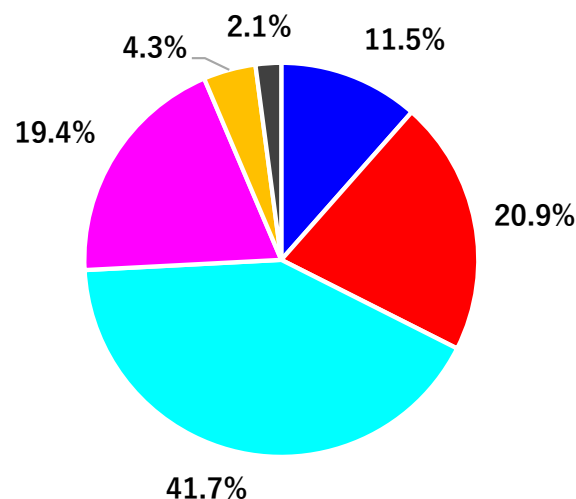
■ 電子マネー（前払式支払手段）の発行者を対象とする調査によれば、主な形態別の決済手数料率は以下の通りとなっている。相対的には、サーバー型（オンライン）で料率が高いことが窺われる。

ICカード型



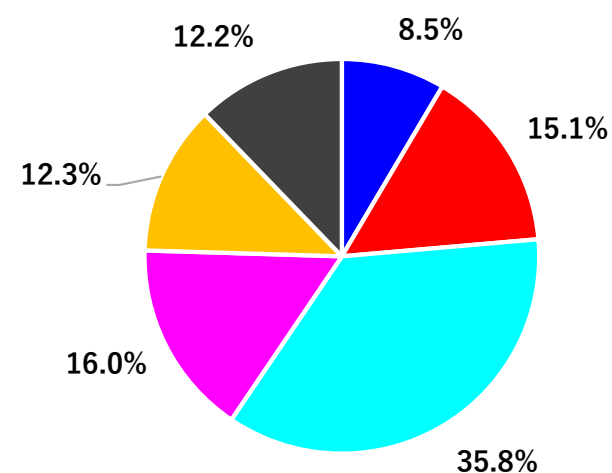
■ なし ■ 1%未満 ■ 3%未満
■ 5%未満 ■ 7%未満 ■ 7%以上

サーバ型（リアル店舗）



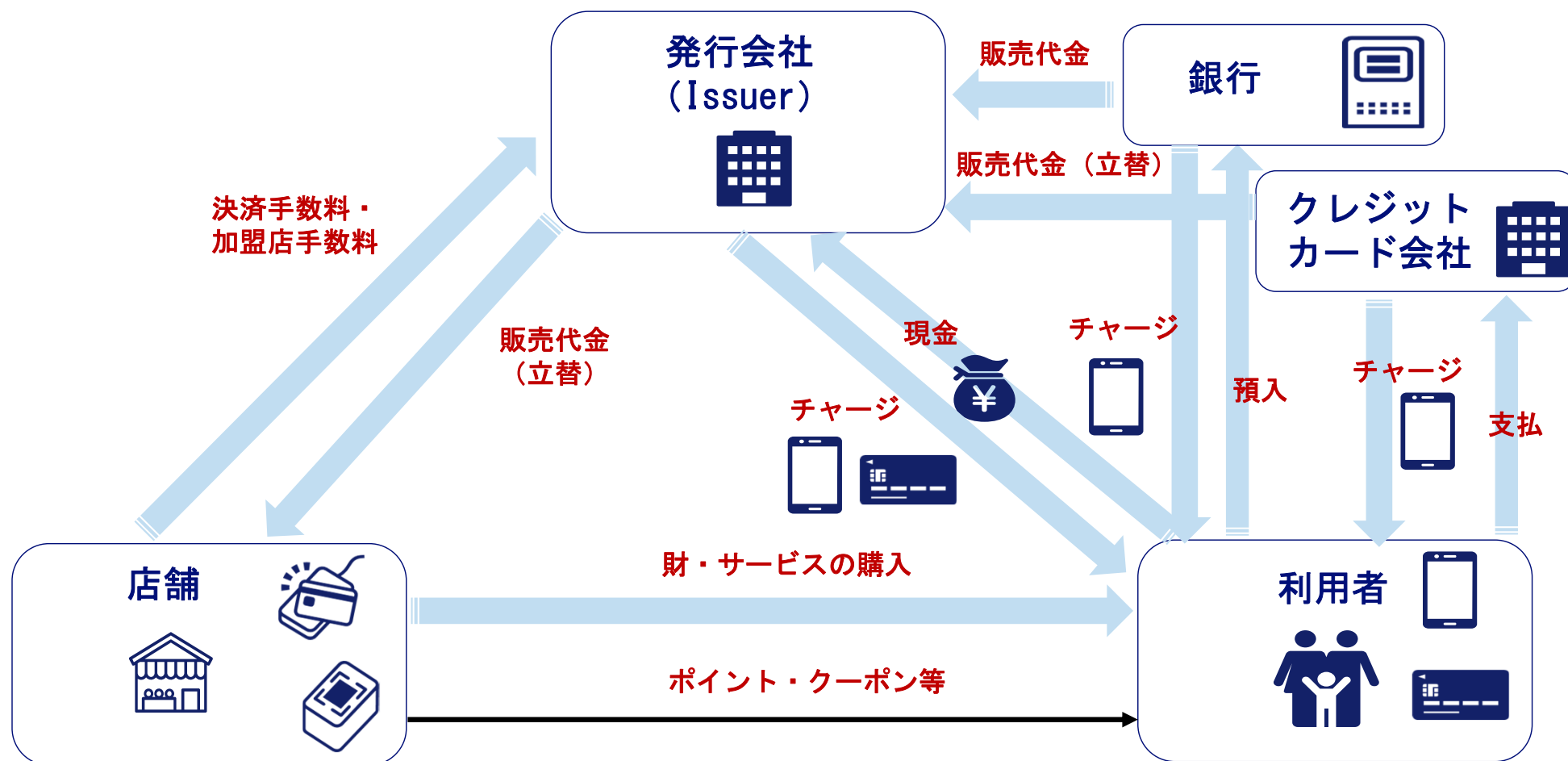
■ なし ■ 1%未満 ■ 3%未満
■ 5%未満 ■ 7%未満 ■ 7%以上

サーバ型（オンライン）

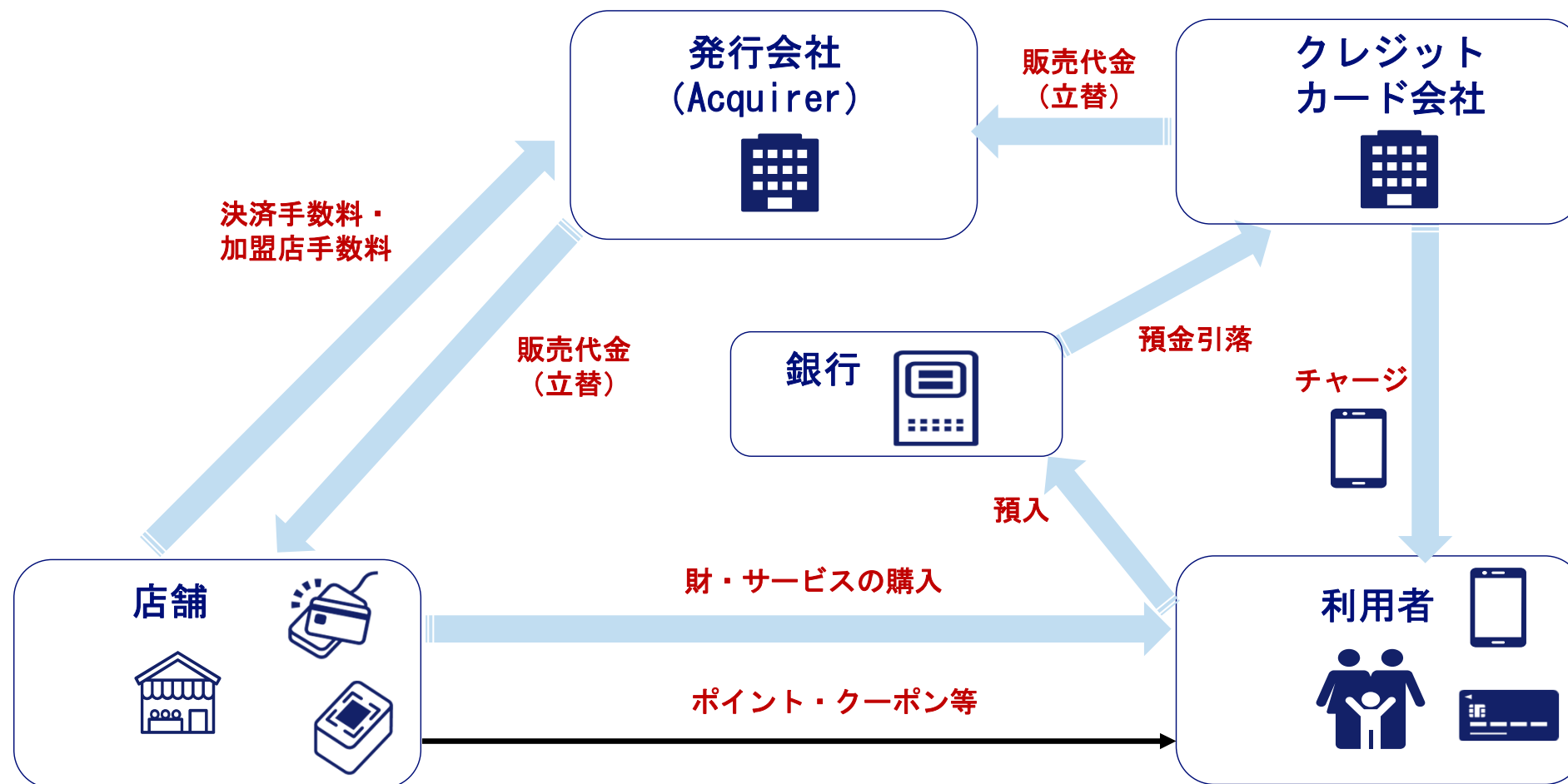


■ なし ■ 1%未満 ■ 3%未満
■ 5%未満 ■ 7%未満 ■ 7%以上

- プラットフォーマーによるコード決済手段の利用（残高方式）の際には、資金と情報は以下のように受け渡される。



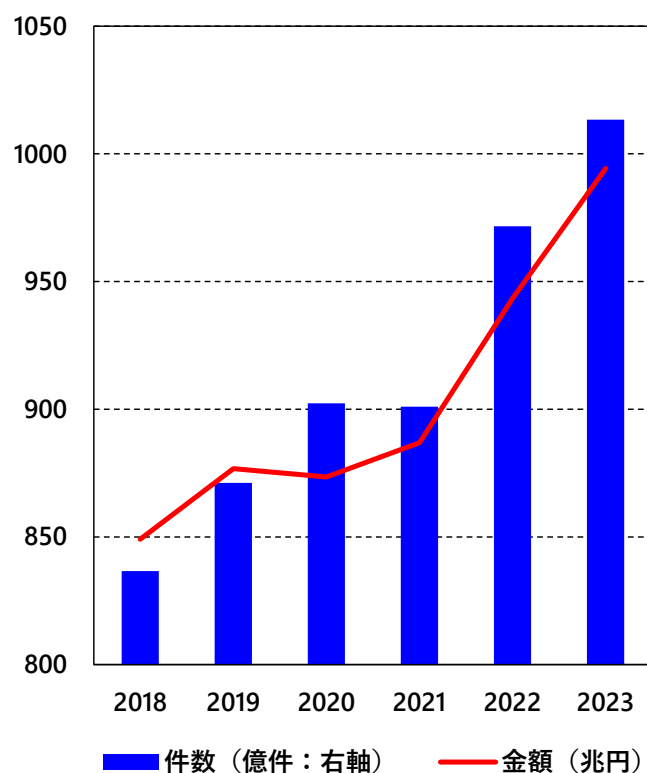
- プラットフォーマーによるコード決済手段の利用（紐付方式）の際には、資金と情報は以下のように受け渡される。



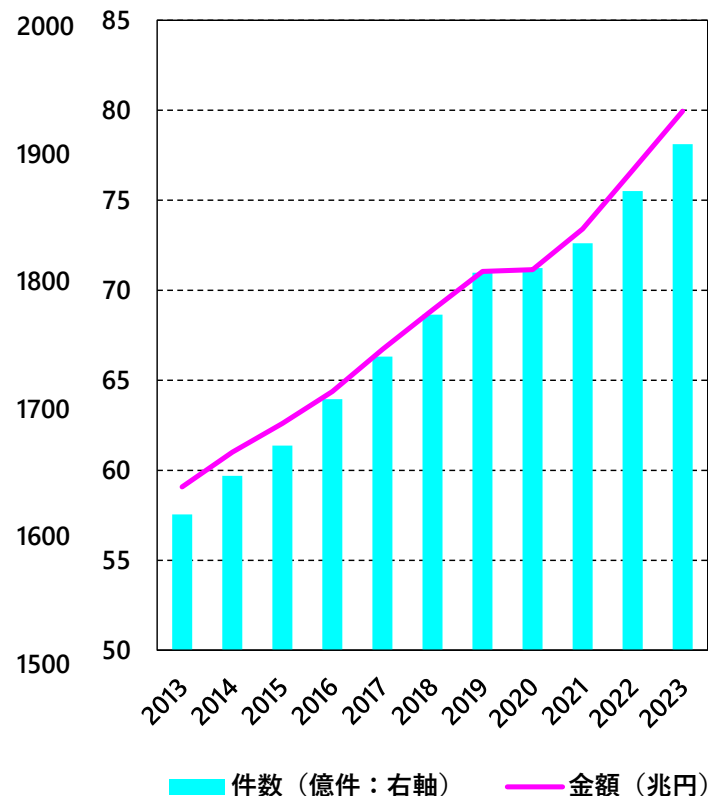
7. 第7章関連

- リテールの預金振込の代理変数として、全銀ネットの小口内国為替（1件1億円未満）をみると、2022年以降は緩やかに増加している。また、受取側ではあるが給与振込の件数や金額も増加を続けている。
- なお、全銀ネットの内国為替合計についてネット入金額を業態別にみると、2020年にかけては、都市銀行の支払超が増加を続けた一方、地方銀行とその他銀行、信金中金・信用金庫で受取超が増加した。

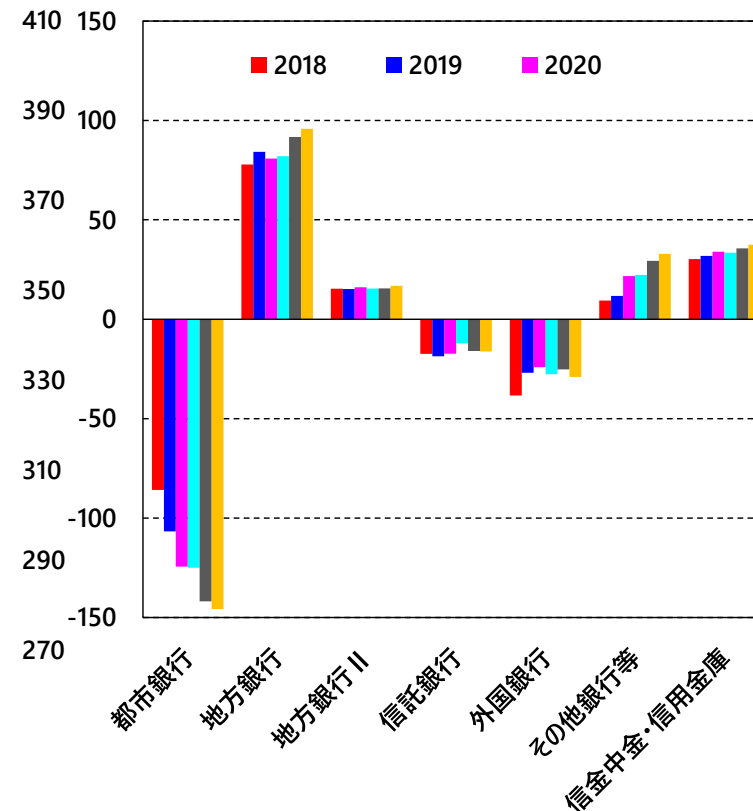
小口内国為替の件数と金額（右軸）
 <年間営業日240日として年ベースに変換>



給与振込の件数と金額（右軸）



業態別のネット入金額（兆円）

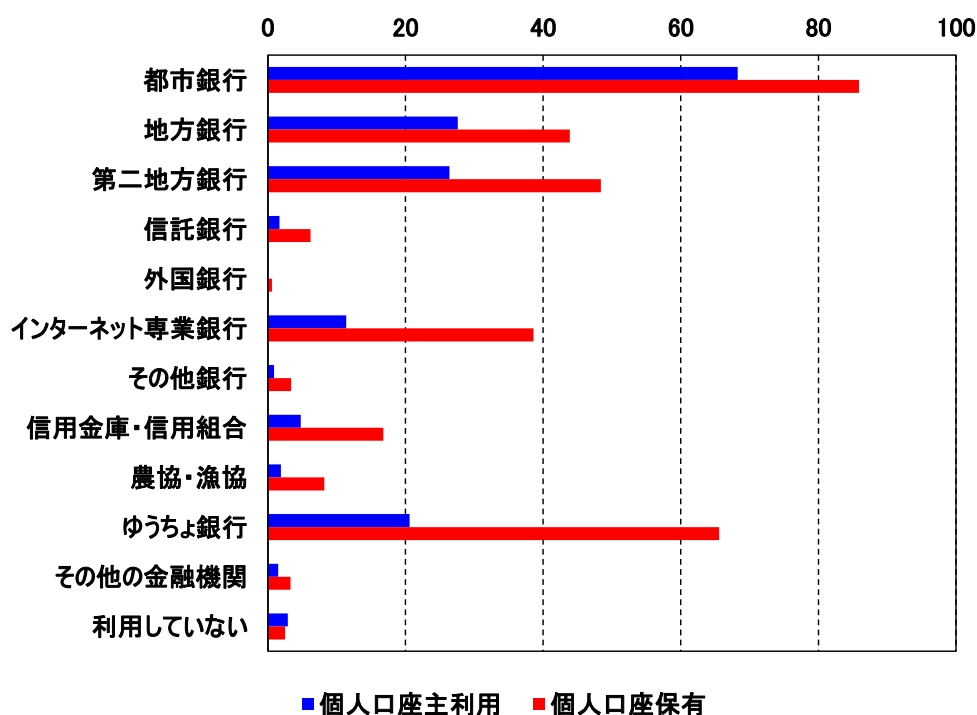


(資料編 7-2)

資料：全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート」

- 全銀協が実施したアンケート調査（回答数3400）によると、約86%の個人が銀行に預金口座を有し、その他の業態を含めるとほぼ全員が金融機関口座を有している。業態別には都市銀行やゆうちょ銀行が多いほか、地方銀行や第二地方銀行にインターネット專業銀行が迫る状況になっている。預金口座の利用目的としては、普通預金や定期預金を通じた貯蓄が主体である一方、支払・決済に関しては、都市銀行や地方銀行、第二地方銀行のシェアが高い。ただし、現金の受払目的では業態間の違いが小さい。

口座を持つ金融機関と
最も利用する金融機関



預金口座の利用目的（抜粋）

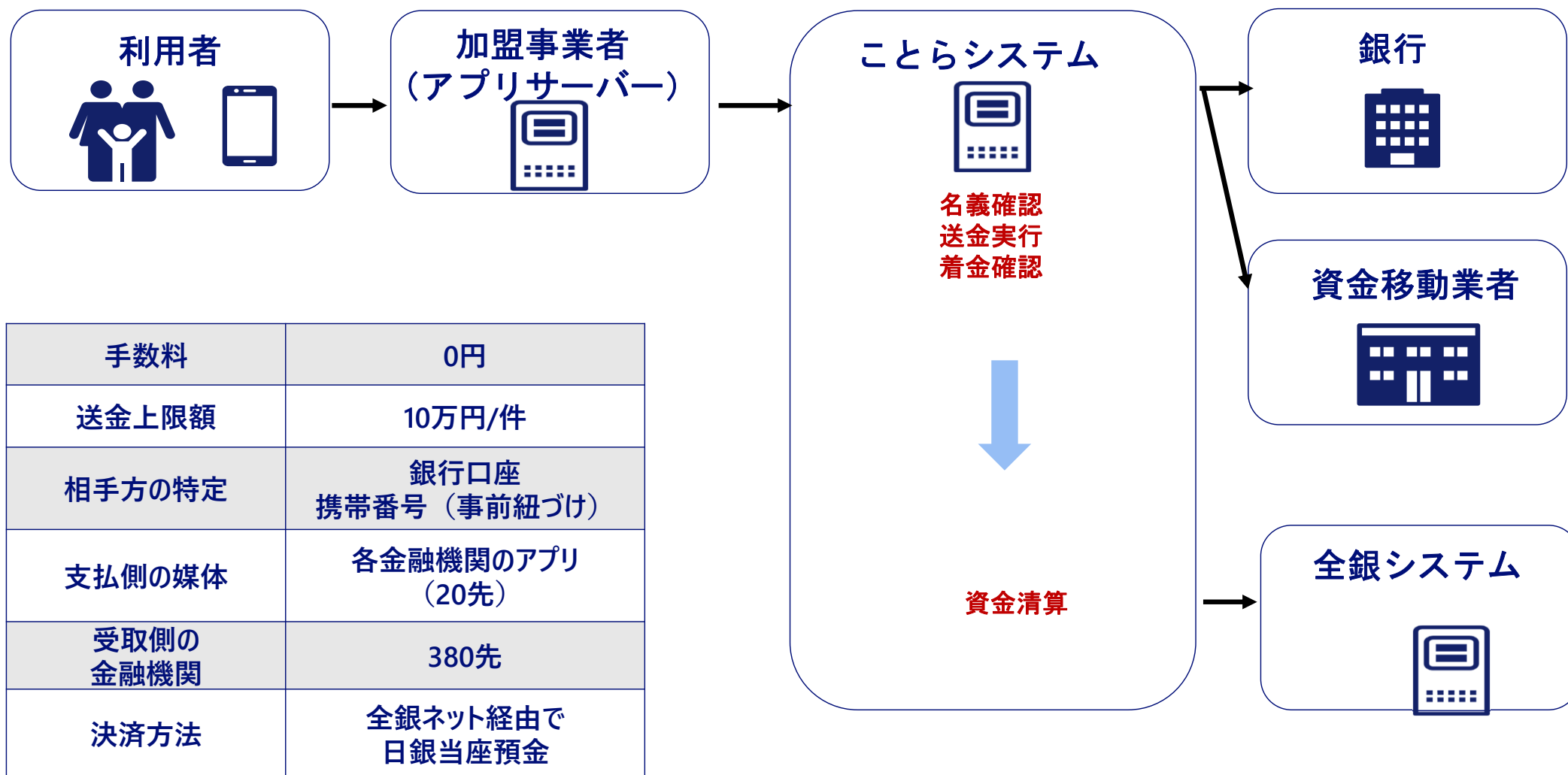
	普通預金	定期預金	住宅借入	ローン借入	給与等受取	預金引落し	現金受払
都市銀行	95.2	18.4	4.0	5.5	29.4	27.7	38.6
地方銀行	94.5	24.5	6.3	4.5	29.4	28.0	38.5
第二地方銀行	88.1	30.0	3.3	4.3	24.8	25.7	38.1
インターネット銀行	87.0	21.3	2.4	2.8	8.2	15.7	34.0
その他銀行	76.3	34.2	3.5	5.2	11.4	11.4	31.6
ゆうちょ銀行	92.9	20.7	0.3	0.5	13.7	14.8	30.9

（資料編 7-3）家計の支出項目別の決済手段の選択理由（預金振替）

■ 野村総合研究所による調査の結果によれば、利用者が預金振替を支払手段として選択する理由としては、「その手段しか選べなかった」とか「その手段しか持っていなかった」といった消極的な内容が上位を占めている。

預金振替・振込を選択した理由	住居費	光熱・水道費	教育費	国税	地方税
各シーンにおける現金の選択順位（位）	3	3	3	3	3
選択した人数（人）	295	376	61	292	335
その決済手段しか選べなかったから/指定されたから	38%	22%	36%	25%	25%
その決済手段しか持っていなかったから	11%	13%	11%	16%	16%
簡単に支払いができるから	10%	13%	8%	16%	15%
普段よく利用している決済手段を利用したかったから	10%	11%	8%	8%	8%
決済にかかる手間が少ないから	5%	10%	3%	10%	10%
その決済手段を登録すると、将来の決済にかかる手間が省けるから	5%	7%	5%	8%	10%
決済時に必ず貯まるポイントの還元率が高いため	2%	3%	7%	1%	2%
購入時に店舗やサイト、アプリ上でお勧めされた決済手段だったから	2%	1%	3%	1%	1%
周囲の人（家族・友人など）が利用している決済手段だったから	1%	2%	2%	1%	1%
決済にかかる時間が短いから	1%	1%	2%	1%	1%
使いすぎの心配がないから	2%	1%	2%	1%	1%
個人情報を登録しないで利用できるから/プライバシーを守れるから	0%	1%	0%	1%	1%
保有している残高を使い切ったから	1%	1%	0%	1%	1%
宣伝・広告などを見て興味を持ち使ってみたかったから	1%	0%	0%	0%	1%
その決済手段を選択すると、高いポイント還元が受けられるキャンペーン等が実施されていたから	1%	1%	0%	0%	0%
クーポンや割引があったから	0%	1%	0%	0%	0%
その他	0%	1%	0%	0%	0%
あてはまるものはない	9%	11%	13%	8%	7%

- 小口の預金振替（1件10万円以下）については、大手銀行が共同で設立した「ことら」が、各銀行（現在20先）のスマートフォンアプリによる無料サービスを提供している。

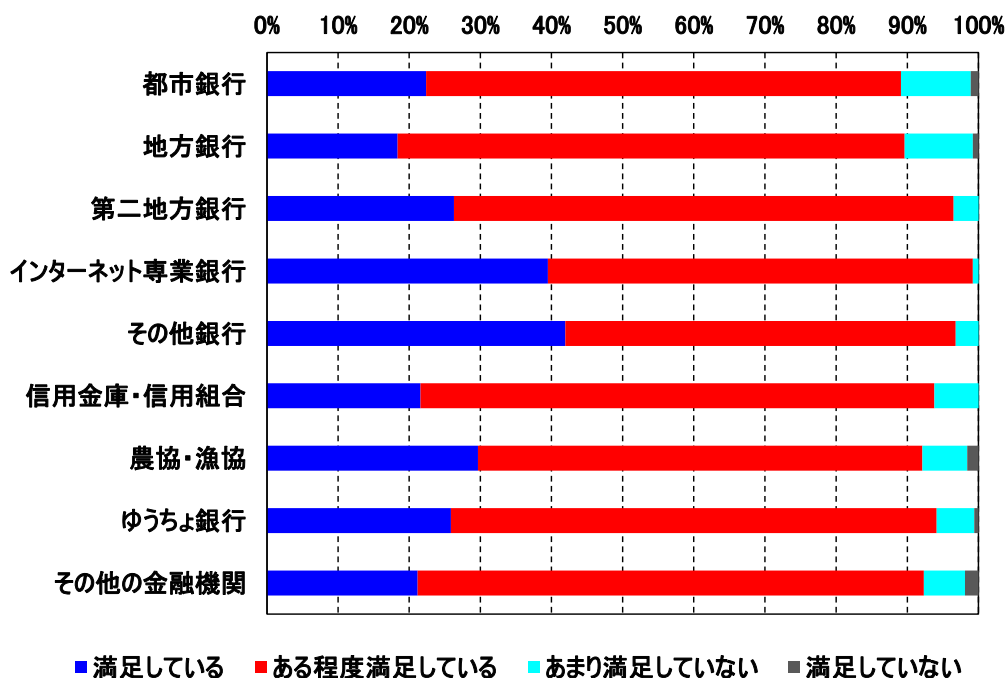


(資料編 7-5)

資料：全国銀行協会「よりよい銀行づくりのためのアンケート」

- 全銀協が実施したアンケート調査（回答数3400）によると、約9割の個人が金融機関に満足している。業態別にはインターネット専業銀行やその他銀行が相対的に高い。満足理由も業態別に異なり、都市銀行や地方銀行、第二地方銀行、ゆうちょ銀行ではATMや店舗の身近さが評価されているのに対し、インターネット専業銀行やその他銀行ではウェブサイトやアプリの利便性が評価されている。

金融機関の満足度



金融機関の満足理由
(1位から3位を抜粋)

都市銀行	①ATMが身近 (48.1) ②店舗が身近 (28.4) ③規模が大きい (24.0)
地方銀行	①ATMが身近 (52.5) ②店舗が身近 (36.1) ③給与振込の利便性 (23.4)
第二地方銀行	①ATMが身近 (60.0) ②店舗が身近 (34.5) ③給与振込の利便性 (23.8)
インターネット銀行	①手数料が有利 (42.4) ②ウェブサイトの利便性 (41.1) ③アプリの利便性 (38.5)
その他銀行	①ATMが身近 (33.3) ②アプリの利便性 (33.3) ③ウェブサイトの見やすさ (30.0)
ゆうちょ銀行	①ATMが身近 (51.1) ②店舗が身近 (45.7) ③ATMの待ち時間少 (24.0)

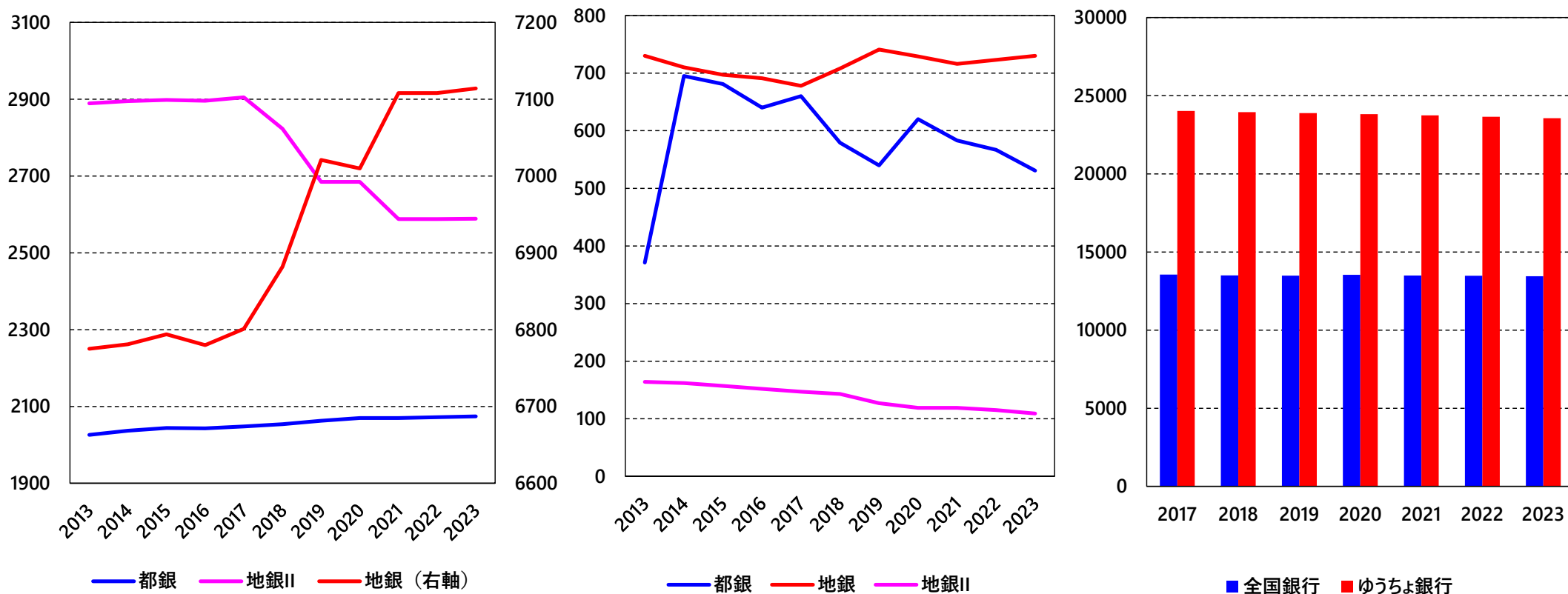
(資料編 7-6)

資料：全国銀行協会、ゆうちょ銀行

- 銀行の店舗数は、全銀協ベースで主要業態について見ると、地銀IIは経営統合に伴う業態転換等もあって減少している一方、都銀は微増、地銀は2021年度まで増加したあと横ばいとなっている。一方、実質的に店舗外ATMの役割も有する出張所数は、都銀と地銀IIで減少傾向にある一方、地銀は横ばいとなっている。
- 全銀協ベースの主要業態における店舗と出張所の合計を、ゆうちょ銀行が公表している「店舗数」と比較すると、前者が13500程度で推移しているのに対し、後者は23000台の後半にあり、その差は大きい。ただし、ゆうちょ銀行も極めて緩やかながら「店舗数」が減少している。

店舗数等の推移

<左：店舗数、中央：出張所数、右：ゆうちょ銀行との比較>



- 銀行は、ATMとスマホアプリの高度化を進めることで、振込手数料の設定やポイント還元等と合わせて、単純な支払・決済をこうしたチャネルへ誘導している。この点は、決済ビジネスに関する業務コストの削減という意味があるだけでなく、特にリテール分野ではより広範な金融サービスのチャネルとすることも展望されている。

	多機能ATM	スマホアプリ
口座開設	免許証やマイナンバーカードを使用 (一部では他行口座の開設も可能)	免許証やマイナンバーカードを使用
個人認証	パスワードまたは生体認証を使用	パスワードまたは生体認証を使用
口座情報の変更	免許証やマイナンバーカードを使用 (一部では他行口座も変更可能)	免許証やマイナンバーカードを使用 (一部では他行口座も変更可能)
残高照会	キャッシュカードまたはスマホアプリを使用	スマホアプリを使用
入出金	キャッシュカードまたはスマホアプリを使用	スマホアプリを使用 (通知設定も可能)
他行振込	キャッシュカードを使用	スマホアプリを使用
QRコードや電子マネーの チャージ	現金を使用 (一部では出金も可能)	---
インバウンド向け キャッシング	海外発行のクレジットカード (VISA/Master)	---
他の金融商品との 振替	---	スマホアプリを使用 (他社とも連携)
家計管理	---	他社アプリと連携
マイナンバー健康保険 申込み	マイナンバーカードを使用	---

- 預金振込サービスの提供は、銀行法上の業務（為替取引）に該当するとされ、預金の受入れや資金の貸付けとともに、いわば本業として位置づけられている。ただし、為替取引の定義は銀行法や資金決済法には規定されておらず、顧客の依頼により現金の直接輸送以外の仕組みを利用して資金を移動すること、とされている。
- 資金移動業者も資金決済法により為替取引を行うことができる。現在は、資金移動業は資金移動業は以下3つのカテゴリーに即して規制を受けており、第1種のみが認可制（内閣府＜金融庁＞）となっている。なお、資金移動業の参入促進等の観点から、2025年に同法の改正が見込まれている。

為替取引の比較

	銀行	資金移動業者
根拠法	銀行法（第10条） （罰則規定は第4条）	資金決済法（第38条）
開始条件	内閣府（金融庁） の免許	内閣府（金融庁） の登録（第1種資金 移動業は業務実施 計画の認可）
監督	銀行法等による規 制と監督	資金決済法に基づく 規制と監督
利用金額	法律上の制限は存 在しない	（右表参照）
決済方法	預金を利用	銀行預金を利用

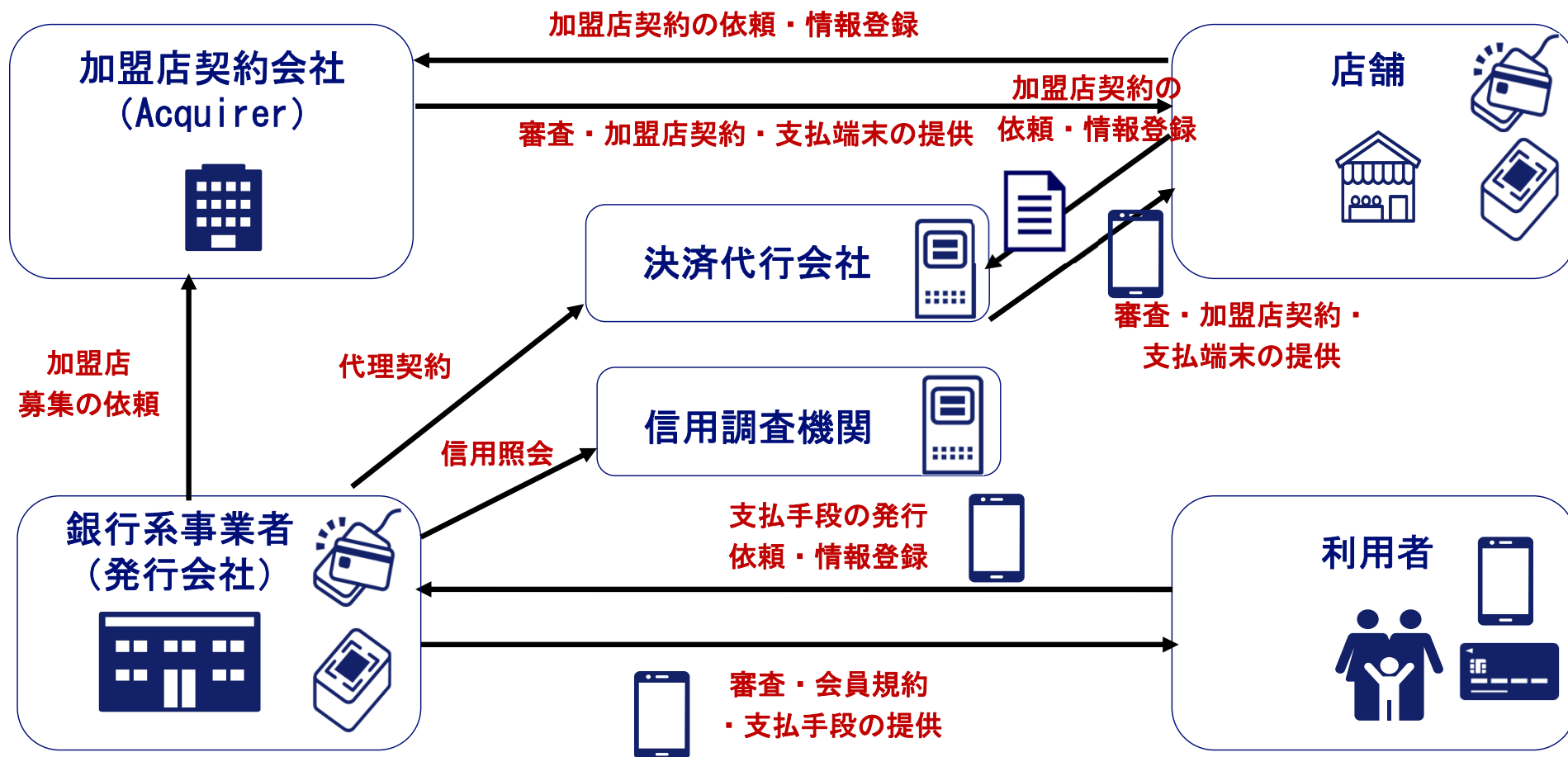
資金移動業者への規制

	第一種	第二種	第三種
参入規制	内閣府（金融庁） の認可	内閣府（金融庁） への登録	内閣府（金融庁） への登録
送金上限	上限なし	1件100万円以下	1件5万円以下
利用者資金 の滞留	原則滞留不可（送 金額、送金日、送 金先が明確な場合 のみ、直ちに送金）	滞留可（受入額100 万円超の場合、送金 と無関係の資金を滞 留させない体制整 備）	滞留可（受入上限 額5万円以下）
利用者資金 の保全方法	・供託・保証・信託 で全額保護 ・営業日ごとに必要 額を算定し、2営業 日以内に保全	・供託・保証・信託で 全額保護 ・週1回以上必要額を 算定し、3営業日 以内に保全	・供託・保証・信託で 全額保護（預金管 理も可） ・週1回以上必要額 を算定し、3営業日 以内に保全
その他	第三者による不正使用が行われた場合の損失補填方針を情報提供		

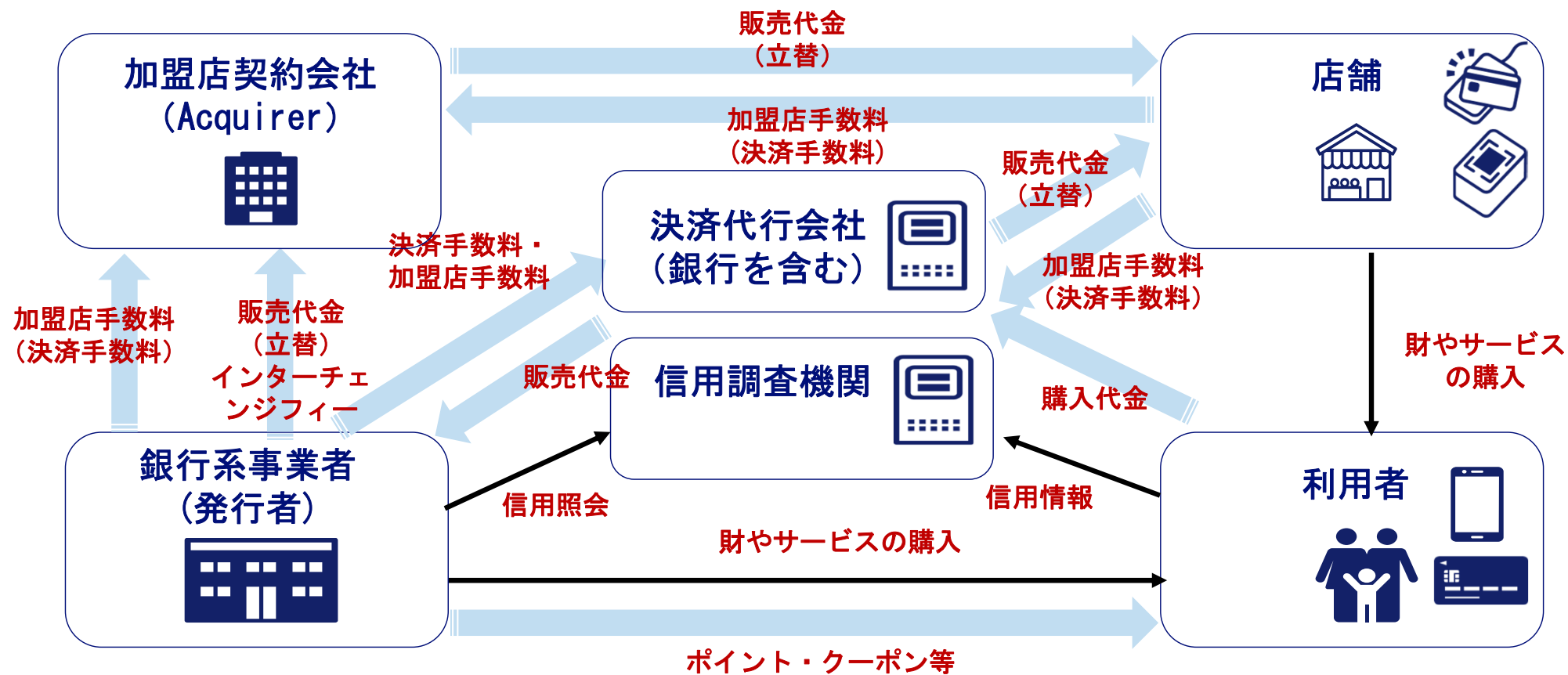
- 全国銀行資金決済ネットワークは、資金決済法（第64条以下）に基づく資金清算業者として、内閣府（金融庁）の免許を受けている。

全国銀行資金決済ネットワーク	
設立	2010年 － 1973年に設立された内国為替運営機構（東京銀行協会が設置）の業務を引継ぎ
組織	・全国銀行資金決済ネットワーク ・加盟金融機関：1100、加盟店舗：29133（いずれも2024年11月・代行決済を含む）
業容	・テレ為替件数：18.8億件、同金額：3642兆円（いずれも2023年度） ・新ファイル転送件数：4.5億件、同金額：63兆円（いずれも2023年度）
主要業務 (テレ為替)	・1件ごとに為替通知を受発信（振込＜給与や国庫金を含む＞、送金、取立等）
主要業務 (新ファイル転送)	・複数の為替通知を一括して受発信（年金、給与、配当金等）
稼働時間	・テレ為替（コアタイム：08:30-15:30, モアタイム：15:30-08:30） － モアタイムの件数は2.5億件、同金額は43兆円（いずれも2023年度） ・新ファイル転送（08:30-16:40）
決済リスク対策	・加盟金融機関による担保差入 ・流動性供給銀行による資金供給 ・仕向け超過額に対する上限の設定 ・大口内国為替取引（1億円以上）の日銀ネットによるRTGS
参加経費	・システムコストの分担：システムベンダーに対する支払額を件数等に応じて按分 － 大規模行は約1500万円、小規模行は約300万円（いずれも月次）と説明（1件8.6円に相当） ・内国為替制度運営費：仕向け銀行から被仕向銀行への支払（1件62円） ・運営経費分担金／加入金：既存会員／新規会員が支払（2022年度：計約6.1億円）

■ 銀行系事業者によるクレジットカードの発行の際には、情報は以下のように受け渡しされる。



- 銀行系事業者によるクレジットカードの利用の際には、情報は以下のように受け渡しされる。



- 銀行系クレジットカードでは、全銀協による全国銀行個人信用情報センターを信用情報機関として活用する（JICCやシーアイシーと同じく、貸金業法上の指定信用情報機関）。なお、実務的に最初に生ずる店舗から発行体への照会を効率化するため、「決済ネットワーク」と呼ばれる主体も関与している。

全国銀行個人信用情報センター	
設立	1988年 ーそれまで各地の銀行協会に設置されていたセンターを統合
組織	・全国銀行協会が設置・運営 ・会員制（1035社＜2024年3月＞）
業容	・保有情報量：9870万件 ・照会件数：1170万件 （いずれも2023年度）
会員向け業務	・個人信用情報の提供 （個人の借入れ等に関する情報を会員企業の照会に基づいて提供）
消費者向け業務	・本人開示 （個人が自身の信用情報を確認できる制度） ・本人申告 （個人が本人確認書類の紛失等の場合に申告できる制度）

決済ネットワーク	
背景	・クレジットカードの利用の際の店舗から発行体への照会事務のデジタル化
代表例	・CAFIS（NTTデータ：1984年～） ・CARDNET（JCB等：1995年～）
基本機能	・クレジットカード・デビットカード、ICカード、QRコードの利用の際の店舗と発行体の間の取引情報の中継
付加機能	・公共機関等への収納代行（預金振込） ・他社ATMでの入出金・預金振込 ・多機能端末 ・他通貨決済 ・取引データの収集や分析

その他
・JICCやシーアイシーとの間で情報交流（CRIN＜1987年＞→IDEA＜2022年＞）を実施

- 銀行は、銀行免許を受けていない主体が銀行代理業（銀行法上の固有業務の代理または媒介）を行う際に、所属銀行として固有業務を提供している。同様にゆうちょ銀行は簡易郵便局に対する所属銀行の役割を果たしている。近年では、プラットフォーマーが金融サービスに進出するために活用されるケースもみられる。

銀行代理業に対する規制

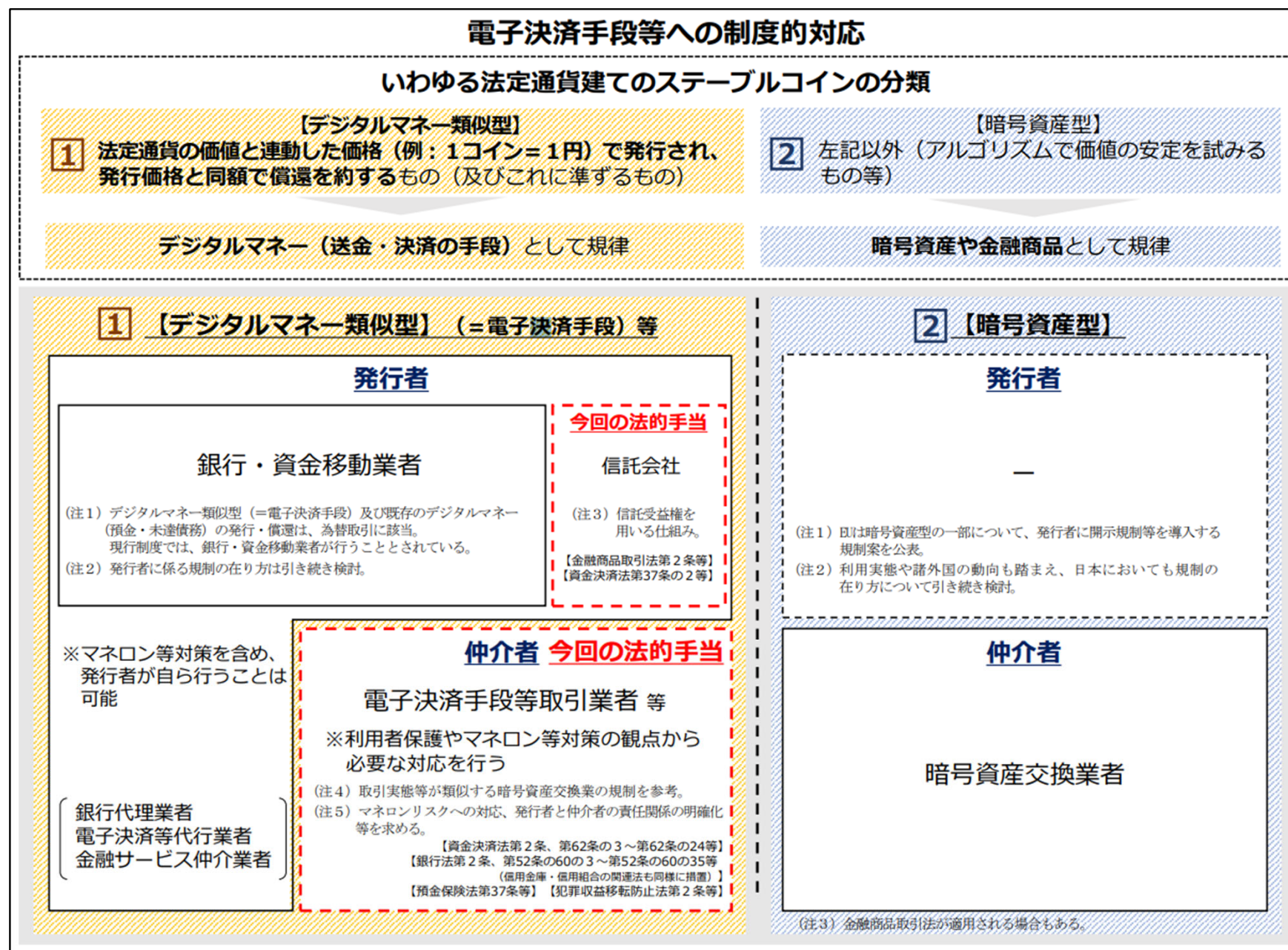
対象業務 (これらのいずれか)	・預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理または媒介 ・資金の貸付等を内容とする契約の締結の代理または媒介 ・為替取引を内容とする契約の締結の代理または媒介
所属銀行	・上記の代理または媒介によって、 ・預金等の受入れを内容とする契約 ・資金の貸付等を内容とする契約 ・為替取引を内容とする契約を締結する銀行
参入規制	・銀行代理業者は内閣府（金融庁）の免許（銀行法に基づく） ・所属銀行は銀行法上の免許が前提
行為規制	・いわゆる抱き合わせ販売等の禁止 ・競争者との取引を禁止する取扱いの禁止 ・利用者から受け入れた金銭の分別管理 ・所属銀行による監督・指導の義務

銀行代理業者（2024年9月時点）

< 業態の明確なもの >

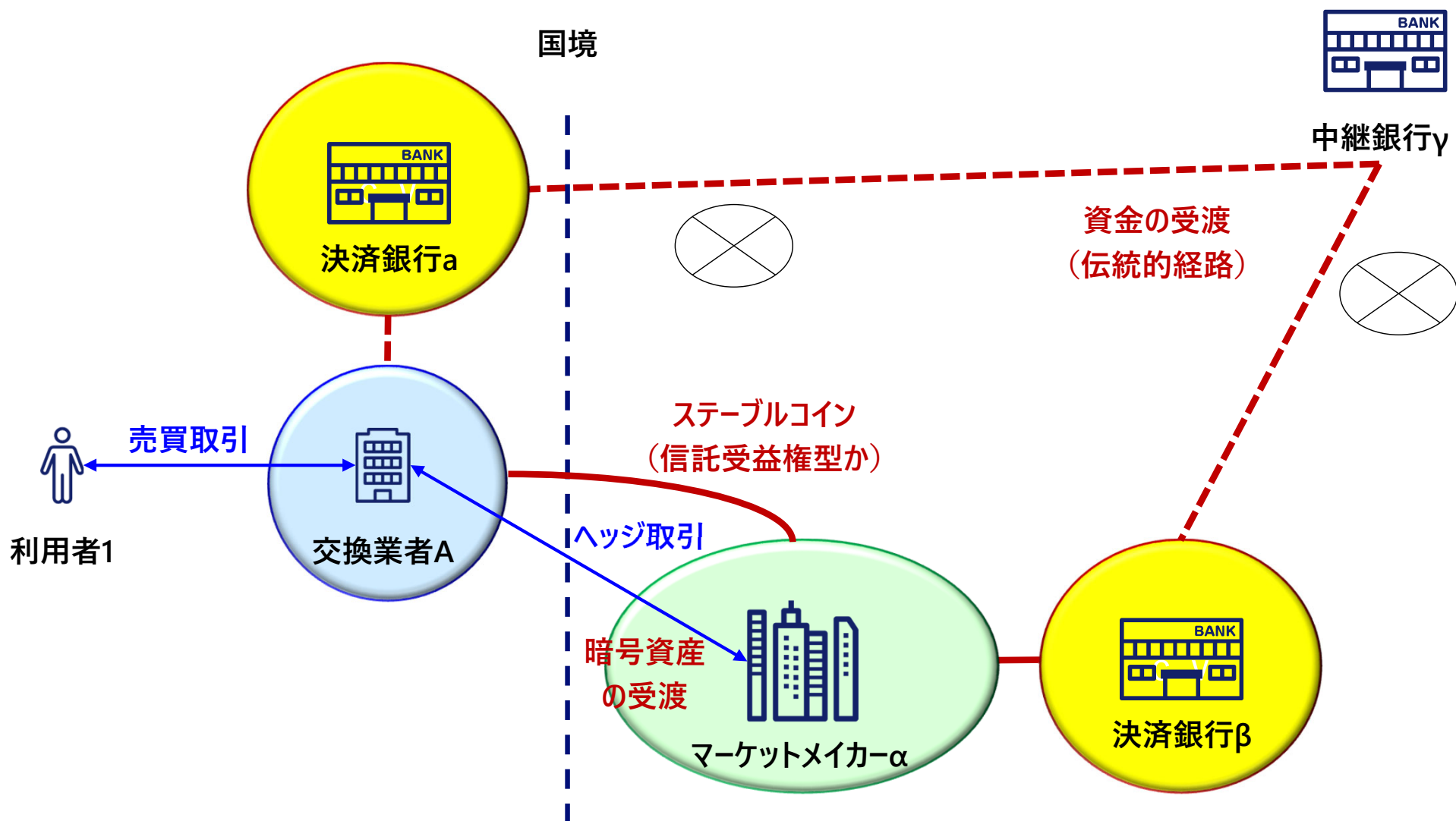
業態	認可数	主な所属銀行
ノンバンク	23	・大手銀行 ・新業態銀行
地方銀行	20	・地方銀行
事業法人 (含むプラットフォーマー)	17	・新業態銀行
保険・保険代理店	12	・新業態銀行 ・地方銀行
金融商品取扱業者	11	・大手銀行（信託を含む） ・新業態銀行

(資料編 7-14) <片山氏説明資料>



（出典）金融庁（2022年3月）説明資料「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」

(資料編 7-15) <片山氏説明資料>



(出典) 【プレスリリース】「Gincoと三菱UFJ信託銀行およびProgmaticの協業による 暗号資産業界横断ステーブルコイン「XJPY」「XUSD」の共同検討開始について」等の情報をもとに野村総合研究所作成

■ 海外と日本では、ステーブルコイン発行者のビジネスモデルに大きな違い。

海外（主に米ドル建て）SC

発行者	・資金移動業者（州法） ・事業法人
価値の裏付け	（金融資産型の場合） ・政府短期証券 ・銀行預金 等
収益源	・資金運用益 — 負債は無利子の「コイン」 — 資産は証券・大口預金

日本の電子決済手段、電子決済

預金取扱金融機関	資金移動業者	信託銀行 信託会社・外国信託会社
自行B/S	履行保証金（供託）	他行預金（信託会社名義）
銀行ビジネス	手数料等	預金利息？

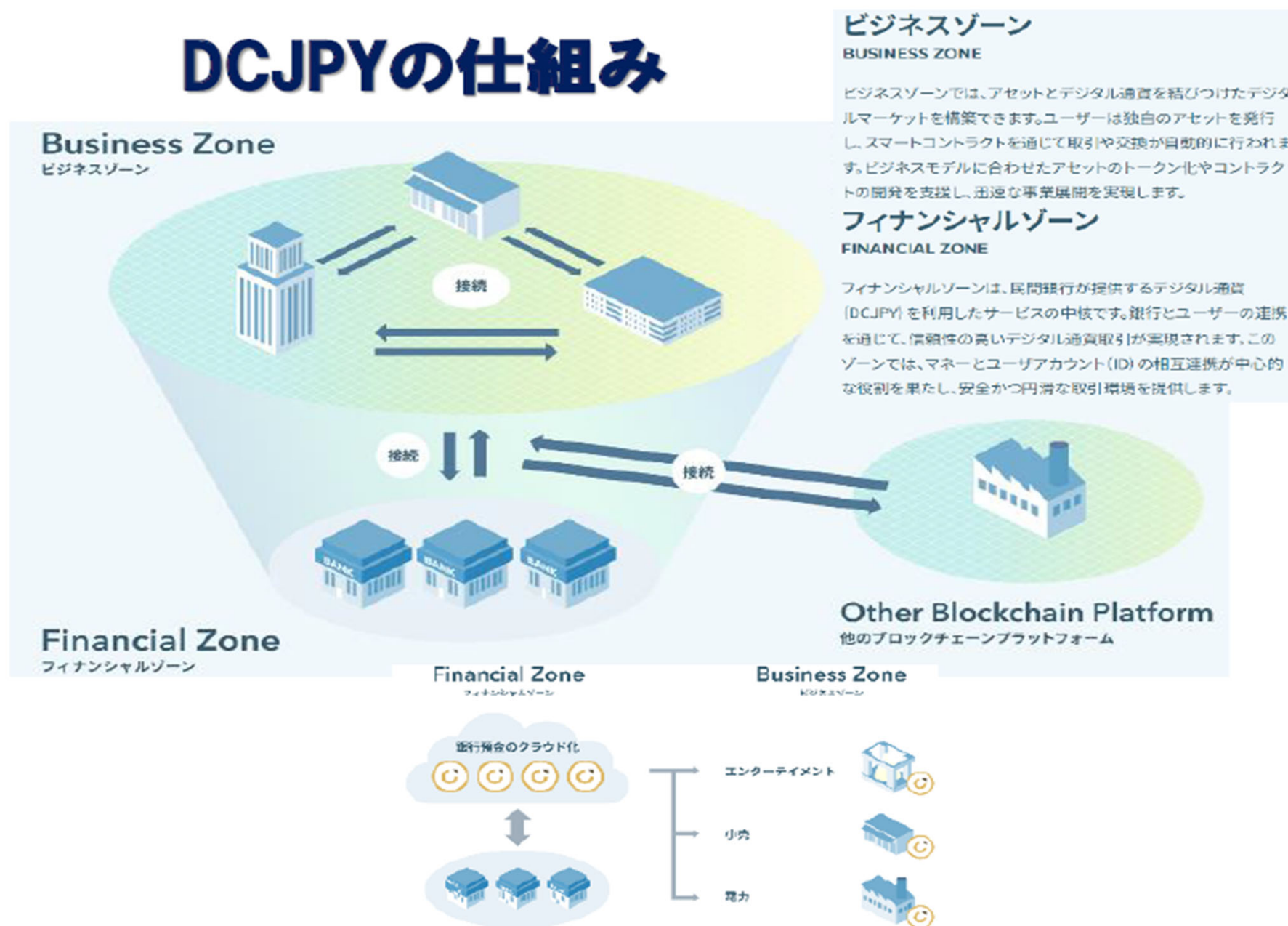


トークン化預金(Tokenized)プロジェクト

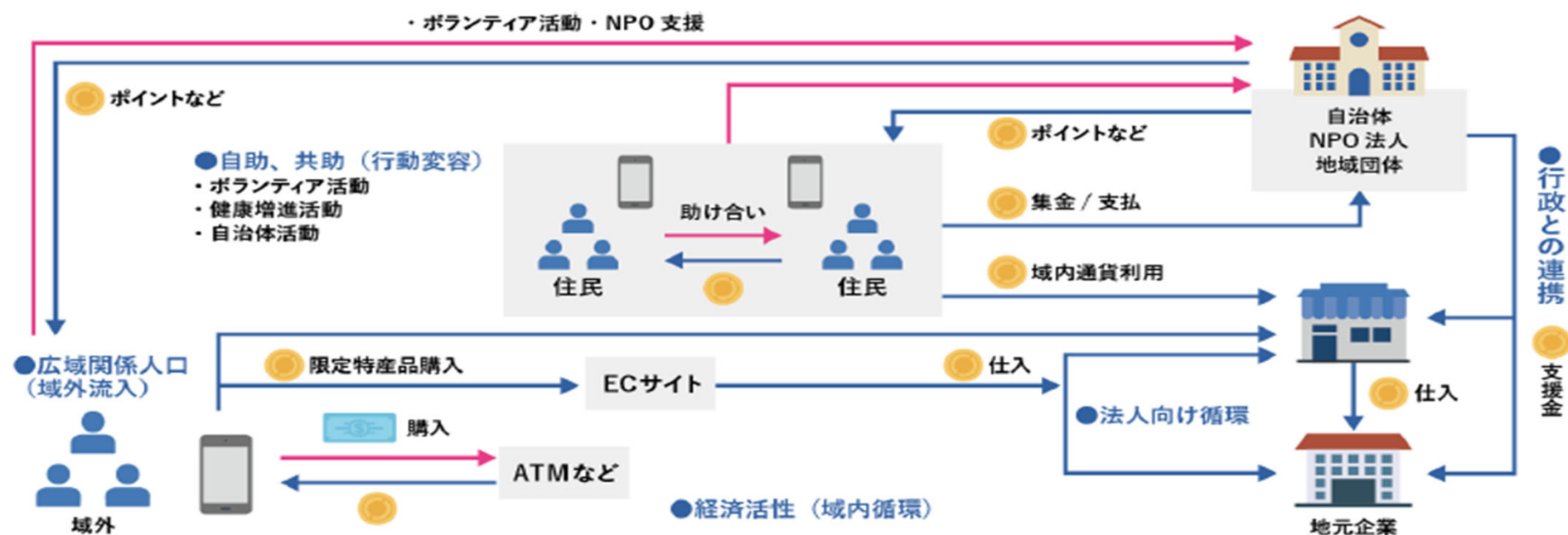
名 称	運営主体	名 称	運営主体
Kinexys	JP Morgan	GL1 (Global Layer 1)	MAS & 民間銀行
MTN (Multi-Token Network)	Mastercard	DBS Token Services	DBS
RLN(Regulated liability Network)	米英金融機関	SGIS SmartCash	SOCIETE GENERALE
Citi Token Services	Citi	CBMT(Commercial Bank Money Token)	ドイツ銀行協会
VTAP(Visa Tokenized Asset platform)	VISA	Tokenized Deposit	韓国中銀 & 韓国民間銀行

31

DCJPYの仕組み

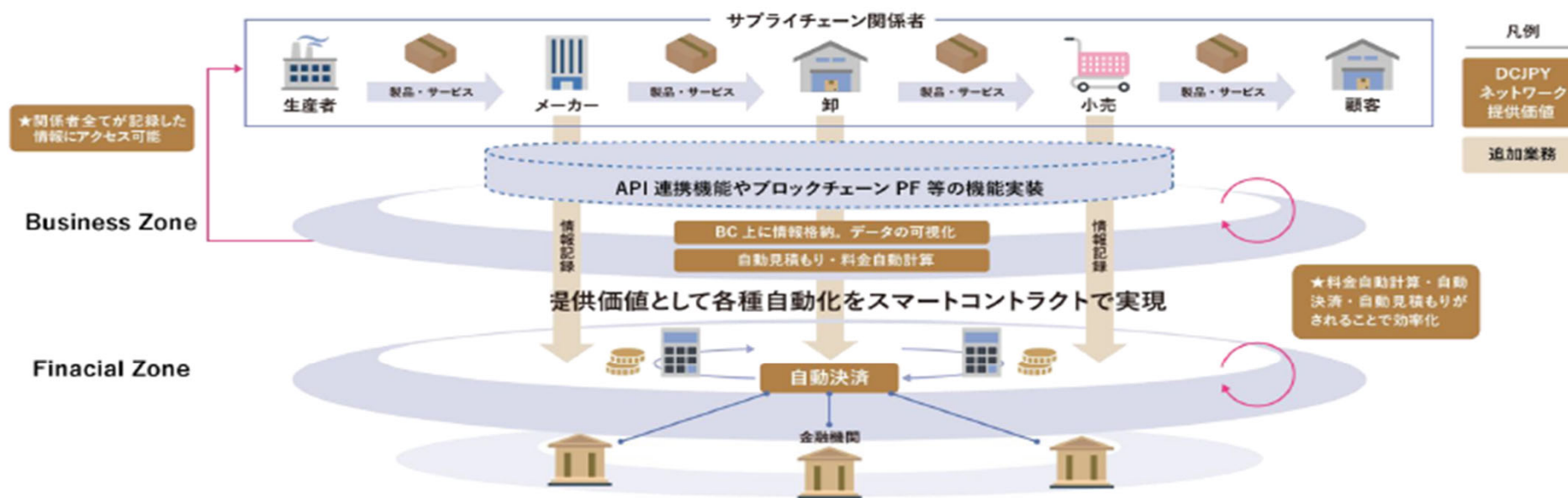


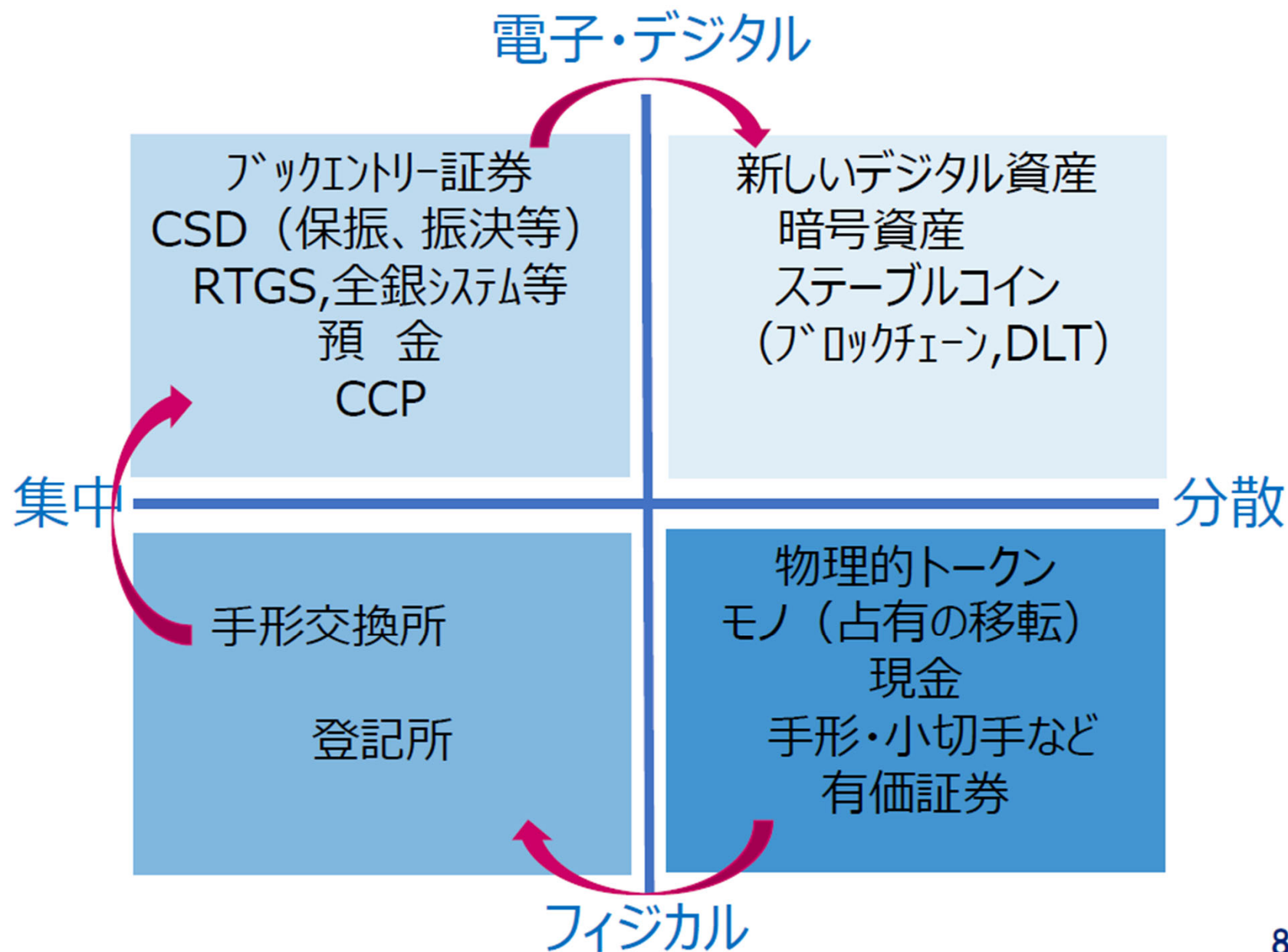
DCJPYとデジタル地域通貨

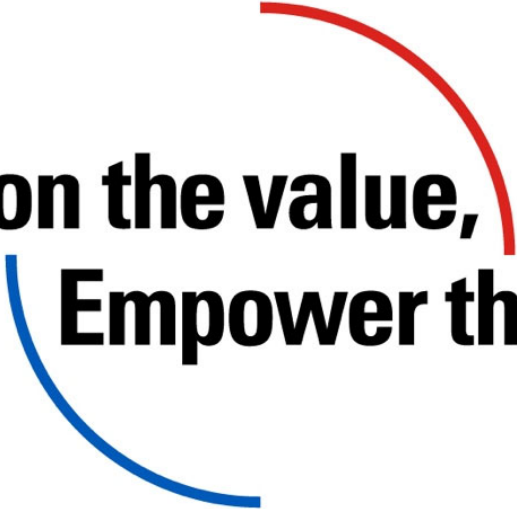


©デジタル通貨フォーラム

DCJPYによるサプライチェーン効率化







**Envision the value,
Empower the change**